

雲仙市地域防災計画

資料編

令和5年5月修正
雲仙市防災会議

雲仙市地域防災計画 資料編 目次

1	雲仙市防災会議条例	1
2	雲仙市防災会議委員名簿	3
3	雲仙市災害対策本部条例	5
4	雲仙市災害警戒本部 標準配備表	6
5	雲仙市災害対策本部 標準配備表	8
6	災害対策基本法関係条文（抜粋）	11
7	雲仙市消防団の設置等に関する条例	14
8	雲仙市消防団の組織等に関する規則	15
9	雲仙市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例	23
10	雲仙市災害弔慰金の支給等に関する条例	26
11	雲仙市災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則	30
12	災害情報収集及び被害報告取扱計画	34
13	災害報告事務の状況一覧	37
14	罹災証明書	39
15	災害情報受信票等	40
16	地区別避難場所等一覧	43
17	水防資機材備蓄品一覧	53
18	保有機材一覧	56
19	アマチュア無線局一覧表	57
20	災害緊急通行車両標章及び証明書等	58
21	雲仙市し尿及び浄化槽清掃運搬許可業者	60
22	救急告示病院一覧表	61
23	長崎県防災ヘリコプター運航管理要綱	62
24	長崎県防災ヘリコプター緊急運航要領	67
25	県内自衛隊の配置及び管轄区域	75
26	食糧供給計画	77
27	災害時の応援等協定書	82
28	災害危険区域一覧表等	84
29	雲仙岳噴火警戒レベル	109
30	山地災害危険地区	111
31	要配慮者利用施設	113
32	避難促進施設	115

1 雲仙市防災会議条例

雲仙市防災会議条例

平成 17 年 10 月 11 日 条例第 14 号
改正 平成 25 年 3 月 29 日 条例第 11 号
平成 30 年 3 月 26 日 条例第 10 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、災害対策基本法(昭和 36 年法律第 223 号)第 16 条第 6 項の規定に基づき、雲仙市防災会議(以下「防災会議」という。)の所掌事務及び組織を定めるものとする。

(所掌事務)

第 2 条 防災会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 雲仙市防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- (2) 市長の諮問に応じて市の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
- (3) 前号の重要事項に関し、市長に意見を述べること。
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令により、その権限に属する事務

(会長及び委員)

第 3 条 防災会議は、会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長は市長をもって充てる。
- 3 会長は会務を総理する。
- 4 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。
- 5 委員は、次に掲げる者をもって充てる。
 - (1) 指定地方行政機関のうちから市長が任命する者 3 人以内
 - (2) 長崎県の知事の部内の職員のうちから市長が任命する者 3 人以内
 - (3) 長崎県警察の警察官のうちから市長が任命する者 2 人以内
 - (4) 市長がその部内の職員のうちから指名する者 17 人以内
 - (5) 県央及び島原地域広域市町村圏組合の消防職員 2 人以内
 - (6) 市議会議員 2 人以内
 - (7) 教育長
 - (8) 消防団長
 - (9) 指定公共機関又は指定地方公共機関の職員の中から市長が任命する者 10 人以内
 - (10) 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者の中から市長が任命する者 6 人以内
- 6 前項第 9 号及び第 10 号に規定する委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。
- 7 前項の委員は、再任されることができる。

(専門委員)

第 4 条 防災会議に専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

- 2 専門委員は、関係地方行政機関の職員、県の職員、市の職員、関係指定地方公共機関の職員及び学識経験のある者の中から市長が任命する。
- 3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは解任されるものとする。

(その他)

第 5 条 この条例に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が防災会議に諮って定める。

附 則

この条例は、平成 17 年 10 月 11 日から施行する。

附 則（平成 25 年 3 月 29 日条例第 11 号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成 30 年 3 月 26 日条例第 10 号）

この条例は、公布の日から施行する。

2 雲仙市防災会議委員名簿

令和5年4月1日現在

(会長)

雲仙市長	金澤 秀三郎	かなざわ ひでさぶろう
------	--------	-------------

(委員)

条例 3条 該当	機関名等	氏名	ふりがな
6号	雲仙市議会議長	松尾 文昭	まつお ふみあき
6号	雲仙市議会総務常任委員	佐藤 義隆	さとう よしたか
1号	国土交通省小浜維持出張所長	角口 清彦	かどぐち きよひこ
2号	島原振興局長	近藤 和彦	こんどう かずひこ
2号	県南保健所長	宗 陽子	そう ようこ
3号	雲仙警察署長	林田 智治	はやしだ ともはる
5号	県央地域広域市町村圏組合小浜消防署長	原田 義弘	はらだ よしひろ
5号	島原地域広域市町村圏組合島原消防署長	西田 光介	にしだ こうすけ
8号	雲仙市消防団長	川上 清記	かわかみ きよふみ
9号	一般社団法人 南高医師会長	馬場 恵介	ばば けいすけ
9号	九州電力送配電株式会社島原配電事業所長	園田 彰三	そのだ しょうぞう
9号	(株)NTTフィールドテクノ長崎設備部長	林田 宏之	はやしだ ひろゆき
9号	小浜郵便局長	草野 浩俊	くさの ひろとし
9号	島原鉄道株式会社代表取締役社長	永井 和久	ながい かずひさ
9号	長崎県トラック協会島原支部長	林田 正剛	はやしだ せいごう
9号	長崎県LPガス協会島原支部北部会長	川島 貞文	かわしま さだふみ
9号	九州ガス(株)小浜支店長	中野 太	なかの ふとし
10号	雲仙市自治会長連合会会長	宮崎 正秋	みやざき まさあき
10号	雲仙市社会福祉協議会長	本多 周太	ほんだ しゅうた
10号	自主防災組織代表	中村 篤	なかむら あつし
10号	雲仙市婦人会連絡協議会長	村上 智恵子	むらかみ ちえこ
10号	雲仙市女性防火クラブ連絡協議会長	富永 直子	とみなが なおこ
4号	雲仙市副市長	松橋 秀明	まつばし ひであき
7号	雲仙市教育長	大津 善信	おおつ よしのぶ
4号	雲仙市総務部長	柴崎 孝光	しばさき たかみつ
4号	雲仙市財務部長	三宅 隆浩	みやけ たかひろ
4号	雲仙市地域振興部長	尾崎 輝孝	おざき てるたか
4号	雲仙市健康福祉部長	前田 孝章	まえだ たあかき
4号	雲仙市環境水道部長	竹田 義則	たけだ よしのり
4号	雲仙市農林水産部長	田口 文武	たぐち ふみたけ
4号	雲仙市観光商工部長	松下 隆	まつした たかし
4号	雲仙市建設部長	久米 重治	くめ しげはる
4号	国見総合支所長	吉田 龍	よしだ りゅう
4号	瑞穂総合支所長	菅 康郎	かん やすろう
4号	愛野総合支所長	奥野 隆	おくの たかし

条例 3条 該当	機関名等	氏名	ふりがな
4号	千々石総合支所長	牛嶋 幸也	うしじま ゆきや
4号	小浜総合支所長	関 雄介	せき ゆうすけ
4号	南串山総合支所長	本村 礼介	もとむら れいすけ
4号	地域振興部 地域づくり推進課長	釣川 和義	つりかわ かずよし

3 雲仙市災害対策本部条例

雲仙市災害対策本部条例

平成 17 年 10 月 11 日条例第 15 号
改正 平成 25 年 3 月 29 日条例第 12 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 23 条の 2 第 8 項の規定に基づき、雲仙市災害対策本部に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第 2 条 災害対策本部長は、災害対策本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。

2 災害対策副本部長は、災害対策本部長を助け、災害対策本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

3 災害対策本部員は、災害対策本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事する。

(部)

第 3 条 災害対策本部長は、必要と認めるときは、災害対策本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき災害対策本部員は、災害対策本部長が指名する。

3 部に部長を置き、災害対策本部長の指命する災害対策本部員がこれに当たる。

4 部長は、部の事務を掌理する。

(現地災害対策本部)

第 4 条 現地災害対策本部に現地災害対策本部長及び現地災害対策本部員その他の職員を置き、災害対策副本部長、災害対策本部員その他の職員のうちから災害対策本部長が指名する者を充てる。

2 現地災害対策本部長は、現地災害対策本部の事務を掌理する。

(その他)

第 5 条 この条例に定めるもののほか、災害対策本部に関し必要な事項は、災害対策本部長が別に定める。

附 則

この条例は、平成 17 年 10 月 11 日から施行する。

附 則（平成 25 年 3 月 29 日条例第 12 号）

この条例は、公布の日から施行する。

4 雲仙市災害警戒本部 標準配備表

《令和5年度》

雲仙市災害警戒本部

対策部名	部長 (副市長)	班名	班長 (副班長)	担当課	総人員	災害警戒本部	
						第1配備 (名)	第2配備 (名)
警戒本部	本部長			市長	1		—
	副市長			副市長	1	—	1(1)
	(教育長)			教育長	1	—	1(1)
総務対策部	総務部長 (監査事務局 長)				部長等 2 職員 42	1(1) 3(3)	0(1) 2(5)
				総務部長	1	1(1)	0(1)
				監査事務局長	1	—	—
		対策本部 班	危機管理課長 (危機管理班長)	危機管理課	5	2(2)	1(3)
				監査事務局	1	—	—
		市民安全 班	市民安全課長 (市民安全班長)	市民安全課	6	1(1)	1(2)
		支援対策 班	政策企画課長 (広報推進課長)	政策企画課	13	—	—
				広報推進課	4	—	—
		調整班	人事課長 (行革推進課長)	人事課	7	—	—
				行革推進課	6	—	—
救援対策部	健康福祉部長 (福祉課長)				部長等 1 職員 73		1(1)
				健康福祉部長	1	—	1(1)
		市民生活 班	子ども支援課長	福祉課	17	—	—
				子ども支援課	15	—	—
		救護班	健康づくり課長	健康づくり課	14	—	—
避難対策 班	保護課長	保護	10	—	—		
		総合窓口課	17	—	—		
財務対策部	財務部長 (会計管理者)				部長等 2 職員 14		2(2)
				財務部長	1	—	1(1)
				会計管理者	1	—	1(1)
		物資班	財政課長 (会計課長)	財政課長	7	—	—
				会計課	4	—	—
		ライフ ライン班	財産管理課長 (契約検査課長)	財産管理課	7	—	—
		証明班	税務課長 (数納推進課長)	契約検査課	5	—	—
税務課	15			—	—		
		収納推進課	6	—	—		
土木対策部	建設部長 (監理課長)				部長等 1 職員 36	1(1)	0(1)
				建設部長	1	1(1)	0(1)
		治山治水・ 道路班	道路河川課長 (用地課長、建設 総務班長)	監理課	9	—	—
				用地課	6	—	—
				道路河川班	12	1(1)	0(1)
住宅対策 班	建築課長 (建築指導班長)	建築課	9	—	—		
環境衛生 対策部	環境水道部長 (水道課長)				部長等 1 職員 40	1(1)	1(1)
				環境水道部長	1	—	1(1)
		環境衛星 班	環境政策課長 (環境政班長)	環境政策課	14	—	—
		水道班	水道班長 (水道管理班長)	水道課	18	—	—
		下水道班	下水道課長 (下水道班長)	下水道課	7	—	—

対策部名	部長 (副市長)	班名	班長 (副班長)	担当課	区分	災害警戒本部	
						第1配備 (名)	第2 配備 (名)
農林水産 対策部	農林水産部長 (農業委員 会事務局長)				部長等 2 職員 28	1(1) 1(1)	1(2) 0(1)
				農林水産部長	1	1(1)	0(1)
				農業委員会事務局長	1		1(1)
		農政班	農林課長 (農地総務班長)	農林課 農業委員会	15 4	— —	— —
		農水施設 班	農漁村整備課長 (整備維持班長)	農漁村整備課	9	1(1)	0(1)
観光商工 対策部	観光商工部長 (観光走行部 理事)				部長等 2 職員 20		1(1)
				勸告商工部長	1		1(1)
				観光商工部理事	1	—	—
		観光商工 班	観光物産課長 (商工労政課長)	観光物産課	12	—	—
				商工労政課	5	—	—
		企業誘致推進 室	3	—	—		
議会対策 部	議会議務局長 (議会議務局 次長)				部長等 1 職員 4		1(1)
		議会対策 班	総務議事班長	議会事務局長	1 4		1(1) —
文教対策 部	教育次長 (総務課長)				部長等 1 職員 31		1(1)
				教育次長	1		1(1)
		学校対策 班	学校教育課長 (総務班長)	総務課	6	—	—
				学校教育課	9	—	—
		教育施設 対策班	生涯学習課長 (スポーツ振興 課長)	生涯学習課	11	—	—
スポーツ振興 課	5			—	—		
地域対策 部	地域振興部長 (地域づくり 推進課長)			地域振興部長	部長等 1 職員 65	1(1) 14(14)	0(1) 7(21)
		吾妻支部	地域づくり推進 課長(地域づくり 推進班長)		課長 1 職員 8	1(1) 1(1)	0(1) 1(2)
		国見支部	国見総合支所長		支所長 1 職員 11	1(1) 1(1)	0(1) 1(2)
		瑞穂支部	瑞穂総合支所長		支所長 1 職員 8	1(1) 1(1)	0(1) 1(2)
		愛野支部	愛野総合支所長		支所長 1 職員 7	1(1) 1(1)	0(1) 1(2)
		千々石支 部 小浜支部	千々石総合支所 長		支所長 1 職員 6	1(1) 1(1)	0(1) 1(2)
		小浜支部	小浜総合支所長		支所長 1 職員 11	1(1) 1(1)	0(1) 1(2)
南串山支 部	南串山総合支所 長		支所長 1 職員 7	1(1) 1(1)	0(1) 1(2)		
対策本部(地域振興部を除く)						8(8)	12(20)
地域振興部						15(15)	7(22)
合 計						23(23)	19(42)

5 雲仙市災害対策本部 標準配備表

《令和5年度》

雲仙市災害対策本部

対策部名	部長 (副部長)	班名	班長 (副班長)	担当課	総人員	災害対策本部			
						第3 配備	第4 配備	第5 配備	
対策部名	対策本部			市長	1	1(3)	0(3)	0(3)	
				副市長	1	0(1)	0(1)	0(1)	
				教育長	1	0(1)	0(1)	0(1)	
	部長 (副部長)	総務対策部長 (監査事務局長)				2 42	1(2) 11 (16)	0(2) 7(23)	0(2) 19 (42)
					総務部長	1	0(1)	0(1)	0(1)
					監査事務局長	1	1(1)	0(1)	0(1)
			対策本部班	危機管理課長 (市民安全課長)	危機管理課	5	1(4)	0(4)	1(5)
					監査事務局	1		1(1)	0(1)
			市民安全班	市民安全課長 (市民安全班長)	市民安全課	6	2(4)	1(5)	1(6)
			支援対策班	政策企画課長 (広報推進課長)	政策企画課	13	3(3)	1(4)	9(13)
					広報推進課	4	1(1)	1(2)	2(4)
			調整班	人事課長 (行革推進課長)	人事課	7	2(2)	1(3)	4(7)
					行革推進課	6	2(2)	2(4)	2(6)
	救援対策部	健康福祉部長 (福祉課長)				1 73	0(1) 20 (20)	0(1) 14 (34)	0(1) 39(73)
					健康福祉部長	1	0(1)	0(1)	0(1)
			市民生活班	子ども支援課長 (総務高齢班長)	福祉課	17	5(5)	3(8)	9(17)
					子ども支援課	15	4(4)	3(7)	8(15)
			救護班	健康づくり課長 (健康推進班長)	健康づくり課	14	3(3)	3(6)	8(14)
			避難所対策班	保護課長 (総合窓口課長)	保護課	10	3(3)	2(5)	5(10)
					総合窓口課	17	5(5)	3(8)	9(17)
	財務対策部	財務部長 (会計管理者)				2 44	0(2) 13(13)	0(2) 11 (24)	0(2) 20(44)
					財務部長	1	0(1)	0(1)	0(1)
					関係管理者	1	0(1)	0(1)	0(1)
			物資班	財政課長 (会計課長)	財政課	7	2(2)	2(4)	3(7)
					会計課	4	1(1)	1(2)	2(4)
			ライフライン班	財産管理課長 (契約検査課長)	財産管理課	7	2(2)	2(4)	3(7)
					契約検査課	5	1(1)	1(2)	3(5)
証明班			税務課長 (収納推進課長)	税務課	15	5(5)	3(8)	7(15)	
	収納推進課	6		2(2)	2(4)	2(6)			

対策部名	部長 (副部長)	班名	班長 (副班長)	担当課	区分	総人員	災害対策本部		
							第3 配備	第4 配備	第5 配備
土木対策部	建設部長 (監理課長)				部長等職員	1 36	0(1) 11(12)	0(1) 8(20)	0(1) 16 (36)
		建設部長				1	0(1)	0(1)	0(1)
		治山治水・道路班	道路河川課長 (用地課長、 建設総務班長)	監理課		9	3(3)	2(5)	4(9)
				用地課		6	2(2)	2(4)	2(6)
			道路河川課		12	3(4)	2(6)	6(12)	
住宅対策班	建築課長 (建築指導班長)	建築課		9	3(3)	2(5)	4(9)		
環境衛生対策部	環境水道部長 (水道課長)				部長等職員	1 39	0(1) 12(12)	0(1) 8(20)	0(1) 19(39)
		環境水道部長				1	0(1)	0(1)	0(1)
		環境衛生班	環境政策課長 (環境政策班長)	環境課		14	5(5)	3(8)	6(14)
		給水班	給水班長 (水道管理班長)	水道課		18	5(5)	4(9)	9(18)
		下水道班	下水道課長 (下水道班長)	下水道課		7	2(2)	1(3)	4(7)
農林水産対策部	農林水産部長 (農業委員会事務局長)				部長職員	2 28	0(2) 8(9)	0(2) 6(15)	0(2) 13(28)
		農林水産部長				1	0(1)	0(1)	0(1)
		農業委員会事務局長				1	0(1)	0(1)	0(1)
		農政班	農林課長 (農地総務班長)	農林課		15	5(5)	3(8)	7(15)
				農業委員会		4	1(1)	1(2)	2(4)
農水施設班	農漁村整備課長 (整備維持班長)	農漁村整備課		9	2(3)	2(5)	4(9)		
観光商工対策部	観光商工部長 (観光物産課長) 理事・次長				部長等職員	2 20	0(1) 5(5)	1(2) 5(10)	0(2) 10(20)
		観光商工部長				1	0(1)	0(1)	0(1)
		観光商工部理事				1	0(1)	1(1)	0(1)
		観光商工班	商工労政課長 (観光振興班長)	観光物産課		12	3(3)	3(6)	6(12)
商工労政課				5	2(2)	1(3)	2(5)		
	企画誘致推進室		3	0	1(1)	2(3)			
議会対策部	議会事務局長 (議会事務局次長)				部長職員	1 4	0(1) 1(1)	0(1) 1(2)	0(1) 2(4)
		議会事務局長				1	0(1)	0(1)	0(1)
		議会対策班	議会対策班	議会事務局		4	1(1)	1(2)	2(4)
文教対策部	教育次長 (総務課長)				部長職員	1 31	1(1) 8(8)	0(1) 7(15)	0(1) 16(31)
		教育次長				1	0(1)	0(1)	0(1)
		学校対策班	学校教育課長 (総務班長)	総務課		6	2(2)	1(3)	3(6)
				学校教育課		9	2(2)	2(4)	5(9)
		教育施設対策班	生涯学習課長 (スポーツ推進課長)	生涯学習課		11	3(3)	2(5)	6(11)
	スポーツ振興課		5	1(1)	2(3)	2(5)			

対策部名	部長 (副部長)	班名	班長 (副班長)	担当課	総人員	災害対策本部				
						第3 配備	第4 配備	第5 配備		
地区対策部					部長	1	0(1)	0(1)	0(1)	
					職員	65	3(25)	15(40)	25(65)	
					課長	1	0(1)	0(1)	0(1)	
					吾妻支部	地域振興班	8	1(3)	2(5)	3(8)
						支所長	1	0(1)	0(1)	0(1)
					国見支部	地域振興班	11	1(3)	3(6)	5(11)
						支所長	1	0(1)	0(1)	0(1)
					瑞穂支部	地域振興班	8	0(2)	2(4)	4(8)
						支所長	1	0(1)	0(1)	0(1)
					愛野支部	地域振興班	7	0(2)	2(4)	3(7)
						支所長	1	0(1)	0(1)	0(1)
					千々石支部	地域振興班	6	0(2)	1(3)	3(6)
						支所長	1	0(1)	0(1)	0(1)
					小浜支部	地域振興班	11	1(3)	3(6)	5(11)
						支所長	1	0(1)	0(1)	0(1)
					南串山支部	地域振興班	7	0(2)	2(4)	3(7)
						支所長	1	0(1)	0(1)	0(1)
					対策本部(支部を除く。)					職員
支 部					職員	3 (25)	15 (40)	26 (66)		
合 計					職員	95 (135)	84 (219)	183 (402)		

6 災害対策基本法関係条文（抜粋）

災害対策基本法関係条文（抜粋）

（市町村の責務）

第5条 市町村は、基本理念にのつとり、基礎的な地方公共団体として、当該市町村の地域並びに当該市町村の住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、関係機関及び他の地方公共団体の協力を得て、当該市町村の地域に係る防災に関する計画を作成し、及び法令に基づきこれを実施する責務を有する。

2 市町村長は、前項の責務を遂行するため、消防機関、水防団その他の組織の整備並びに当該市町村の区域内の公共的団体その他の防災に関する組織及び自主防災組織の充実を図るほか、住民の自発的な防災活動の促進を図り、市町村の有する全ての機能を十分に発揮するように努めなければならない。

3 消防機関、水防団その他市町村の機関は、その所掌事務を遂行するにあつては、第1項に規定する市町村の責務が十分に果たされることとなるように、相互に協力しなければならない。

（市町村防災会議）

第16条 市町村に、当該市町村の地域に係る地域防災計画を作成し、及びその実施を推進するほか、市町村長の諮問に応じて当該市町村の地域に係る防災に関する重要事項を審議するため、市町村防災会議を置く。

2 前項に規定するもののほか、市町村は、協議により規約を定め、共同して市町村防災会議を設置することができる。

3 市町村は、前項の規定により市町村防災会議を共同して設置したときその他市町村防災会議を設置することが不適當又は困難であるときは、第1項の規定にかかわらず、市町村防災会議を設置しないことができる。

4 市町村は、前項の規定により市町村防災会議を設置しないこととしたとき（第2項の規定により市町村防災会議を共同して設置したときを除く。）は、速やかにその旨を都道府県知事に報告しなければならない。

5 都道府県知事は、前項の規定による報告を受けたときは、都道府県防災会議の意見を聴くものとし、必要があると認めるときは、当該市町村に対し、必要な助言又は勧告をすることができる。

6 市町村防災会議の組織及び所掌事務は、都道府県防災会議の組織及び所掌事務の例に準じて、当該市町村の条例（第2項の規定により設置された市町村防災会議にあつては、規約）で定める。

（市町村災害対策本部）

第23条の2 市町村の地域について災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合において、防災の推進を図るため必要があると認めるときは、市町村長は、市町村地域防災計画の定めるところにより、市町村災害対策本部を設置することができる。

2 市町村災害対策本部の長は、市町村災害対策本部長とし、市町村長をもつて充てる。

- 3 市町村災害対策本部に、市町村災害対策副本部長、市町村災害対策本部員その他の職員を置き、当該市町村の職員又は当該市町村の区域を管轄する消防長若しくはその指名する消防吏員のうちから、当該市町村の市町村長が任命する。
- 4 市町村災害対策本部は、市町村地域防災計画の定めるところにより、次に掲げる事務を行う。この場合において、市町村災害対策本部は、必要に応じ、関係指定地方行政機関、関係地方公共団体、関係指定公共機関及び関係指定地方公共機関との連携の確保に努めなければならない。
 - (1) 当該市町村の地域に係る災害に関する情報を収集すること。
 - (2) 当該市町村の地域に係る災害予防及び災害応急対策を的確かつ迅速に実施するための方針を作成し、並びに当該方針に沿って災害予防及び災害応急対策を実施すること。
- 5 市町村長は、市町村地域防災計画の定めるところにより、市町村災害対策本部に、災害地にあつて当該市町村災害対策本部の事務の一部を行う組織として、市町村現地災害対策本部を置くことができる。
- 6 市町村災害対策副本部長は、当該市町村の教育委員会に対し、当該市町村の地域に係る災害予防又は災害応急対策を実施するため必要な限度において、必要な指示をすることができる。
- 7 前条第7項の規定は、市町村災害対策副本部長について準用する。この場合において、同項中「当該都道府県の」とあるのは、「当該市町村の」と読み替えるものとする。
- 8 前各項に規定するもののほか、市町村災害対策本部に関し必要な事項は、市町村の条例で定める。

(市町村地域防災計画)

第42条 市町村防災会議(市町村防災会議を設置しない市町村にあつては、当該市町村の市町村長。以下この条において同じ。)は、防災基本計画に基づき、当該市町村の地域に係る市町村地域防災計画を作成し、及び毎年市町村地域防災計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを修正しなければならない。この場合において、当該市町村地域防災計画は、防災業務計画又は当該市町村を包括する都道府県の都道府県地域防災計画に抵触するものであつてはならない。

- 2 市町村地域防災計画は、おおむね次に掲げる事項について定めるものとする。
 - (1) 当該市町村の地域に係る防災に関し、当該市町村及び当該市町村の区域内の公共的団体その他防災上重要な施設の管理者(第4項において「当該市町村等」という。)の処理すべき事務又は業務の大綱
 - (2) 当該市町村の地域に係る防災施設の新設又は改良、防災のための調査研究、教育及び訓練その他の災害予防、情報の収集及び伝達、災害に関する予報又は警報の発令及び伝達、避難、消火、水防、救難、救助、衛生その他の災害応急対策並びに災害復旧に関する事項別の計画
 - (3) 当該市町村の地域に係る災害に関する前号に掲げる措置に要する労務、施設、設備、物資、資金等の整備、備蓄、調達、配分、輸送、通信等に関する計画
- 3 市町村地域防災計画は、前項各号に掲げるもののほか、市町村内の一定の地区内の居住者及び当該地区に事業所を有する事業者(以下この項及び次条において「地区居住者等」という。)が共同して行う防災訓練、地区居住者等による防災活動に必要な物資及び資材の備蓄、災害が発生した場合における地区居住者等の相互の支援その他の当該地区における防災活動に関する計画(同条において「地区防災計画」という。)について定めることができる。
- 4 市町村防災会議は、市町村地域防災計画を定めるに当たつては、災害が発生した場合において当該市町村等が円滑に他の者の応援を受け、又は他の者を応援することができるよう配慮するものとする。

- 5 市町村防災会議は、第1項の規定により市町村地域防災計画を作成し、又は修正したときは、速やかにこれを都道府県知事に報告するとともに、その要旨を公表しなければならない。
- 6 都道府県知事は、前項の規定により市町村地域防災計画について報告を受けたときは、都道府県防災会議の意見を聴くものとし、必要があると認めるときは、当該市町村防災会議に対し、必要な助言又は勧告をすることができる。
- 7 第21条の規定は、市町村長が第1項の規定により市町村地域防災計画を作成し、又は修正する場合について準用する。

7 雲仙市消防団の設置等に関する条例

雲仙市消防団の設置等に関する条例

平成 17 年 10 月 11 日

条例第 191 号

改正 平成 18 年 12 月 21 日条例第 52 号

(設置)

第 1 条 消防組織法(昭和 22 年法律第 226 号)第 18 条第 1 項の規定に基づき消防事務を処理するため、消防団を置く。

(名称及び区域)

第 2 条 前条に規定する消防団の名称及び管轄区域は、次の表のとおりとする。

名称	管轄区域
雲仙市消防団	雲仙市全域

附 則

この条例は、平成 17 年 10 月 11 日から施行する。

附 則(平成 18 年 12 月 21 日条例第 52 号)

この条例は、公布の日から施行する。

8 雲仙市消防団の組織等に関する規則

雲仙市消防団の組織等に関する規則

平成 17 年 10 月 11 日規則第 156 号
改正 平成 27 年 3 月 24 日規則第 12 号
平成 28 年 3 月 7 日規則第 4 号
平成 28 年 9 月 1 日規則第 40 号
平成 30 年 2 月 14 日規則第 1 号
令和 2 年 2 月 7 日規則第 4 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、消防組織法（昭和 22 年法律第 226 号）第 18 条第 2 項及び第 23 条第 2 項並びに雲仙市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例（平成 17 年雲仙市条例第 192 号）第 7 条の規定に基づき、消防団の組織及び消防団員の階級等並びに消防団員の分限等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(消防団の組織等)

第 2 条 消防団に、本部及び次の支団を置く。

国見支団

瑞穂支団

吾妻支団

愛野支団

千々石支団

小浜支団

南串山支団

2 各支団に次の分団を置く。

国見支団 14 個分団

瑞穂支団 6 個分団

吾妻支団 9 個分団

愛野支団 5 個分団

千々石支団 10 個分団

小浜支団 13 個分団

南串山支団 7 個分団

(本部の位置)

第 3 条 消防団の本部は、雲仙市役所内に置く。

(各支団の分団等の名称及び管轄区域)

第 4 条 第 2 条第 2 項の分団等の名称及び管轄区域は、別表第 1 のとおりとする。

(消防団の職制)

第 5 条 消防団に、団長、支団長、副支団長、分団長、副分団長、部長、班長及び団員を置く。

(消防団員の職務)

第6条 消防団員の職務内容は、次の表のとおりとする。

階級	職務内容
団長	消防団の事務を統括し、消防団員を指揮監督する。
支団長	管轄区域の分団の事務を掌理するとともに、消防団長を補佐し、消防団長に事故があるとき、又は消防団長が欠けたときは、消防団長が定めた順序によりその職務を代理する。
副支団長	消防団長及び管轄区域の支団長を補佐し、支団長に事故があるとき、又は支団長が欠けたときは、あらかじめ定められた順序によりその職務を代理する。
分団長	支団長の命を受け、当該分団の事務を掌理し、所属の消防団員を指揮監督する。
副分団長	分団長を補佐し、分団長に事故があるとき、又は分団長が欠けたときは、その職務を代理する。
部長	上司の命を受け、当該部の事務を掌る。
班長	上司の命を受け、当該班の事務を掌る。
団員	上司の命を受け、消防事務に従事する。

(消防団員の階級)

第7条 消防団員の階級は、消防団員の階級の基準(昭和33年消防庁告示第5号)に定めるところにより、団長、副団長、分団長、副分団長、部長、班長及び団員とする。

2 支団長の階級は副団長とし、福支団長の階級は、分団長とする。

(消防団員の階級別定員及び配置)

第8条 消防団員の階級別定員及び配置は、別表第2のとおりとする。

(消防団員の訓練及び礼式)

第9条 消防団員の訓練及び礼式については、消防訓練礼式の基準(昭和40年消防庁告示第1号)によるものとする。

(消防団員の服制)

第10条 消防団員の服制については、消防団員服制基準(昭和25年国家公安委員会告示第1号)によるものとする。

(消防団員の分限及び懲戒に関する処分の手続)

第11条 消防団員の分限及び懲戒に関する処分の手続は、雲仙市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例(平成17年雲仙市条例第23号)及び雲仙市職員の懲戒の手続及び効果に関する条例(平成17年雲仙市条例第26号)を準用するものとする。

附 則

この規則は、平成17年10月11日から施行する。

附 則(平成27年3月24日規則第12号)

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則(平成28年3月7日規則第4号)

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則(平成28年9月1日規則第40号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成 30 年 2 月 14 日規則第 1 号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平令和 2 年 2 月 7 日規則第 4 号）

この規則は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

別表第1（第4条関係）

支団の名称及び管轄区域

支団名	名称	管轄区域
国見支団	第1分団	多比良 船津
	第2分団	多比良 轟木
	第3分団	多比良 馬場
	第4分団	多比良 高下
	第5分団	多比良 金山
	第6分団	土黒 南下原、北下原
	第7分団	土黒 尾茂、今出
	第8分団	土黒 川原田、篠原
	第9分団	土黒 宮田、八斗木
	第10分団	神代 山ノ上、楠高
	第11分団	神代 東里、西里
	第12分団	神代 下古賀、上古賀、上里、小路
	第13分団	神代 片田
	第14分団	神代 向町、川西、川東
瑞穂支団	第1分団	栗林、東
	第2分団	岩戸、西岩戸
	第3分団	河内、杉峰、古江
	第4分団	伊古、船津
	第5分団	大川、横田、高田、桑田
	第6分団	岡、夏峰
吾妻支団	支団本部分団	吾妻支団区域全域
	第1分団	三室全域、平木場
	第2分団	馬場、田内川、新城、古庄、西光寺
	第3分団	萩の本、田の平、田川原、横田、大木場
	第4分団	牛口東、牛口三、牛口四
	第5分団	馬場、永中、山田原、栗林、柿田
	第6分団	布江、牧の内、川床、黒仁田
	第7分団	河内、吹之原、大熊一、大熊二
愛野支団	支団本部分団	愛野支団区域全域
	第1分団	新崎、川端、舟津、迫、順手、東
	第2分団	本町、有明町、本下、平和、八幡、原、サン・コーポラス
	第3分団	境の尾、小無田、新町、寺の尾、王垣、幸町、浜口
	第4分団	田端、中島、桜山、山沢、中野、浜
千々石支団	支団本部分団	千々石支団区域全域
	第1分団	北舟津名一円
	第2分団	野田名一円
	第3分団	下峯名一円
	第4分団	木場名の中桂の迫、飯岳、高野、東中組部落一円
	第5分団	南舟津名一円
	第6分団	木場名の中西中組、己の鏝、白新田部落一円
第7分団	上峯名一円	

支団名	名称	管轄区域
千々石支団	第8分団	小倉名一円
	第9分団	木場名の中下岳、上岳部落一円
小浜支団	支団本部分団	小浜支団区域全域
	第1分団	北本町地区
	第2分団	南木指、北木指地区
	第3分団	南本町地区
	第4分団	北村・北野地区
	第5分団	富津・木津地区
	第6分団	雲仙地区
	第7分団	上山領・下山領地区
	第8分団	飛子地区
	第9分団	山畑地区
	第10分団	金浜地区
	第11分団	木場地区
第12分団	大亀地区	
南串山支団	第1分団	白頭、板引、門山、妙見、椎木川
	第2分団	鬼池、檜峰
	第3分団	加例川、井手ノ上、内原、上大良、新山
	第4分団	溜水、上木場、西浜、水ノ浦
	第5分団	田ノ平、塚ノ山、中ノ場
	第6分団	坂上奥、田ノ河内
	第7分団	谷向、赤間、小竹木

別表第2（第8条関係）

階級別定員及び配置

階級名 本部 支団の別	団長	副団長		分団長	副分団長	部長	班長	団員	計
		支団長	副支団長						
本部	1					1	2	12	16
国見支団									
本部		1	3						4
第1分団				1	1	2	5	21	30
第2分団				1	1	2	4	12	20
第3分団				1	1	2	5	21	30
第4分団				1	1	2	4	12	20
第5分団				1	1	2	5	21	30
第6分団				1	1	2	5	21	30
第7分団				1	1	2	4	12	20
第8分団				1	1	2	4	12	20
第9分団				1	1	2	5	21	30
第10分団				1	1	2	4	12	20
第11分団				1	1	2	4	12	20
第12分団				1	1	2	5	21	30
第13分団				1	1	2	4	11	19
第14分団				1	1	2	5	21	30
小計		1	3	14	14	28	63	230	353
瑞穂支団									
本部		1	2						3
第1分団				1	1	1	4	28	35
第2分団				1	1	1	4	23	30
第3分団				1	1	1	4	27	34
第4分団				1	1	1	4	27	34
第5分団				1	1	1	4	28	35
第6分団				1	1	1	4	28	35
小計		1	2	6	6	6	24	161	206
吾妻支団									
本部		1	2						3
支団本部 分団				1	1	1	4	8	15
第1分団				1	1	1	4	17	24
第2分団				1	1	1	4	18	25
第3分団				1	1	1	4	18	25
第4分団				1	1	1	4	18	25
第5分団				1	1	1	4	18	25
第6分団				1	1	1	4	18	25
第7分団				1	1	1	4	18	25
第8分団				1	1	1	4	18	25
小計		1	2	9	9	9	36	151	217

階級名 本部 支団の別	団長	副団長		分団長	副分団長	部長	班長	団員	計
		支団長	副支団長						
愛野支団									
本部		1	2						3
支団本部 分団				1	1	1	2	4	9
第1分団				1	1	1	3	14	20
第2分団				1	1	1	3	14	20
第3分団				1	1	1	3	14	20
第4分団				1	1	1	3	14	20
小計		1	2	5	5	5	14	60	92
千々石支団									
本部		1	2						3
支団本部 分団				1	1	2	5	3	12
第1分団				1	1	2	8	12	24
第2分団				1	1	2	8	12	24
第3分団				1	1	2	8	10	22
第4分団				1	1	2	8	10	22
第5分団				1	1	2	8	10	22
第6分団				1	1	2	8	10	22
第7分団				1	1	2	8	10	22
第8分団				1	1	2	8	10	22
第9分団				1	1	2	8	7	19
小計		1	2	10	10	20	77	94	214
小浜支団									
本部		1	3						4
支団本部 分団				1	1		2		4
第1分団				1	1	2	8	18	30
第2分団				1	1	2	8	18	30
第3分団				1	1	2	8	18	30
第4分団				1	1	2	8	18	30
第5分団				1	1	2	8	18	30
第6分団				1	1	2	8	28	40
第7分団				1	1	2	8	18	30
第8分団				1	1	2	8	18	30
第9分団				1	1	2	8	18	30
第10分団				1	1	2	8	18	30
第11分団				1	1	2	8	18	30
第12分団				1	1	2	8	17	29
小計		1	3	13	13	24	98	225	377

階級名 本部 支団の別	団長	副団長		分団長	副分団 長	部長	班長	団員	計
		支団長	副支団 長						
南串山支団									
本部		1	2						3
第1分団				1	1	2	5	9	18
第2分団				1	1	2	5	14	23
第3分団				1	1	2	5	13	22
第4分団				1	1	2	5	22	31
第5分団				1	1	2	5	13	22
第6分団				1	1	2	5	16	25
第7分団				1	1	2	5	16	25
小計		1	2	7	7	14	36	102	169
合計	1	7	16	64	64	107	349	1,044	1,652

9 雲仙市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例

雲仙市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例

平成 17 年 10 月 11 日条例第 192 号

平成 18 年 12 月 21 日条例第 52 号

令和元年 10 月 7 日条例第 14 号

改正 令和 4 年 3 月 24 日条例第 5 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、消防組織法（昭和 22 年法律第 226 号）第 19 条第 2 項、第 23 条第 1 項、第 24 条第 1 項及び第 25 条の規定に基づき、非常勤の消防団員（以下「団員」という。）の定員、任免、給与、服務等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(任用)

(定員)

第 2 条 団員の定数は、1,652 人とする。

第 3 条 消防団長（以下「団長」という。）は、消防団の推薦に基づき市長が、その他の団員は団長が、次の資格を有する者のうちから、市長の承認を得て任命する。

- (1) 本市の区域内に居住し、又は勤務する者
- (2) 年齢 18 歳以上の者
- (3) 志操堅固で、かつ、身体強健な者

(欠格条項)

第 4 条 次の各号のいずれかに該当する者は、団員となることができない。

- (1) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでの者又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- (2) 第 6 条の規定により懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から 2 年を経過しない者
- (3) 6 月以上の長期にわたり居住地を離れて生活することを常とする者

(分限)

第 5 条 任命権者は、団員が次の各号のいずれかに該当する場合には、これを降任し、又は免職することができる。ただし、団長がその他の団員を当該処分するときは、市長の承認を得なければならない。

- (1) 勤務成績が良くない場合
- (2) 心身の故障のため、勤務の遂行に支障があり、又はこれに堪えない場合
- (3) 前 2 号に規定する場合のほか、団員に必要な適格性を欠く場合
- (4) 定数の改廃又は予算の減少により過員を生じた場合

2 団員は、次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、その身分を失う。

- (1) 前条第 1 号または第 3 号を除く各号のいずれかに該当するに至ったとき。
- (2) 第 3 条第 1 号に該当しなくなったとき。

(懲戒)

第6条 任命権者は、団員が次の各号のいずれかに該当するときは、懲戒処分として、戒告、停職又は免職することができる。ただし、団長がその他の団員を当該処分するときは、前条第1項ただし書の規定を準用する。

- (1) 消防に関する法令または条例若しくは規則に違反したとき。
- (2) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
- (3) 団員としてふさわしくない非行があったとき。

2 停職は、1月以内の期間を定めて行う。

第7条 分限及び懲戒に関する処分の手続については、規則で定める。

(服務規律)

第8条 団員は、団長の招集によって出動し、職務に従事するものとする。ただし、招集を受けない場合であっても、水火災その他の災害の発生を知ったときは、あらかじめ指定するところに従い、直ちに出勤し、職務に従事しなければならない。

第9条 団員であって10日以上居住地を離れる場合は、団長にあつては市長に、その他の者にあつては団長に届け出なければならない。ただし、特別の事情がない限り、団員の半数以上が同時に居住地を離れることはできない。

第10条 団員は、職務上知り得た秘密を他にもらしてはならない。

第11条 団員は、消防団の正常な運営を障害し、又は著しくその活動能率を低下させる等の集団的行動を行ってはならない。

(報酬)

第12条 団員には、雲仙市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(平成17年雲仙市条例第34号)の定めるところにより報酬を支給する。

(費用弁償)

第13条 団員が公務のため旅行した場合は、雲仙市職員等の旅費費用弁償に関する条例(平成17年雲仙市条例第34号)の定めるところにより報酬を支給する。

2 前項の費用弁償の支給方法については、雲仙市職員等の旅費の給付の例による。

(公務災害補償)

第14条 団員が公務により死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は公務による負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障害者となった場合においては、その団員又はその者の遺族若しくは被扶養者に対し損害を補償する。

2 公務災害補償の種類、金額及び補償の条件については、市町村等消防団員等公務災害補償条例(平成8年長崎縣市町村総合事務組合条例第15号)によるほか、消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律(昭和31年法律第107号)の定めるところによる。

(退職報償金)

第15条 団員が退職した場合においては、その者(死亡による退職の場合には、その者の遺族)に退職報償金を支給する。

2 退職報償金の支給の金額及び条件については、市町村消防団員等組合退職報償金支給条例(平成8年長崎縣市町村総合事務組合条例第15号)の定めるところによる。

第5章 補則

(委任)

第16条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 17 年 10 月 11 日から施行する。
(経過措置)
- 2 この条例の施行の日(次項において「施行日」という。)の前日までに、合併前の国見町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例(昭和 41 年国見町条例第 2 号)、瑞穂町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例(昭和 41 年瑞穂町条例第 9 号)、吾妻町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例(昭和 41 年吾妻町条例第 170 号)、愛野町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例(昭和 41 年愛野町条例第 7 号)、千々石町消防団条例(昭和 30 年千々石町条例第 3 号)、小浜町消防団条例(昭和 36 年条例第 8 号)又は南串山町消防団条例(昭和 40 年南串山町条例第 17 号)(次項においてこれらを「合併前の条例」という。)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。
- 3 施行日の前日までにした行為に対する懲戒の適用については、なお合併前の条例の例による。
 - 附 則(平成 18 年 12 月 21 日条例第 52 号)
この条例は、公布の日から施行する。
 - 附 則(令和元年 10 月 7 日条例第 14 号)
この条例は、公布の日から施行する。
 - 附 則(令和 4 年 3 月 24 日条例第 5 号)
この条例は、4 月 1 日から施行する。

10 雲仙市災害弔慰金の支給等に関する条例

雲仙市災害弔慰金の支給等に関する条例

平成 17 年 10 月 11 日条例第 107 号

平成 23 年 12 月 26 日条例第 13 号

平成 31 年 4 月 1 日条例第 5 号

改正 令和元年 12 月 26 日条例第 23 号

目次

第 1 章 総則（第 1 条・第 2 条）

第 2 章 災害弔慰金の支給（第 3 条—第 8 条）

第 3 章 災害障害見舞金の支給（第 9 条—第 11 条）

第 4 章 災害援護資金の貸付け（第 12 条—第 15 条）

第 5 章 補則（第 16 条）

附則

第 1 章 総則

（目的）

第 1 条 この条例は、災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和 48 年法律第 82 号。以下「法」という。）及び災害弔慰金の支給等に関する法律施行令（昭和 48 年政令第 374 号。以下「令」という。）の規定に準拠し、暴風、豪雨等の自然災害により死亡した市民の遺族に対する災害弔慰金の支給を行い、自然災害により精神又は身体に著しい障害を受けた市民に災害障害見舞金の支給を行い、並びに自然災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けを行い、もって市民の福祉及び生活の安定に資することを目的とする。

（定義）

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に掲げるところによる。

（1） 災害 暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波その他異常な自然現象により被害が生ずることをいう。

（2） 市民 災害により被害を受けた当時、この市の区域内に住所を有した者をいう。

第 2 章 災害弔慰金の支給

（災害弔慰金の支給）

第 3 条 市長は、令第 1 条に規定する災害（以下この章及び次章において単に「災害」という。）により死亡した市民があるときは、その者の遺族に対して、災害弔慰金の支給を行うものとする。

（災害弔慰金を支給する遺族）

第 4 条 災害弔慰金を支給する遺族の範囲は、法第 3 条第 2 項の遺族の範囲とし、その順位は、次に掲げる順序とする。

（1） 配偶者

（2） 子

（3） 父母

（4） 孫

（5） 祖父母

(6) 死亡者に係る配偶者、子、父母、孫又は祖父母のいずれもが存しない場合であって兄弟姉妹がいるときは、その兄弟姉妹（死亡した者の死亡当時その者と同じくしていた者）

2 前項の場合において、父母及び祖父母については、死亡した者の死亡の当時その者によって生計を維持し、又はその者と生計をともにした者を先にし、同順位の父母については、養父母を先にし、実父母を後にし、同順位の祖父母については、養父母の父母を先にし、実父母の父母を後にし、父母の養父母を先にし、実父母を後にする。

3 遺族が遠隔地にある場合その他の事情により、前2項の規定により難いときは、前2項の規定にかかわらず、第1項の遺族のうち市長が適当と認める者に支給することができる。

4 前3項の場合において、災害弔慰金の支給を受けるべき同順位の遺族が2人以上あるときは、その1人に対してした支給は、全員に対しなされたものとみなす。

(災害弔慰金の額)

第5条 災害により死亡した者1人当たりの災害弔慰金の額は、その死亡者が死亡当時において、その死亡に関し災害弔慰金を受けることができることとなる者の生計を主として維持していた場合にあっては500万円とし、その他の場合にあっては250万円とする。ただし、死亡者がその死亡に係る災害に関し既に次章に規定する災害障害見舞金の支給を受けている場合は、これらの額から当該支給を受けた災害障害見舞金の額を控除した額とする。

(死亡の推定)

第6条 災害の際現にその場にあわせた者についての死亡の推定については、法第4条の規定によるものとする。

(支給の制限)

第7条 災害弔慰金は、次に掲げる場合には支給しない。

(1) 当該死亡者の死亡が、その者の故意又は重大な過失により生じたものである場合

(2) 令第2条に規定する場合

(3) 災害に際し、市長の避難の指示に従わなかったことその他の特別の事情があるため、市長が支給を不相当と認めた場合

(支給の手続)

第8条 市長は、災害弔慰金の支給を行うべき事由があると認めるときは、規則で定めるところにより支給を行うものとする。

2 市長は、災害弔慰金の支給に関し遺族に対し、必要な報告又は書類の提出を求めることができる。

第3章 災害障害見舞金の支給

(災害障害見舞金の支給)

第9条 市長は、市民が災害により負傷し、又は疾病にかかり治ったとき（その症状が固定したときを含む。）に法別表に掲げる程度の障害があるときは、当該市民（以下「障害者」という。）に対し、災害障害見舞金の支給を行うものとする。

(災害障害見舞金の額)

第10条 障害者1人当たりの災害障害見舞金の額は、当該障害者が災害により負傷し又は疾病にかかった当時においてその属する世帯の生計を主として維持していた場合にあっては250万円とし、その他の場合にあっては125万円とする。

(準用規定)

第11条 第7条及び第8条の規定は、災害障害見舞金について準用する。

第4章 災害援護資金の貸付け

(災害援護資金の貸付け)

第12条 市長は、令第3条に掲げる災害により、法第10条第1項各号に掲げる被害を受けた世帯の市民である世帯主に対し、その生活の立て直しに資するため、災害援護資金の貸付けを行うものとする。

2 前項に掲げる世帯は、その所得について法第10条第1項に規定する要件に該当するものでなければならない。

(災害援護資金の限度額等)

第13条 災害援護資金の一災害における1世帯当たりの貸付限度額は、災害による当該世帯の被害の種類及び程度に応じ、それぞれ次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 療養に要する期間がおおむね1箇月以上である世帯主の負傷(以下「世帯主の負傷」という。)があり、かつ次のいずれかに該当する場合

ア 家財についての被害額が、その家財の価格のおおむね3分の1以上の損害(以下「家財の損害」という。)及び住居の損害がない場合 1,500,000円

イ 家財の損害があり、かつ、住居の損害がない場合 2,500,000円

ウ 住居が半壊した場合 2,700,000円

エ 住居が全壊した場合 3,500,000円

(2) 世帯主の負傷がなく、かつ、次のいずれかに該当する場合

ア 家財の損害があり、住居の損害がない場合 1,500,000円

イ 住居が半壊した場合 1,700,000円

ウ 住居が全壊した場合(エの場合を除く。) 2,500,000円

エ 住居の全体が滅失若しくは流失した場合 3,500,000円

(3) 第1号のウ又は前号のイ若しくはウにおいて、被災した住居を建て直すに際しその住居の残存部分を取り壊さざるを得ない場合等特別の事情がある場合には、「270万円」とあるのは「350万円」と、「170万円」とあるのは「250万円」と、「250万円」とあるのは「350万円」と読み替えるものとする。

2 災害援護資金の償還期間は⑩年とし、据置期間はそのうち3年(規則で定める場合は5年)とする。

(保証人及び利率)

第14条 災害援護資金の貸付を受けようとする者は、保証人を立てることができる。

2 災害援護資金は、前項の保証人を立てる場合は、無利子とする。

3 災害援護資金は、第1項の保証人を立てない場合は、据え置き期間は無利子とし、据え置き期間経過後はその利率を、延滞の場合を除き、年1.5%とする。

4 第1項の保証人は、災害援護資金の貸付を受けたものと連帯して責務を負担するものとし、その保証責務は、令第9条の違約金を包含するものとする。

(償還等)

第15条 災害援護資金は、年賦償還、半年賦償還又は月賦償還とする。

2 償還方法は、元利均等償還の方法とする。ただし、貸付金の貸付けを受けた者は、いつでも繰上償還をすることができる。

- 3 償還金の支払猶予、償還免除、報告等、一時償還及び違約金については、法第 13 条、第 14 条第 1 項及び第 16 条並びに令第 8 条、第 9 条及び第 12 条の規定によるものとする。

第 5 章 補則

(委任)

第 16 条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 17 年 10 月 11 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日の前日までに、合併前の国見町災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和 49 年国見町条例第 15 号）、瑞穂町災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和 49 年瑞穂町条例第 13 号）、吾妻町災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和 49 年吾妻町条例第 14 号）、災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和 49 年愛野町条例第 14 号）、千々石町災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和 49 年千々石町条例第 12 号）、小浜町災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和 49 年小浜町条例第 20 号）又は南串山町災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和 57 年南串山町条例第 21 号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 17 年 10 月 11 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日の前日までに、合併前の国見町災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和 49 年国見町条例第 15 号）、瑞穂町災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和 49 年瑞穂町条例第 13 号）、吾妻町災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和 49 年吾妻町条例第 14 号）、災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和 49 年愛野町条例第 14 号）、千々石町災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和 49 年千々石町条例第 12 号）、小浜町災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和 49 年小浜町条例第 20 号）又は南串山町災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和 57 年南串山町条例第 21 号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（平成 23 年 12 月 26 日条例第 13 号）

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第 4 条第 1 項の規定は、平成 23 年 3 月 11 日以後に生じた災害により死亡した住民に係る災害弔慰金の支給について適用する。

附 則（平成 31 年 3 月 26 日条例第 5 号）

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の第 14 条及び第 15 条第 3 項の規定は、この条例の施行の日以降に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付について適用し、同日前に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付については、なお従前の例による。

附 則（令和元年 12 月 26 日条例第 22 号）

この条例は、公布の日から施行する。

11 雲仙市災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則

雲仙市災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則

平成 17 年 10 月 11 日規則第 69 号

平成 24 年 11 月 19 日規則第 60 号

平成 28 年 3 月 1 日規則第 2 号

令和元年 12 月 26 日規則第 16 号

改正 令和 4 年 2 月 24 日規則第 19 号

目次

第 1 章 総則（第 1 条）

第 2 章 災害弔慰金の支給（第 2 条・第 3 条）

第 3 章 災害障害見舞金の支給（第 4 条・第 5 条）

第 4 章 災害援護資金の貸付け（第 6 条—第 17 条）

第 5 章 補則（第 18 条）

附則

第 1 章 総則

（趣旨）

第 1 条 この規則は、雲仙市災害弔慰金の支給等に関する条例（平成 17 年雲仙市条例第 107 号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

第 2 章 災害弔慰金の支給

（支給の手続）

第 2 条 市長は、条例第 3 条の規定により災害弔慰金を支給するときは、次に掲げる事項の調査を行った上、災害弔慰金の支給を行うものとする。

（1） 死亡者（行方不明者を含む。以下同じ。）の氏名、性別、生年月日

（2） 死亡（行方不明を含む。）の年月日及び死亡の状況

（3） 死亡者の遺族に関する事項

（4） 支給の制限に関する事項

（5） 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

（必要書類の提出）

第 3 条 市長は、この市の区域外で死亡した市民の遺族に対し、死亡地の官公署の発行する被災証明書提出させるものとする。

2 市長は、市民でない遺族に対しては、遺族であることを証明する書類を提出させるものとする。

第 3 章 災害障害見舞金の支給

（支給の手続）

第 4 条 市長は、条例第 9 条の規定により災害障害見舞金を支給する時は、次に掲げる事項の調査を行った上災害障害見舞金の支給を行うものとする。

（1） 障害者の氏名、性別、生年月日

（2） 障害の原因となる負傷又は疾病の状態となった年月日及び負傷又は疾病の状況

（3） 障害種類及び程度に関する事項

（4） 支給の制限に関する事項

（5） 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

(必要書類の提出)

第5条 市長は、この市の区域外で障害の原因となる負傷又は疾病にかかった地の官公署の発行する被災証明書提出させるものとする。

2 市長は、障害者に対し、災害弔慰金の支給等に関する法律(昭和48年法律第82号)別表に規定する障害を有することを証明する医師の診断書(様式第1号)を提出させるものとする。

第4章 災害援護資金の貸付け

(借入れの申込み)

第6条 災害援護資金(以下「資金」という。)の貸付けを受けようとする者(以下「借入申込者」という。)は、次に掲げる事項を記載した災害援護資金借入申込書(様式第2号)を、市長に提出しなければならない。

- (1) 借入申込者の住所、氏名及び生年月日
- (2) 貸付けを受けようとする資金の金額、償還の期間及び方法
- (3) 貸付けを受けようとする理由及び資金の用途についての計画
- (4) 保証人となるべき者に関する事項
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

2 前項の借入申込書には、次に掲げる書類を添えなければならない。

- (1) 世帯主の負傷を理由とする借入申込書にあっては、医師の療養見込期間及び療養概算額を記載した診断書
- (2) 被害を受けた日の属する年の前年(当該被害を1月から5月までの間に受けた場合にあっては前々年とする。以下この号において同じ。)において、他の市町村に居住していた借入申込者にあっては、当該世帯の前年の所得に関する当該市町村長の証明書
- (3) 前項に掲げる者のほか、市長が必要と認めた書類

3 借入申込者は、借入申込書を、その者の被災の日の属する月の翌月1日から起算して、3箇月を経過する日までに提出しなければならない。

(調書)

第7条 市長は、前項に規定する申込を受けたときは、速やかにその内容を検討の上、当該世帯の被害の状況、所得その他の必要な事項について調査を行うものとする。

(貸付けの決定)

第8条 市長は、借入申込者に対して資金を貸し付ける旨を決定したときは、貸付金の金額、償還期間及び償還方法を記載した災害援護資金貸付決定通知書(様式第3号)を借入申込者に交付するものとする。

2 市長は、借入申込者に対して、資金を貸し付けない旨を決定したときは、災害援護資金貸付不承認決定通知書(様式第4号)を借入申込者に通知するものとする。

(借用書の提出)

第9条 貸付決定通知書の交付を受けた者は、速やかに保証人の連署した災害援護資金借用書(様式第5号)に資金の貸付けを受けた者(以下「借受人」という。)及び保証人の印鑑証明書を添えて、市長に提出しなければならない。

(貸付金の交付)

第10条 市長は、前条の借用書と引換えに貸付金を交付するものとする。

(償還の完了)

第11条 市長は、借受人が貸付金の償還を完了したときは、当該借受人に係る借用書及びこれに添えられた印鑑証明書を遅滞なく返還するものとする。

(繰上償還の申出)

第12条 繰上償還をしようとする者は、繰上償還申出書(様式第6号)を市長に提出するものとする。

(償還金の支払猶予)

第13条 借受人は、償還金の支払猶予を申請しようとするときは、支払猶予を受けようとする理由、猶予期間その他市長が必要と認める事項を記載した償還金支払猶予申請書(様式第7号)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、支払の猶予を認める旨を決定したときは、支払を猶予した期間その他市長が必要と認める事項を記載した支払猶予承認通知書(様式第8号)を、当該借受人に交付するものとする。

3 市長は、支払の猶予を認めない旨の決定をしたときは、支払猶予不承認通知書(様式第9号)を、当該借受人に交付するものとする。

(違約金の支払免除)

第14条 借受人は、違約金の支払免除を申請しようとするときは、その理由を記載した違約金支払免除申請書(様式第10号)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、延滞利子の支払を免除した期間及び支払を免除した金額を記載した違約金支払免除承認通知書(様式第11号)を当該借受人に交付するものとする。

3 市長は、支払免除を認めない旨を決定したときは、違約金支払免除不承認通知書(様式第12号)を当該借受人に交付するものとする。

(償還免除)

第15条 災害援護資金の償還未済額の全部又は一部の償還の免除を受けようとする者(以下「償還免除申請者」という。)は、償還免除を受けようとする理由その他市長が必要と認める事項を記載した災害援護資金償還免除申請書(様式第13号)を市長に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、次の各号に掲げるいずれかの書類を添えなければならない。

(1) 借受人の死亡を証する書類

(2) 借受人が精神若しくは身体に著しい障害を受けて貸付金を償還することができなくなったことを証する書類

3 市長は、償還の免除を認める旨を決定したときは、災害援護資金償還免除承認通知書(様式第14号)を、当該償還免除申請者に交付するものとする。

4 市長は、償還の免除を認めない旨を決定したときは、災害援護資金償還免除不承認通知書(様式第15号)を、当該償還免除申請者に交付するものとする。

(督促)

第 16 条 市長は、償還金を納付期限までに納入しない者があるときは、督促状を発行するものとする。

(氏名又は住所の変更届等)

第 17 条 借受人又は保証人について、氏名又は住所の変更等借用書に記載した事項に異動を生じたときは、借受人は、速やかにその旨を市長に氏名等変更届(様式第 16 号)を提出しなければならない。ただし、借受人が死亡したときは、同居の親族又は保証人が代ってその旨を届け出るものとする。

第 5 章 補則

(その他)

第 18 条 この規則に定めるもののほか、災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給並びに災害援護資金の貸付けの手續に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成 17 年 10 月 11 日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日の前日までに、合併前の国見町災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則(昭和 49 年国見町規則第 2 号)、瑞穂町災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則(昭和 58 年瑞穂町規則第 5 号)、吾妻町災害弔慰金の支給等に関する規則(昭和 56 年吾妻町規則第 3 号)、災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則(昭和 49 年愛野町規則第 12 号)、千々石町災害弔慰金の支給及び災害援護資金の貸付けに関する条例施行規則(昭和 49 年千々石町規則第 2 号)、小浜町災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則(昭和 49 年小浜町規則第 21 号)又は南串山町災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則(昭和 57 年南串山町規則第 3 号)の規定によりなされた処分、手續その他の行為は、それぞれこの規則の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則(平成 24 年 11 月 19 日規則第 60 号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成 28 年 3 月 1 日規則第 2 号)

この規則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(令和元年 12 月 26 日規則第 16 号)

この規則は、公布の日から施行する。

様式第 1 号(第 5 条関係)

附 則(令和 4 年 2 月 25 日規則第 19 号)

この規則は、公布の日から施行する。

12 災害情報収集及び被害報告取扱計画

第3節 災害情報収集及び被害報告取扱計画

(危機管理課)

本計画は、基本法及び他の法令等の規定に基づく災害情報の収集並びに被害報告（以下「被害報告等」という。）の取扱いについて定めるものとする。

1 実施責任者

(1) 県

知事は、県の地域に係る被害報告等の収集を行うとともに、県防災会議委員の属する機関に通報、又は国の関係各機関へ報告を行うものとする。

(2) 市町

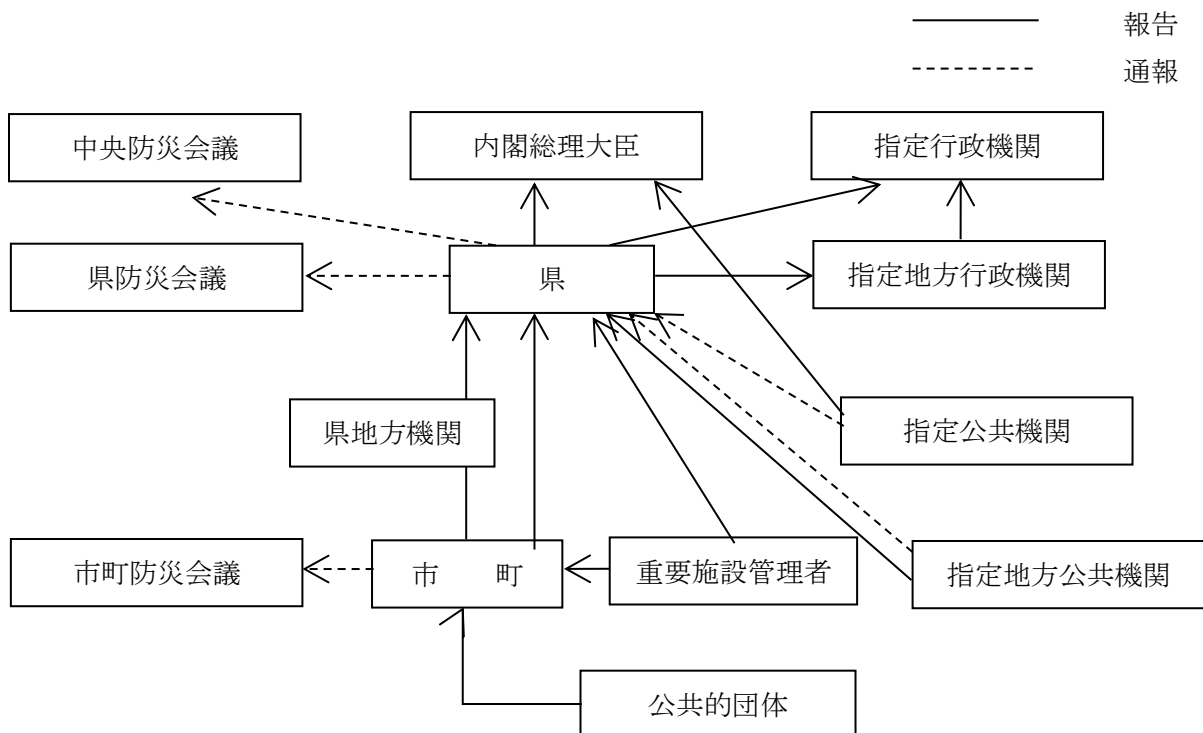
市町長は、管内の被害報告等を収集し、県その他の関係機関に通報又は報告を行うものとする。

(3) 防災関係機関等

県内における指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、防災上重要な施設の管理者（以下「防災関係機関等」という。）は、当該所管に係る被害報告等の収集を行うとともに、本省等、県その他関係機関に通報又は報告を行うものとする。

(資料編2 防災機関の緊急連絡先一覧表)

総括的な災害情報収集系統図



災 害 概 況 即 報

消防庁受信者氏名 _____

報 告 日 時	令 和 年 月 日 時 分
市 町 村 名 (消 防 本 部 名)	
報 告 者 名	

災害名 _____ (第 _____ 報)

(市町→地方本部→県本部)

災 害 の 概 況	発生場所					発生日時	令 和 年 月 日 時 分				
被 害 の 状 況	人 的 被 害	死 者	人	重症	住 家 被 害	全 壊	棟	床 上 浸 水	棟		
		うち 災 害 関 連 死 者	人			半 壊	棟	床 下 浸 水	棟		
		不 明	人	軽 傷		人	一 部 破 損	棟	未 分 類	棟	
		(119 番通報の件数)									
応 急 対 策 の 状 況	災害対策本部 の設置状況										
	消防機関の活 動状況		(地元消防本部、消防団、消防防災ヘリコプター、消防組織法第39条に基づく応援消防本部等 について、その出動規範、活動状況等をわかる範囲で記入すること)								
	自衛隊派遣要 請の状況										
	市の応急対策		(市町が講じた応急対策)								

被害状況報告

(市町→地方本部)

市町名		月日時現在	月日時現在	月日時現在	月日時現在	月日時現在	月日時現在	月日時現在	
被害者名		即速・確定	即速・確定	即速・確定	即速・確定	即速・確定	即速・確定	即速・確定	
区	分	被害	被害	被害	被害	被害	被害	被害	
人的被害	死者	1	人						
	うち災害関連死								
	行方不明者	2	人						
	負傷者	3	人						
	重傷	4	人						
住家被害	棟	5							
	世帯	6							
	人	7							
	棟	8							
	世帯	9							
	人	10							
	棟	11							
	世帯	12							
	人	13							
	棟	14							
	世帯	15							
	人	16							
	棟	17							
	世帯	18							
	人	19							
	計	20	千円						
	非住家	公共建物	21	棟					
		その他	22	棟					
	その他	田	23	ha					
		流失・埋没冠水	24	ha					
畑		25	ha						
流失・埋没冠水		26	ha						
文教施設		27	箇所						
病院		28	箇所						
道路		29	箇所						
橋りょう		30	箇所						
河川		31	箇所						
港湾		32	箇所						
砂防		33	箇所						
清掃施設		34	箇所						
崖くずれ		35	箇所						
鉄道不通		36	箇所						
被害船舶		37	隻						
水道		38	戸						
電話		39	回線						
電気		40	戸						
ガス		41	戸						
ブロック塀等		42	箇所						
り災世帯数	43	世帯							
り災者数	44	人							
火災発生	建物	45	件						
	危険物	46	件						
	その他	47	件						
公共文教施設	48	千円							
農林水産業施設	49	千円							
公共土木施設	50	千円							
その他の公共施設	51	千円							
小計	52	千円							
公共施設被害市町村数	53	団体							
その他	農業被害	54	千円						
	林業被害	55	千円						
	畜産被害	56	千円						
	水産被害	57	千円						
	商工被害	58	千円						
その他	59	千円							
被害総額	60	千円							
災害対策本部	設置			月	日	時	分		
	解散			月	日	時	分		
災害救助法適用			月	日	時	分			
消防職員出動延人数		人							
消防団員出動延人数		人							

13 災害報告事務の状況一覧

別表 1 災害報告事務の状況一覧（報告者 市町長）

区分	県主管課	経由機関	報告大別	報告事項	根拠法令等
総合被害報告	危機管理課	振 興 局	災害全般	総合被害報告	災害対策基本法
事業別被害報告	〃		消 防	火災報告	消 防 法
	福祉保健課	直 接 (市) 福祉事務所 (町)	一般被害	災害救助法関係報告	災害救助法
	医療政策課	保 健 所	防 疫	被害状況報告	※注 1
	〃	〃	〃	防疫活動報告	〃
	水環境対策課	〃	水 道	水道施設被害報告 (被害・断減水状況)	厚生労働省通知
	〃	〃	公共土木	都市施設被害報告 (下水道関係)	公共土木国庫負担法
	〃	〃	農 林	農地農業用施設被害報告 (農業集落排水関係)	農林施設暫定法
	〃	〃	環 境	衛生施設被害報告 (浄化槽市町村設置分)	災害対策基本法
	漁業振興課	振 興 局 (但し、長崎・県央・島原振興局管内は 直接)	水 産	水産業被害報告	
	水産経営課	〃	〃	〃	
	漁港漁場課	〃	〃	〃	
	農政課	振 興 局	農 林	農業被害報告	農林水産事務次官 依 命 通 知
	農村整備課	〃	〃	農地農業用施設被害報告	農林施設暫定法
	〃	〃	公共土木	海岸被害報告	公共土木国庫負担法
	農政課	〃	農 林	畜産関係被害報告	農林水産事務次官 依 命 通 知
	森林整備室	〃	〃	林業関係被害報告	農林施設暫定法
	〃	〃	公共土木	林地・林業施設被害報告	農林省通達及び 公共土木国庫負担法
	道路維持課	〃	都市施設	都市施設被害報告 (都市公園)	国土交通省通達
	港湾課	〃	公共土木	国土交通省所管 公共土木施設被害報告	公共土木国庫負担法
	漁港漁場課	〃	〃	農林省所管 漁港施設被害報告	〃
	河川課	〃	〃	国土交通省所管 公共土木施設被害報告	〃
	住宅課	〃	住 宅	公営住宅被害報告	公営住宅法
	教育庁教育環境整備	直 接	公立学校	公立文教施設被害報告	公立学校施設災害 復旧費国庫負担法

※注 1 「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」（旧「伝染病予防法」）

報告時期	報告内容	主管省庁
即報・中間 即報・確定	災害の状況・被害の程度・応急措置の概況	消防庁
即報・詳細	災害の状況・被害の程度・消防機関の活動	消防庁
速報	人的被害・家屋被害・救助実施状況	厚生労働省社会援護局
〃	家屋被害・患者発生	厚生労働省健康局
日報・完了 報 告	家屋被害・患者発生防疫活動・経費	〃
速報・確定	水道関係施設	厚生労働省健康局
速報・確定	下水道関係施設	国土交通省都市地域整備局
速報・確定	農業集落排水施設	農林水産省
速報・確定	浄化槽（市町村設置分）	環境省
速報・概況 確 定	漁船、養殖施設	水産庁
〃	漁具・共同及び非共同利用施設	〃
〃	漁具・養殖施設、漁港・海岸・漁業用施設・共同利用施設	〃
〃	農作物被害全般	農林水産省大臣官房
速報・確定	農地農業用施設	農林水産省農村振興局
〃	海岸（農地海岸）	〃
速報・概況 確 定	家畜・畜産物	農林水産省大臣官房
〃	林地・林業施設（林道等）・林産物・造林地・苗畑	林野庁
〃	地すべり防止施設・林地荒廃防止施設	〃
確定	街路・都市水利・防潮施設・公園緑地	国土交通省都市地域整備局
速報・確定	海岸・港湾施設・潮位・風速・雨量	国土交通省港湾局
〃	海岸・漁港施設・潮位・風速・雨量	水産庁
〃	河川・海岸・道路・橋梁・砂防設備	国土交通省河川局
確定	公営住宅	国土交通省住宅局
速報・確定	小・中・高校施設	文部科学省大臣官房 文教施設部

14 罹災証明書

罹 災 証 明 書

世帯主住所			
世帯主氏名			
世帯構成員	氏 名	続 柄	年 齢

罹災原因	
------	--

被災住宅の所在地	
住家※の被害の程度	<input type="checkbox"/> 全 壊 <input type="checkbox"/> 大規模半壊 <input type="checkbox"/> 中規模半壊 <input type="checkbox"/> 半 壊 <input type="checkbox"/> 準半壊 <input type="checkbox"/> 準半壊に至らない。(一部損壊)
被害区分	

※ 住家とは、現実に居住（世帯が生活の本拠として日常的に使用していることを言う。）のために使用している建物のこと。（被災者生活再建支援金や災害救助法による住家の応急修理等の対象となる住家）

住家以外の被害	
---------	--

上記のとおり、相違ないことを証明します。

令和 年 月 日

雲仙市長 金澤 秀三郎

15 災害情報受信票等

災害情報受信票 (A)

月 日 総務部・危機管理課 第 号
 [部・局宛]
 災害対策本部→ 担当部局 (コピー)

受信年月日	令和 年 月 日 () 時 分 (電話・その他)											
通報者	住所											
	氏名		電話番号									
受信者	所属		氏名									
通報の概要	人的被害：□無 □有 <table border="1"> <tr> <td>住所</td> <td>町 番地</td> <td>氏名</td> <td></td> </tr> <tr> <td>内容</td> <td>1 軽症 2 中傷等 3 重症 4 死亡 5 行方不明</td> <td>収容先</td> <td></td> </tr> </table>				住所	町 番地	氏名		内容	1 軽症 2 中傷等 3 重症 4 死亡 5 行方不明	収容先	
	住所	町 番地	氏名									
内容	1 軽症 2 中傷等 3 重症 4 死亡 5 行方不明	収容先										
その他被害 発生日時： 令和 年 月 日 時 分ごろ 発生場所： 雲仙市 町 番地 付近 発生原因： _____ _____ 被害内容： _____ _____												
対応状況	(通報者に伝えた内容) <input type="checkbox"/> 現場確認指示 (担当課へ) <input type="checkbox"/> 経過観察 <input type="checkbox"/> その他 _____ _____											

※文書番号は、1つの事案に対して(A) (B) (C)と共に共通の番号を用いること。

被害状況調査報告書 (B)

月 日 総務部・危機管理課 第 号
 [部・局宛]
 担当部局→ 災害対策本部

確認年月日	令和 年 月 日 () 時 分ごろ
確認現場	町 番地 付近
担当者	部・課室 氏名 (内線 印)
被害の種別	<input type="checkbox"/> 人的被害 名 (うち死亡 名、重傷 名、中傷等 名、軽傷 名) <input type="checkbox"/> 道路被害 (路肩・法面・その他) <input type="checkbox"/> 河川・用排水路被害 <input type="checkbox"/> 建物被害 戸 (一部損壊 戸、半壊 戸、全壊 戸、) <input type="checkbox"/> 浸水被害：床上浸水 戸、床下浸水 戸 <input type="checkbox"/> 山・崖崩れ (箇所) <input type="checkbox"/> ライフライン被害 (電気・水道・下水道・ガス・電話) <input type="checkbox"/> 田畑被害 <input type="checkbox"/> その他 ()
被害の概況	_____ _____ _____ _____
担当者意見	<input type="checkbox"/> 市による対応が至急必要 <input type="checkbox"/> 被災者等による自力復旧が可能 <input type="checkbox"/> その他 ()

※文書番号は、1つの事案に対して(A)(B)(C)と共に共通の番号を用いること。

16 地区別避難場所等一覧

(1) 指定避難所

【国見地区】

連番	避難所	避難対象地区名	標高 (m)	床 面積 (㎡)	収容 人員 (人)	備 考
1	県立国見高等学校体育館	船津東、船津西、船津中央、港町、轟木	21	1,091	545	
2	多比良小学校体育館	馬場第一、馬場第二、高下第一、高下第二、高下第三、金山	30	617	308	
3	多比良地区馬場集落センター	馬場第一、馬場第二、高下第一、高下第二、高下第三、金山	27	253	126	
4	八斗木小学校体育館	魚洗川、百花台、小ヶ倉、八斗木、宮田	120	416	208	
5	国見町文化会館（まほろば）	町内全域	10	2,213	1,106	
6	国見町総合福祉センター	北下原東、北下原西、南下原	10	219	109	
7	土黒小学校体育館	川原田、篠原	20	696	348	
8	国見体育館	今出、尾茂	22	1,319	659	
9	国見中学校体育館	山ノ上、楠高	22	1,121	560	
10	遊学の館くにみ	町内全域	44	1,279	639	
11	神代小学校体育館	片田、小路、向町、川西、川東	5	892	446	※洪水を除く
12	国見武道館	上里、上古賀、下古賀	8	684	342	※洪水を除く
13	国見農村環境改善センター	北下原東、北下原西、南下原、尾茂	10	815	407	※地震を除く
14	神代地区多目的研修集会施設	東里、西里	8	483	241	※地震を除く

【瑞穂地区】

連番	避難所	避難対象地区名	標高 (m)	床 面積 (㎡)	収容 人員 (人)	備 考
1	西郷小学校体育館	栗林、東、河内	32	728	364	
2	岩戸小学校体育館	岩戸、西岩戸	116	403	201	
3	瑞穂中学校体育館	古江	11	720	360	
4	瑞穂町公民館	杉峰	10	1,498	749	
5	ふれあい会館	伊古、船津	5	1,579	790	
6	ヘルシー会館			1,493	747	
7	瑞穂体育館	大川、横田	10	1,274	637	
8	瑞穂農業者健康管理施設	高田、桑田	10	1,167	584	
9	大正小学校体育館	岡、夏峰	25	375	187	

【吾妻地区】

連番	避難所	避難対象地区名	標高 (m)	床 面積 (㎡)	収容 人員 (人)	備 考
1	鶴田小学校体育館	三室一、三室二、三室三、三室四、田内川、西光寺、平木場、古庄、守山馬場、岩戸、新城	11	808	404	
2	吾妻体育館	萩の本、田の平、大木場、横田、田川原、牛口東、山田馬場、栗林	10	4,962	2,481	
3	吾妻中学校体育館	牛口三、田川原、萩ノ本、守山馬場、横田、山口馬場、栗林	11	999	499	
4	吾妻町ふるさと会館	牛口三、牛口四、柿田、永中、山田原	11	3,065	1,533	
5	川床小学校体育館	布江、川床、牧ノ内、黒仁田	68	416	208	
6	大塚小学校体育館	河内、吹ノ原、大熊二、中阿母、阿母崎一、阿母崎二	5	495	247	

【愛野地区】

連番	避難所	避難対象地区名	標高 (m)	床 面積 (㎡)	収容 人員 (人)	備 考
1	愛野小学校体育館	新崎、川端、舟津、迫、順手、本町	4	1,040	520	※洪水を除く
2	愛の夢未来センター	有明、本下、平和、八幡	4	680	340	
3	愛野中学校体育館	浜、中野、山沢、桜山、中島、田端、寺ノ尾	21	1,116	558	
4	愛野保健福祉センター	浜口、幸町、原、東	4	927	464	※洪水を除く
5	愛野体育館	小無田、サンコーポラス、玉垣	4	589	294	
6	愛野武道場	境ノ尾、新町	4	386	193	

【千々石地区】

連番	避難所	避難対象地区名	標高 (m)	床 面積 (㎡)	収容 人員 (人)	備 考
1	千々石町公民館	野田名、小倉名、上峰名	25	1,014	507	※地震を除く
2	千々石保健センター	上山頭、下山頭、神ノ下、寺ノ元、下狩場、上野田、森場	36	200	100	
3	千々石老人福祉センター橘荘	南船津名、北船津名、野田名	27	250	125	※地震を除く
4	千々石第一小学校体育館	上山頭、下山頭、寺ノ元、犬丸、上石田	27	550	275	
5	木場ふれあいセンター	木場名	154	106	53	
6	千々石第二小学校体育館	木場名	163	459	229	
7	千々石中学校体育館	小倉名、上峰名	58	608	304	※土砂を除く
8	岳地区公民館	木場名（下岳、上岳）	322	132	66	※土砂、地震を除く
9	下峰多目的集会所	下峰名	5	375	187	

【小浜地区】

連番	避難所	避難対象地区名	標高 (m)	床 面積 (㎡)	収容 人員 (人)	備考
1	旧木津保育園	木津	47	256	128	※土砂を除く
2	旧富津小学校体育館	西小浦、東小浦、日見、加美、殿川	46	459	229	
3	県立小浜高等学校体育館	上山領、下山領、北村、北野、殿川	37	1,242	621	
4	小浜小学校体育館	平松、羽毛合、少路、東中、朝日山、	36	424	212	※土砂を除く
5	小浜町文化館	東中、少路	19	857	429	※土砂、地震を除く
6	小浜公会堂	宮ノ丁、刈水、西中、東中、田之中、北湯ノ崎、南湯ノ崎	15	576	288	
7	小浜老人福祉センター	羽毛合、東中、西中	4	592	296	※土砂を除く
8	小浜中学校体育館	道前、山ノ上、びん串、マリーナ	104	903	451	※土砂を除く
9	小浜体育館	南湯ノ崎、新湯ノ崎、脇浜、上脇、新町、小浜病院、マリーナ	4	1,009	505	※高潮・津波を除く
10	旧木指小学校体育館	上須賀、中須賀、下須賀、小田崎、林ノ内、日当、陰平、目付石、浜口、北呂	33	518	259	
11	北串小学校体育館	原区、茂尾、下区、大亀、影平、小野河内、浜、野中、清水、浜方、上光手、下光手、菜切	136	363	181	
12	北串住民センター	中区、上区	151	298	149	
13	小田山公民館	小田山、大木場、上木場、下木場	270	497	249	※土砂・地震を除く
14	旧雲仙小学校体育館	札の原、小地獄、新湯、寺ノ馬場、古湯、別所	646	467	233	※土砂を除く
15	やまびこ会館	古湯、別所、寺ノ馬場、新湯、小地獄	675	577	289	※土砂を除く
16	雲仙メモリアルホール		675	1,683	842	
17	木津漁民集会所	木津	6	129	64	
18	富津漁民センター	西小浦、東小浦、日見、殿川	2	289	145	
19	山領公民館	下山領、上山領	65	208	80	※土砂・地震を除く
20	北野公民館	北村、北野	16	211	106	※地震を除く
21	南本町公民館	新町、上脇、脇浜	4	285	143	
22	木指自治会公民館	上須賀、下須賀、日当、林ノ内	4	292	146	
23	金浜公民館	浜、浜口	5	376	188	※地震を除く
24	飛子公民館	清水、上方、浜方、影平、上光手、下光手	5	272	136	

【南串山地区】

連番	避難所	避難対象地区名	標高 (m)	床 面積 (m ²)	収容 人員 (人)	備 考
1	南串第一小学校体育館	鬼池、門山、檜峰、加例川、内原、上大良	45	780	390	※土砂を除く
2	ハマユリックスホール	白頭、板引	5	2,899	1450	
3	南串山保健福祉センター	妙見、椎木川、井手ノ上	5	1,614	807	
4	南串中学校体育館	溜水、上木場	24	1,062	531	
5	南串山総合支所	西浜	54	160	80	
6	南串第二小学校体育館	水ノ浦、田ノ平、塚ノ山、中ノ場、坂上奥、谷間川、小竹木	54	896	448	
7	南串山コミュニティセンター	上木場、新山	37	443	222	※土砂を除く

(2) 指定緊急避難場所

【国見地区】

連番	避難場所	所在地	標高(m)	災害種別ごとの適否				
				洪水	土砂災害	地震	高潮・津波	火山
1	県立国見高等学校	国見町多比良甲 1020	21	○	○	○	○	○
2	多比良小学校	国見町多比良丙 724	30	○	○	○	○	○
3	多比良地区馬場集落センター	国見町多比良丙 698-2	27	○	○	※	○	○
4	八斗木小学校	国見町土黒庚 337	120	○	○	○	○	○
5	国見町文化会館	国見町土黒甲 1079-1	10	○	○	○	○	○
6	国見町総合福祉センター	国見町土黒甲 1063	10	○	○	○	○	○
7	土黒小学校	国見町土黒乙 100	20	○	○	○	○	○
8	国見体育館	国見町土黒乙 392-1	22	○	○	○	○	○
9	国見中学校	国見町土黒乙 370	22	○	○	○	○	○
10	遊学の館くにみ	国見町神代丙 1230-1	44	○	○	○	○	○
11	神代小学校	国見町神代丙 250	5	※	○	○	○	○
12	国見武道館	国見町神代丙 269-1	8	○	○	○	○	○
13	神代地区多目的研修集会施設	国見町神代丙 286-1	8	○	○	※	○	○
14	国見農村環境改善センター	国見町土黒甲 1079	10	○	○	※	○	○
15	国見総合運動公園	国見町神代丙 1230-1	30	○	○	○	○	○

※： 災害の規模等を考慮し、開設を検討する。

【瑞穂地区】

連番	避難場所	所在地	標高(m)	災害種別ごとの適否				
				洪水	土砂災害	地震	高潮・津波	火山
1	西郷小学校	瑞穂町西郷甲 1165-1	32	○	○	○	○	○
2	岩戸小学校	瑞穂町西郷丁 487-1	116	○	○	○	○	○
3	瑞穂中学校	瑞穂町西郷辛 1135-1	11	○	○	○	○	○
4	瑞穂町公民館	瑞穂町西郷辛 1285	10	○	○	○	○	○
5	ふれあい会館	瑞穂町西郷辛 621-8	5	○	○	○	○	○
6	ヘルシー会館	瑞穂町西郷辛 621-7	5	○	○	○	○	○
7	瑞穂体育館	瑞穂町西郷辛 1060	10	○	○	○	○	○
8	瑞穂農業者健康管理施設	瑞穂町西郷辛 1135-23	10	○	○	○	○	○
9	大正小学校	瑞穂町古部甲 81	25	○	○	○	○	○

※： 災害の規模等を考慮し、開設を検討する。

【吾妻地区】

連番	避難場所	所在地	標高(m)	災害種別ごとの適否				
				洪水	土砂災害	地震	高潮・津波	火山
1	鶴田小学校	吾妻町古城名 159-1	11	○	○	○	○	○
2	吾妻体育館	吾妻町大木場名 170-1	10	○	○	○	○	○
3	吾妻中学校	吾妻町大木場名 190-1	11	○	○	○	○	○
4	吾妻町ふるさと会館	吾妻町牛口名 537-1	11	○	○	○	○	○
5	川床小学校	吾妻町川床名 129	68	○	○	○	○	○
6	大塚小学校	吾妻町永中名 54	5	○	○	○	○	○
7	吾妻武道場	吾妻町大木場名 190	11	○	○	○	○	○
8	吾妻就業改善センター	吾妻町大木場名 63	9	※	○	○	○	○
9	吾妻保健センター	吾妻町牛口名 430	11	※	○	○	○	○
10	吾妻農村広場	吾妻町田之平名 200-3	10	○	○	○	○	○
11	サンスポーツランドあづま	吾妻町布江名 541	53	○	○	○	○	○
12	白山公園	吾妻町阿母名 1048-3	19	○	○	○	○	○

【愛野地区】

連番	避難場所	所在地	標高(m)	災害種別ごとの適否				
				洪水	土砂災害	地震	高潮・津波	火山
1	愛野小学校	愛野町乙 566	4	※	○	○	○	○
2	愛の夢未来センター	愛野町乙 526-1	4	※	○	○	○	○
3	愛野中学校	愛野町乙 1674	21	○	○	○	○	○
4	愛野保健福祉センター	愛野町乙 493-6	4	※	○	○	○	○
5	愛野体育館	愛野町乙 493-1	4	※	○	○	○	○
6	愛野運動公園	愛野町乙 1375	19	○	○	○	○	○
7	愛野武道場	愛野町乙 526-1	4	※	○	○	○	○

※： 災害の規模等を考慮し、開設を検討する。

【千々石地区】

連番	避難場所	所在地	標高 (m)	災害種別ごとの適否				
				洪水	土砂 災害	地震	高潮・ 津波	火山
1	千々石町公民館	千々石町戊 315-6	25	○	○	※	○	○
2	千々石保健センター	千々石町戊 582	36	○	○	○	○	○
3	千々石老人福祉センター橘荘	千々石町戊 762	27	○	○	※	○	○
4	千々石第一小学校	千々石町戊 294	27	○	○	○	○	○
5	木場ふれあいセンター	千々石町庚 669	154	○	○	○	○	○
6	千々石第二小学校	千々石町庚 1450	163	○	○	○	○	○
7	千々石中学校	千々石町己 305	58	○	※	○	○	○
8	岳地区公民館	千々石町庚 3651-5	322	○	○	※	○	○
9	下峰多目的集会所	千々石町丙 2082-2	5	○	○	○	○	○

※： 災害の規模等を考慮し、開設を検討する。

【小浜地区】

連番	避難場所	所在地	標高(m)	災害種別ごとの適否				
				洪水	土砂災害	地震	高潮・津波	火山
1	旧木津保育園	小浜町富津 664	47	○	※	○	○	○
2	旧富津小学校跡地	小浜町富津 3221	46	○	○	○	○	○
3	県立小浜高等学校	小浜町北野 623	37	○	○	○	○	○
4	石合公園駐車場	小浜町北野 1071-8	6	○	※	○	※	○
5	小浜小学校	小浜町北本町 550	36	○	※	○	○	○
6	小浜町文化館	小浜町北本町 819-1	19	○	※	※	○	○
7	小浜公会堂	小浜町北本町 848	15	○	※	※	○	○
8	小浜老人福祉センター	小浜町北本町 14-3	4	○	※	○	○	○
9	夕日の広場駐車場	小浜町北本町 14	4	○	※	○	※	○
10	小浜マリナーパーク	小浜町北本町 905-70	2	○	○	○	※	○
11	小浜神社公園	小浜町北本町 900	32	○	○	○	○	○
12	小浜中学校	小浜町南本町 290	104	○	※	○	○	○
13	マリーナ広場	小浜町マリーナ 3	5	○	○	○	※	○
14	温泉公園	小浜町南本町 120-8	5	○	○	○	○	○
15	小浜体育館	小浜町マリーナ 3-1	4	○	○	○	※	○
16	とけん山公園	小浜町北本町 1094	125	○	○	○	○	○
17	旧木指小学校跡地	小浜町北木指 680-2	33	○	○	○	○	○
18	北串小学校	小浜町山畑 334-5	136	○	○	○	○	○
19	北串住民センター	小浜町山畑 1755	151	○	○	※	○	○
20	小田山公民館	小浜町南木指 2293	270	○	○	※	○	○
21	旧雲仙小学校跡地	小浜町雲仙 386	646	○	※	○	○	○
22	やまびこ会館	小浜町雲仙 292-1	675	○	※	○	○	○
23	雲仙メモリアルホール	小浜町雲仙 292-1	675	○	※	○	○	○
24	木津漁民集会所	小浜町富津 846	6	○	※	○	○	○
25	富津漁民センター	小浜町富津 2616-3	2	○	※	○	○	○
26	山領公民館	小浜町北野 2085	65	○	※	※	○	○
27	北野公民館	小浜町北野 820-1	16	○	○	※	○	○
28	南本町公民館	小浜町南本町 7-13	4	○	○	○	○	○
29	木指自治会公民館	小浜町木指 87	4	○	○	○	○	○
30	金浜公民館	小浜町金浜 2260-1	5	○	○	※	○	○
31	飛子公民館	小浜町飛子 1883	5	○	○	※	○	○

※： 災害の規模等を考慮し、開設を検討する。

【南串山地区】

連番	避難場所	所在地	標高(m)	災害種別ごとの適否				
				洪水	土砂災害	地震	高潮・津波	火山
1	南串第一小学校	南串山町甲 2480	45	○	※	○	○	○
2	ハマユリックスホール	南串山町乙 2-15	5	○	※	○	○	○
3	南串山保健福祉センター	南串山町乙 2-15	5	○	※	○	○	○
4	南串中学校	南串山町丙 9705	24	○	※	○	○	○
5	南串山総合支所	南串山町丙 10538-4	54	○	○	○	○	○
6	南串山文化センター	南串山町丙 1515	6	○	※	○	○	○
7	南串第二小学校	南串山町丙 1622	54	○	○	○	○	○
8	南串山コミュニティセンター	南串山町丙 9696-1	37	○	※	○	○	○

※： 災害の規模等を考慮し、開設を検討する。

(3) 福祉避難所

地区	避難所	所在地	標高(m)	備考
国見	国見町総合福祉センター	国見町土黒甲 1063	10	
瑞穂	瑞穂町公民館	瑞穂町西郷辛 1285	10	
吾妻	吾妻町ふるさと会館	吾妻町牛口名 537-1	11	
愛野	愛野保健福祉センター	愛野町乙 493-6	4	
千々石	千々石老人福祉センター橘荘	千々石町戊 762	27	
小浜	小浜老人福祉センター	小浜町北本町 14-3	4	
南串山	南串山保健福祉センター	南串山町乙 2-15	5	

(4) 福祉避難所指定施設

番号	施設名	所在地	電話番号
1	島原なごみ荘	島原市緑町8200番地1	0957-62-4837
2	月光園	雲仙市国見町土黒丙68-2	0957-78-3159
3	養護老人ホーム 吾妻荘	雲仙市吾妻町馬場名406	0957-38-2096
4	養護老人ホーム 湯の里荘	雲仙市小浜町北本町217	0957-74-2301
5	積徳苑	南島原市布津町丙4266	0957-72-3555
6	大乘苑	南島原市加津佐町己2225-イ	0957-87-2163
7	秩父が浦荘	島原市秩父が浦町丁3552	0957-63-6266
8	淡淡荘	島原市江里町乙2010-1	0957-62-5328
9	あけぼの荘	南島原市布津町乙1862-2	0957-72-5520
10	有宝荘	南島原市有家町尾上4085	0957-82-8300
11	眉山荘	南島原市深江町乙857	0957-72-2000
12	白光苑	島原市有明町大三東戊783-1	0957-68-1818
13	介護老人福祉施設 湯楽苑	雲仙市小浜町北本町217	0957-74-3711
14	緑ヶ丘荘	南島原市加津佐町丙1855-2	0957-87-4314
15	玉成園	南島原市口之津町甲1190-1	0957-86-2145
16	特別養護老人ホーム うんぜんの里	雲仙市瑞穂町古部乙1392-1	0957-77-4011
17	有馬荘	南島原市北有馬町甲3181-8	0957-84-2500
18	びざん	島原市緑町8200	0957-64-2205
19	アメニティいわど	南島原市加津佐町乙9番地	0957-73-9525
20	淡淡荘Ⅱ	島原市萩が丘2丁目6122	0957-62-3322
21	ケアハウス フェリーチェみずほ	雲仙市瑞穂町伊福甲681	0957-77-2850
22	ケアハウス桜花苑	雲仙市小浜町北本町1056-3	0957-74-4488
23	デイサービスセンター ふれあい	雲仙市吾妻町大木場名75-2	0957-20-0055
24	デイサービスセンター 加津佐荘	南島原市加津佐町乙618	0957-87-2099
25	特別養護老人ホーム愛の里	雲仙市愛野町乙2288-4	0957-36-2206
26	特別養護老人ホームまゆやまの里	島原市稗田町227-1	0957-63-0068
27	特別養護老人ホームやはたの杜	雲仙市南串山町丙9783番地	0957-88-3550
28	特別養護老人ホームゆめの里	南島原市西有家町龍石5050番地1	0957-82-8282
29	小規模多機能型居宅介護事業所 楽苑	島原市有明町湯江乙1138	0957-68-0303

水防資機材備蓄状況

河川名	水防倉庫	資器材保管場所	所在地	保管場所施設所有者	保管場所施設使用者	備蓄水防資器材																	
						土のう袋(袋)	鋼杭(本)	ブルーシート(枚)	ロープ(m)	丸太(本)	掛矢(丁)	スコップ(丁)	ハンマー(丁)	ムシロ	縄(巻)	ビニロン袋(袋)	ホゲ	鉄線(kg)	唐鍬	斧	鎌	ノコギリ	ペンチ
有明川	○	雲仙市役所	愛野町乙768-1	雲仙市	雲仙市		40	10			17	3				16	8		5	3			
						(発電機)(基)	(照明灯)(基)	手箕	(土のう)(個)	杭木	平鍬	備中鍬	ホース(本)	なた	ジョレン	ハシゴ	板類	リヤカー					
									100					1	3	4							

河川名	水防倉庫	資器材保管場所	所在地	保管場所施設所有者	保管場所施設使用者	備蓄水防資器材																
						土のう袋(袋)	鋼杭(本)	ブルーシート(枚)	ロープ(m)	丸太(本)	掛矢(丁)	スコップ(丁)	ハンマー(丁)	ムシロ	縄(巻)	ビニロン袋(袋)	ホゲ	鉄線(kg)	唐鍬	斧	鎌	ノコギリ
山田海岸	○	雲仙市役所	吾妻町阿母名370	雲仙市	雲仙市	1,050			60	200												
						(発電機)(基)	(照明灯)(基)	手箕	(土のう)(個)	杭木	平鍬	備中鍬	ホース(本)	なた	ジョレン	ハシゴ	板類	リヤカー				
										5												

河川名	水防倉庫	資器材保管場所	所在地	保管場所施設所有者	保管場所施設使用者	備蓄水防資器材																
						土のう袋(袋)	鋼杭(本)	ブルーシート(枚)	ロープ(m)	丸太(本)	掛矢(丁)	スコップ(丁)	ハンマー(丁)	ムシロ	縄(巻)	ビニロン袋(袋)	ホゲ	鉄線(kg)	唐鍬	斧	鎌	ノコギリ
山田海岸	○	雲仙市役所	吾妻町阿母名3227	雲仙市	雲仙市	800	1			130		2		70	13							
						(発電機)(基)	(照明灯)(基)	手箕	(土のう)(個)	杭木	平鍬	備中鍬	ホース(本)	なた	ジョレン	ハシゴ	板類	リヤカー				

河川名	水防倉庫	資器材保管場所	所在地	保管場所施設所有者	保管場所施設使用者	備蓄水防資器材																
						土のう袋(袋)	鋼杭(本)	ブルーシート(枚)	ロープ(m)	丸太(本)	掛矢(丁)	スコップ(丁)	ハンマー(丁)	ムシロ	縄(巻)	ビニロン袋(袋)	ホゲ	鉄線(kg)	唐鍬	斧	鎌	ノコギリ
千々石川	○	雲仙市役所	千々石町甲320-1	雲仙市	雲仙市	500			200			42		70	3		5	6		2		20
						(発電機)(基)	(照明灯)(基)	手箕	(土のう)(個)	杭木	平鍬	備中鍬	ホース(本)	なた	ジョレン	ハシゴ	板類	リヤカー				

19 アマチュア無線局一覧

(令和5年4月1日現在)

地域	局名	氏名	備考
国見	JA6WVD	宇土 幸正	分団長
吾妻	JL6NMD	藤本 眞弓	副分団長
島原	JE6JEO	大場 文彦	
島原市	JH6MGY	島田 和義	副分団長
島原市	JQ6QVR	稲田 恒平	
島原市	JH6SOP	大松 未信	
【協力分団】			
諫早	JQ6JHE	中村 英作	
大村	JG6WTH	石井 昭則	
佐世保	JA6KHT	山口 啓二	
平戸	JL6WBO	栗山 近美	
長崎	JG6GWF	竹内 幸雄	

20 災害緊急通行車両標章及び証明書等

交通応急対策計画関連（第1編第3章第30節関係）

様式1

対象	
区域又は区間	
期間	

備考

- 1 色彩は、文字、区分線を青色、斜めの帯及び枠を赤色、地を白色とする。
- 2 区分線の太さは、1 cm とする。
- 3 図示の大きさは、縦 120cm、横 64cm とする。
- 4 道路の形状又は交通の状況により特別の必要がある場合は、図示の寸法の2倍まで拡大し、又は、2分の1まで縮小することができる。

様式2

備考

- 1 色彩は、中央に金色の桜紋章とし、「緊急」の文字を赤色、「登録（車両）番号」、「有効期限」、「年」「月」「日」の文字を黒色、「登録（車両）番号」並びに「年」「月」「日」表示する部分及び地を白色とする。
- 2 記号の部分に表面の画像が光の反射角度に応じて変化する措置を施すものとする。
- 3 図示の大きさは、縦 15cm、横 21cm とする。

様式第3号

第 号		令和 年 月 日	
緊急通行車両確認証明書			
		長崎県知事 印 公安委員会 印	
番号に表示されている番号			
車両の用途（緊急輸送を行う車両にあつては品名）			
使用者	住 所		
	氏 名		
通行日時		出 発 地	目 的 地
通行経路			
備 考			

21 雲仙市し尿及び浄化槽清掃運搬許可業者

(令和5年4月1日現在)

	業者名	住所	TEL	車種	台数	内訳			積載量合計(kg)	従業員	収集範囲
雲仙市 環境センター	(有)有明清掃 (代表取締役 吉田 慎吾)	島原市有明町 大三東甲 724-2	0957-68-1368	バキューム車	4	5.00	t	1	14.3	16	国見町 ～ 愛野町 し尿、浄化 収集運搬
						3.60	t	1			
						3.00	t	1			
						2.70	t	1			
	(有)タツエイ環境 (代表者 辰田 英治)	雲仙市国見町 多比良甲 337	0957-78-2211	バキューム車	7	3.70	t	1	21.0	17	
						3.60	t	1			
						2.90	t	1			
	(有)西日本衛生舎 (代表者 西本 友治)	雲仙市吾妻町 布江名 956	0957-38-2775	バキューム車	5	10.70	t	1	24.25	12	
						3.70	t	1			
						2.70	t	2			
2.65						t	1				
雲仙市環境センター	雲仙市国見町 神代己 10	0957-78-2817	バキューム車	7	4.50	t	1	21.6	8		
					3.60	t	1				
					2.70	t	5				
小浜 クリーンセンター	(有)佐藤清掃 (代表取締役 佐藤幸司)	雲仙市小浜町 北木指 3055-3	0957-74-2358	バキューム車	8	3.70	t	1	20.2	15	し尿・小浜町、南串山町
						3.65	t	1			
						3.50	t	1			千々石町 浄化・小浜町 南串山町
						1.80	t	4			
						0.35	t	1			
	千々石衛生社 (代表者 城戸 偉年)	雲仙市千々石町 庚 276-4	0957-37-2615	バキューム車	2	1.80	t	2	3.6	4	し尿・千々石町
						浄化・千々石町、小浜町 南串山町					
	㈱キユウエイ美化 (代表取締役 吉田 政信)	雲仙市南串山町 甲 2224-3	0957-88-3939	バキューム車	2(3) 浄化	5.00	t	1	5.3	7	し尿・南串山町
						3.50	t	1			浄化・千々石町、小浜町 南串山町
						1.80	t	1			

22 救急告示病院一覧表

(令和5年4月現在)

市 別	病 院 名	経営主体	所在地	標ぼう診療科目
雲仙市	公立小浜温泉病院 0957-74-3822	雲仙南島原 保健組合	雲仙市 小浜町北野 298	内、精、外、整、脳 外、消、循、皮、 麻、腎内、 神
	愛野記念病院 0957-36-0015	医療法人	雲仙市 愛野町甲 3838-1	内、循、外、整、 耳、皮、放、アレ、 脳外、リウ、リハ、 麻、呼、消、糖
島原市	長崎県島原病院 0957-63-1145	長崎県	島原市 下川尻町 7895	内、外、整、耳、 放、リハ、小、麻、 血、呼、消、循、 神、泌、
	柴田長庚堂病院 0957-64-1111	医療法人	島原市 中堀町 68	内、外、消、循、リハ、 糖、神
南島原市	泉川病院 0957-72-2017	医療法人	南島原市 深江町丁 2405	内、外、整、皮、 放、アレ、リウ、リ ハ、呼、消、循、 泌、乳腺
諫早市	諫早記念病院 0957-22-0370	医療法人	諫早市 天満町 2-21	内、神、外、形、 整、リハ、呼、消、 循、糖、心、代謝、 アレ、泌
	西諫早病院 0957-25-1150	医療法人	諫早市 貝津町 3015	呼、消、循、整、 脳、リハ、神
	宮崎病院 0957-25-4800	特定医療法人	諫早市 久山町 1575-1	内、外、整、泌、 腎、呼、循、脳、 呼、消、 循、
	諫早総合病院 0957-22-1380	独立行政法人	諫早市 永昌東町 24-1	内、小、外、整、 皮、泌、産、眼、 耳、放、麻、歯、 脳、呼、循、 腎、糖、血、リウ、 精、 リハ
	佐藤病院 0957-34-3142	医療法人	諫早市 小長井町井崎 98	内、呼、消、循、 小、外、整、眼、 放、リハ
	長崎原爆諫早病院 0957-43-2111	日本赤十字社	諫早市 多良見町化屋 986-2	内、呼、消、循

23 長崎県防災ヘリコプター運航管理要綱

長崎県防災ヘリコプター運航管理要綱

目次

第 1 章	総 則	(第 1 条～第 5 条)
第 2 章	運 航 管 理	(第 6 条～第 17 条)
第 3 章	安 全 管 理	(第 18 条～第 19 条)
第 4 章	教 育 訓 練	(第 20 条～第 21 条)
第 5 章	事 故 防 止 対 策	(第 22 条～第 25 条)
第 6 章	雑 則	(第 26 条～第 27 条)

第 1 章 総 則

(趣 旨)

第 1 条 この要綱は、長崎県防災ヘリコプター（以下「航空機」という。）の安全かつ効果的な運用を図るため、航空機の運航管理等について必要な事項を定める。

(他の法令との関係)

第 2 条 航空機の運航管理については、航空関係法令に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(防災航空センターの設置)

第 3 条 航空機を利用して行う消防防災業務を円滑に遂行するため、危機管理課に防災航空センター（以下「センター」という。）を置く。

2 センターの位置は、大村市今津町 201（長崎空港 A 地区内）とする。

(センター所長)

第 4 条 センターに所長を置く。

2 所長は、危機管理課長の命を受け、センターの事務を統括する。

(長崎県防災航空隊)

第 5 条 センターに長崎県防災航空隊を置く。

2 長崎県防災航空隊については、別に定める「長崎県防災航空隊編成及び運用要領」によるほか、この要綱の定めるところによる。

第 2 章 運航管理

(総括管理者)

第 6 条 総括管理者は危機管理監をもって充てる。

2 総括管理者は、航空機に関するすべてを総括する。

(運航総括責任者)

(運航総括責任者)

第7条 運航総括責任者は危機管理課長をもって充てる。

2 運航総括責任者は、航空機の運航に関する事務を掌理する。

(運航責任者)

第8条 運航総括責任者は、運航責任者としてセンター所長を指名する。

2 運航責任者は、航空機の出発の承認、航空消防活動の中止の指示、その他の航空機の運航の管理に関する事務を掌理する。

(運航指揮者)

第9条 運航責任者は、航空機を運航する場合には、運航指揮者を指名する。

2 運航指揮者は、航空機に搭乗中、航空法（昭和27年法律第231号。以下「法」という。）第73条の規定により機長が行うこととされている業務を除き、乗組員を指揮監督して業務の万全を期さなければならない。

(運航安全管理者)

第10条 運航総括責任者は、航空機の運航その他の航空消防活動に関する専門的な知見を有する運航安全管理者を置く。

2 運航安全管理者は、航空機の運航の安全を確保する観点から次の各号に定める業務を行う。

(1) 運航責任者、機長その他の関係者に対する消防防災ヘリコプターの運航、航空消防活動の実施に関する助言

(2) 航空消防活動従事者の健康管理その他必要と認める事項に関する助言

(3) 教育訓練等基本計画及び教育訓練等実施計画に関する助言

(4) その他必要と認める事項に関する助言又は業務に必要な調査研究の実施

(運航計画)

第11条 運航責任者は、消防防災業務を適正かつ円滑に行うため航空機の運航計画を定める。

2 運航計画は、年間運航計画（様式第1号）及び月間運航計画（様式第2号）とする。

(運航範囲)

第12条 航空機は、次の各号に掲げる活動で、その特性を十分に活用することができ、かつ、その必要性が認められる場合に運航する。

(1) 災害応急対策活動

(2) 救急活動

(3) 救助活動

(4) 火災防衛活動

(5) 広域航空消防防災活動

(6) 災害予防活動

(7) 消防防災訓練活動

(8) 一般行政活動

(9) その他統括管理者（危機管理監）が必要と認める活動

2 航空機の運航は、原則として9時00分から17時45分までとする。

ただし、第12条に規定する緊急運航の場合は、この限りではない。

(緊急運航)

第13条 前条第1項第1号から第5号までの規定に係わる運航（以下「緊急運航」という。）は、第10条に規定する運航計画に基づく運航（以下「通常運航」という。）に優先する。

2 運航責任者は、航空機の通常運航中に緊急運航を要する事態が生じた場合は、直ちに運航管理者に緊急運航に移行する旨を指示するものとする。

3 緊急運航に関して必要な事項は、「長崎県防災ヘリコプター緊急運航要領」に定める。

(使用予定表)

第14条 航空機の使用（緊急運航に係わるものを除く。以下次条において同じ。）を予定する者（以下「使用予定者」という。）は、翌年度の予定にあつては航空機使用年間予定表（様式第3号）により毎年2月末日まで、毎月の使用にあつては航空機使用月間予定表（様式第4号）により使用予定の月の前々月の末日までに統括管理者に提出するものとする。

(航空機の使用)

第15条 使用予定者は、航空機使用申請書（様式第5号）により使用する15日前までに、統括管理者に申請するものとする。

(航空機の使用承認)

第16条 統括管理者は、前条の申請があつたときは、その使用目的、使用内容等を審査のうえ適当と認められるときは、承認する。

2 統括管理者は、前項の規定により承認した場合は、航空機使用承認書（様式第6号）を交付する。

(航空機の使用報告)

第17条 航空機を使用した者は、航空機使用報告書（様式第7号）により、使用した日から7日以内に統括管理者に報告するものとする。

(飛行場外離着陸場)

第18条 運航責任者は、飛行場外離着陸場を調査選定し、必要な書類等を整備するとともに、その実態を常に把握しておかなければならない。

2 飛行場外離着陸に際し必要な準備等は、運航責任者の指示により、使用予定者が実施するものとする。

第3章 安全管理

(安全管理)

第19条 総括管理者は、航空関係法令及び国土交通大臣の定める航空機の運用限界等指定書に基づく、消防防災業務の適正な執行体制及び航空事故防止対策を確立し、安全管理の適正を期さなければならない。

(航空機等の管理)

第20条 総括管理者は、航空法（昭和27年法律第231号。以下「法」という。）第19条第1項の規定に基づいて、一定の資格を有する技術者が航空機の安全性が確保されていることについて確認をしなければ、航空機を航空の用に供してはならない。

2 運航責任者は、航空機、格納庫、事務所、装備品等を適正に管理し、常に航空機等の性能を最大限発揮できる状態にしておかなければならない。

第4章 教育訓練

(航空隊員等の教育訓練)

第21条 総括管理者は、次に掲げる教育訓練を行う。

- (1) 操縦士の操縦技能の取得維持に必要な飛行訓練及びシミュレーターを用いた緊急操作訓練
 - (2) 航空消防活動従事者の安全確保に資する訓練
- 2 総括管理者は、前項に定める教育訓練を実施するに当たっては、「教育訓練等基本計画」を別に定める。
教育訓練等基本計画は次に掲げる事項を含むものとする。
- (1) 教育訓練等の目標及び内容並びにその実施方法
 - (2) 教育訓練等に係る安全管理対策
 - (3) 教育訓練等に必要な施設設備の整備計画
 - (4) 教育訓練等に当たる指導者の確保及び養成のための方策
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、教育訓練等を効果的かつ安全に実施するために必要な事項
- 3 教育訓練等基本計画は、必要に応じて見直し検討及び修正を行うものとする。
- 4 運航総括責任者は、飛行訓練及びシミュレーターを用いた緊急操作訓練の結果を把握するなどにより操縦士の操縦技能確認を行うものとする。

(教育訓練の実施)

第22条 総括管理者は、航空隊員等の教育訓練を実施するために必要な訓練体制、施設及び設備並びに教材の整備を図り、隊員等の資質の向上に努めなければならない。

- 2 運航総括責任者は、教育訓練等基本計画に基づき「教育訓練等実施計画」を別に定める。
教育訓練等実施計画は次に掲げる事項を含むものとする。
- (1) 年間の教育訓練等の目標及び内容並びにその実施方法
 - (2) 年間の教育訓練等の対象者
 - (3) 年間の教育訓練等の時間数及び実施時期
 - (4) 前各号に掲げるもののほか、年間の教育訓練等を円滑に実施するために必要な事項

(他機関との連携)

第23条 運航総括責任者は、消防防災業務を効率的に行うため、市町、消防機関その他の関係機関と連携のうえ、必要な訓練を実施するものとする。

(搜索及び救難体制の確立)

第24条 総括管理者は、航空事故が発生するおそれ若しくは発生した疑いのある場合又は航空事故が発生した場合の搜索救難等の初動体制及びその後の処理に関して必要な事項は「長崎県防災ヘリコプター緊急対策処理規程」に定める。

(航空事故発生時の措置)

第25条 運航指揮者は、航空機の運航中、航空機の故障、気象の急変等により航空事故が発生するおそれ又は発生した場合は、人命、財産に対する危難の防止に最善の手段を尽くすなど、万全の措置を講じるとともに、その状況等を運航責任者に報告しなければならない。

第26条 運航責任者は、前項の報告を受け又は前項に関する情報を入手した場合は、直ちに関係機関に通報し、搜索救難活動を依頼するとともにその旨を運航責任者に報告しなければならない。

(事故報告)

第27条 総括管理者は、法第76条第1項に規定する事故が発生した場合は、国土交通大臣に報告するとともに、直ちに原因、損害等について調査し、その結果を知事に報告しなければならない。

第6章 雑則

(記録及び保存)

第 28 条 運航責任者は、航空関係法令に基づく記録のほか、消防防災業務に関する記録を保存しておかなければならない。

(その他)

第 29 条 この要綱の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附則 この要綱は、平成 5 年 3 月 25 日から施行する。

附則 この要綱は、平成 8 年 4 月 1 日から施行する。

附則 この要綱は、平成 13 年 4 月 1 日から施行する。

附則 この要綱は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附則 この要綱は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附則 この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附則 この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附則 この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

24 長崎県防災ヘリコプター緊急運航要領

長崎県防災ヘリコプター緊急運航要領

(趣 旨)

第1 この要領は、長崎県防災ヘリコプター運航管理要綱（以下「要綱」という。）第10条第3項の規定に基づき、長崎県防災ヘリコプターの緊急運航（以下「緊急運航」という。）に関して必要な事項を定める。

(他の規定との関係)

第2 緊急運航については、要綱に定めるもののほか、この要領の定めるところによる。

(緊急運航基準)

第3 緊急運航は、市町村及び消防機関、その他関係機関からの災害派遣要請に基づくものとする。（但し、救急活動については市町村長からの災害派遣要請とする。）

第4 緊急運航は、次に定めるところによる。

1 災害応急対策活動

(1) 被災状況等の偵察、情報収集活動

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で広範囲にわたる偵察、情報収集活動を行う必要があると認められる場合

(2) 救援物資、人員、資機材等の搬送

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に緊急に救援物資、人員資機材等を搬送する必要があると認められる場合

(3) その他

災害応急対策上、特にヘリコプターによる活動が有効と認められる場合

2 救急活動

(1) 交通遠隔地からの傷病者搬送

離島、山村等の交通遠隔地から真に生命が危険な傷病者の搬送を緊急に行う必要がある場合で、他に搬送の手段がなく、かつ、原則として医師が搭乗できる場合

(2) その他

救急活動上、特にヘリコプターによる活動が有効と認められ、かつ、医師等の専門知識を有する者が搭乗できる場合

3 救助活動

(1) 高層ビル等火災における救助

(2) 水難事故及び山岳遭難等における捜索・救助

(3) 高速自動車道及び自動車専用道路上の事故救助

(4) その他

救助活動上、特にヘリコプターによる活動が有効と認められる場合

4 火災防御活動

(1) 偵察、情報収集活動

大規模火災、爆発事故等が発生し、又は延焼拡大のおそれがあると認められ、偵察、情報収集活動を行う必要があると認められる場合

(2) 林野火災における空中消火

地上における消火活動では、消火が困難であり、ヘリコプターによる消火の必要があると認められる場合

(3) 資機材等の搬送

大規模林野火災等において、他に人員、資機材等の搬送手段がない場合又はヘリコプターによる搬送が有効と認められる場合

(4) その他運航責任者が必要と認める活動

火災防御活動上、特にヘリコプターによる活動が有効と認められる場合

5 広域航空消防防災活動

広域航空消防活動上、特にヘリコプターによる活動が有効と認められる場合

(緊急運航の要請)

第5 緊急運航の要請は、危機管理課に行う。

- 2 前項の要請は、様式第1号又は2号の模写電送及び口頭により行い、事後速やかに様式第3号又は4号を文書にて提出するものとする。

(緊急運航の決定)

第6 運航責任者は、前条の要請があった場合には、災害の状況及び現場の気象状況等を確認の上、運航管理者に運航命令の指示をし、運航管理者の回答をもって、要請者にその旨を回答する。

(受入態勢)

第7 緊急運航を要請した者は、運航責任者と緊密な連絡を図るとともに、次の受入態勢を整えるものとする。

- 1 離着陸場所を確保するとともに安全を確保するためヘリポートに警戒員を配置
- 2 傷病者等の搬送先の離着陸場所及び病院等への搬送手配
- 3 その他必要な事項

(報 告)

第8 運航責任者は、緊急運航を終了した場合には、速やかに活動の内容を運航責任者に報告するものとする。

- 2 緊急運航を要請した者は、災害等が収束した場合、災害状況等報告書(様式第5号)により、速やかに運航総括責任者に報告するものとする。(但し、第4の2による場合は除く。)

(附 則)

この要領は、平成5年3月25日から施行する。

この要領は、平成29年月25日から施行する。

この要領は、令和2年3月25日から施行する。

この要領は、令和4年3月25日から施行する。

(様式第1号)

年	件目
月	件目

災 害 発 生 等 に 伴 う 航 空 機 災 害 派 遣 要 請

(口頭受理用紙)

覚 知	月 日 時 分	機 関 名		担 当 者 名		電 話 () () - () 内 線 ()		
災 害 の 状 況	災 害 発 生 日 時	令 和 年 月 日 時 分						
	災 害 発 生 場 所							
	災 害 名							
	処 置 状 況 並 び に							
派 遣 を 必 要 と す る 区 域								
現 地 着 陸 場 所								
希 望 す る 活 動 内 容								
現 場 指 揮 者		職			氏 名			
現 場 と の 連 絡 手 段								
必 要 と す る 資 機 材								
そ の 他 参 考 と な る 事 項								
搭 乗 者	所 属	職	氏 名	年 令	所 属	職	氏 名	年 令
	フリガナ				フリガナ			
	フリガナ				フリガナ			
	フリガナ				フリガナ			

(様式第3号)

災害発生等に伴う航空機災害派遣要請書

令和 年 月 日

長崎県知事

様

機関長名 ⑩

下記のとおり航空機の派遣を要請します。

災害発生状況並びに派遣を要する事由	覚 知	令和 年 月 日 時 分						
	災害発生日時	令和 年 月 日 時 分						
	災害発生場所	市 ・ 郡 町 番 地						
	災 害 名							
	処 災 置 害 状 発 況 生 並 状 び 況 に 並 に び							
派遣を必要とする区域								
現地着陸場								
希望する活動内容								
必要とする資機材								
その他参考となる事項								
搭乗者	所 属	職	氏 名	年 令	所 属	職	氏 名	年 令

(様式第4号)

救急活動に伴う航空機災害派遣要請書

令和 年 月 日

長崎県知事

様

雲仙市長 金澤 秀三郎

㊞

下記のとおり航空機の派遣を要請します。

受理		令和 年 月 日 時 分							
患者	住 所	氏 名		年令	性別	職 業			
					男女				
患者が子供の場	父		年令	職 業	続 柄				
	母								
患者の状況	病 気 発 生 日 時	令和 年 月 日 時 分							
	病 気 発 生 場 所								
	病 気 (事 故) 名								
	処 置 状 況 並 び に								
現地病院名					医師名				
収容病院名					医師名				
搬送要請区間		空 港 () ヘリポート 長崎空港 (旧大村)							
搭乗者		氏 名	年 令	付 添 者	続 柄	氏 名	年 令		
	医師								
	看護婦								

(様式第5号)

災 害 状 況 報 告 書

要 請 機 関 名	(担当)
災 害 発 生 日 時	令和 年 月 日 時 分
災 害 発 生 場 所	
災 害 概 要	
活 動 内 容	
要 救 助 者 数	
死 傷 者 等 数	死者 負傷者
搬 送 先	(受入病院)
へり 搭 乗 人 員	
現 場 出 動 人 員	
現 地 飛 行 時 間	
参 考 事 項	

離着陸適地一覧表 【雲仙市】

No.	名称	所在地	所有者	地籍		障害物
1	国見中学校	雲仙市国見町土黒2730	雲仙市	126×96	12,096 m ²	樹木、ポール、校舎
2	瑞穂中学校	雲仙市瑞穂町西郷辛1135-1	〃	135×90	12,150 m ²	校舎、体育館、ポール
3	みずほすこやかランド (多目的グラウンド)	雲仙市瑞穂町西郷辛621-6	〃	150×125	18,750 m ²	照明灯 10 基、 防球ネット (H=8~10m)
4	農村広場	雲仙市吾妻町田平名253	〃	120×112	13,440 m ²	照明柱、フェンス、倉庫、相撲場
5	愛野運動公園	雲仙市愛野町乙1375	〃	130×130	16,900 m ²	フェンス、バックネット、 ナイター施設
6	橘公園城山グラウンド	雲仙市千々石町橘公園内	〃	120×58	6,960 m ²	校舎、照明柱、樹木
7	小浜中学校	雲仙市小浜町南本町290	〃	106×120	12,720 m ²	校舎、フェンス、樹木、バックネット
8	南串中学校	雲仙市南串山町丙9705	〃	122×83	10,126 m ²	校舎、フェンス、照明灯
9	南串山第二小学校	雲仙市南串山町丙1622	〃	120×70	9,000 m ²	校舎、フェンス、照明灯

25 県内自衛隊の配置及び管轄区域

自衛隊派遣要請計画

ア 県内自衛隊の配置及び管轄区域

	駐とん地	所在地(電話)	指定部隊等の長	備考
陸上	大村駐とん地	大村市西乾馬場町 416 (0957-52-2131)	大村駐とん地司令	長崎県(対馬除く) 全般を直轄
	竹松	大村市富ノ原 1 丁目 1000 (0957-52-3141)	竹松駐とん地司令	
	相浦	佐世保市大瀉町 678 (0956-47-2166)	相浦駐とん地司令	
	対馬	対馬市厳原町棧原 38 (0920-52-0791)	対馬駐とん地司令	
海上	佐世保地方総監部 (警備隊を含む)	佐世保市平瀬町 18 (0956-23-7111)	佐世保地方総監	
	第 22 航空群	大村市今津町 10 (0957-52-3131)	第 22 航空群司令	
	対馬防備隊	対馬市美津島町竹敷 4-191 (0920-54-2209)		
	上対馬警備所	対馬市上対馬町大浦 847 (0920-86-2249)		
	下対馬警備所	対馬市厳原町安神 550 (0920-52-0997)		
	壱岐警備所	壱岐市勝本町東蝕 2776-6 (09204-2-0167)		
航空	西部航空方面隊司令部 (春日基地)	福岡県春日市原町 3-1-1 (092-581-4031)	西部航空方面隊司令官	
	第 15 警戒隊 (福江島分屯基地)	五島市三井楽町嶽 770-1 (0959-84-2074)		
	第 19 警戒隊 (海栗島分屯基地)	対馬市上対馬町鰐浦 1217 (0920-86-2202)		
その他	自衛隊 長崎地方協力本部	長崎市出島町 2-25 (095-826-8844)		
	防衛省九州防衛局 長崎防衛支局	長崎市出島町 2-25 (095-825-5303)		

26 食糧供給計画

食糧供給計画

(福祉保健課：農産園芸課：九州農政局)

1 災害におけるり災者および災害応急対策要員等に供給する食糧

「米穀の買入れ・販売等に関する基本要領」によるものとする。(農林水産省総合食料局長通知)

(1) 食糧等の供給責任体制(市町・県)

被災地域のり災者等に対する食糧品等の供給は、当該被災地を管轄する市町がこれを実施する。

(2) 主食の応急供給(市町村・県・農林水産省)

ア 供給数量の基準

供給を要する事態	供給品目	供給数量
1. り災者に対し炊出し等による給食を行う必要がある場合	米穀	市町長が希望する数量
2. 災害により販売機能が混乱通常の販売ができなくなったため、一般の米穀小売店を通じないで供給を行う必要がある場合	同上	同上
3. 災害地における救助作業に従事する者に対し、供給を行う必要がある場合	同上	同上

イ 市町長の手続

(ア) 応急供給を行うべき事態が生じた場合は、市町長は知事に対し農林水産省農産局長の定める「米穀の買入れ・販売等に関する基本要領」に基づき災害救助用米穀の供給数量及び取扱者を申請し、その承認後供給を受け、り災者等に対する供給又は給食を実施する。

(イ) 市町長は災害救助法により、り災者等に対し、炊出しその他による給食を実施した後は、速やかにその概要を知事に報告し必要な指示を受けるものとする。

(ウ) 市町長が知事の補助機関として炊出しその他の食品を給与する場合は、その責任者を指定するとともに、各炊出し等の現場に実施責任者を定め、おおむね次の帳簿を備え必要な事項について記録するものとする。

- a 食品給与物品受払簿
- b 炊出し給与状況
- c その他関係証拠書類

ウ 知事の手続

(ア) 市町長の申請に基づき応急供給を行う際給食又は供給を行わせることを適当と認める

者を取扱者として指定する。

(イ) 災害救助法が発動され、災害救助用米穀が必要と判断された場合は、農林水産省農産局長に引渡しを要請し、売買契約の締結後、知事又は知事の指名する引取人から引き渡しを受ける。

(3) 応急食糧緊急引渡

ア 交通、通信の途絶等重大な災害の発生により、通常の応急供給手続きによっては、供給又は給食を実施することが不可能な場合には、市町長は農林水産省農産局長通知の「米穀の買入れ・販売等に関する基本要領」により実施するものとする。

(4) 災害救助法による食糧供給

ア 実施責任者

災害救助法が適用された場合

(ア) 法第13条第1項の規定により市町長が行う。

(イ) 上記以外の場合、知事が行い、市町長がこれを補助する。

イ 食品の給与対象者

(ア) 避難所に避難している者

(イ) 住家に被害を受け、若しくは災害により現に炊事のできない者

ウ 食品の給与の方法

炊出しその他による食品の給与は、被災者が直ちに食することができる現物によるものとする。

エ 食品の給与のための費用

(ア) 国庫負担対象経費

a 主食費

b 副食費

c 燃料費

d 雑費

(イ) 国庫負担限度額

1人1日当たり1,160円以内とする。

オ 食品の給与の期間

災害発生の日から7日以内

2 応急食糧確保対策

災害時における応急用米穀の取扱い

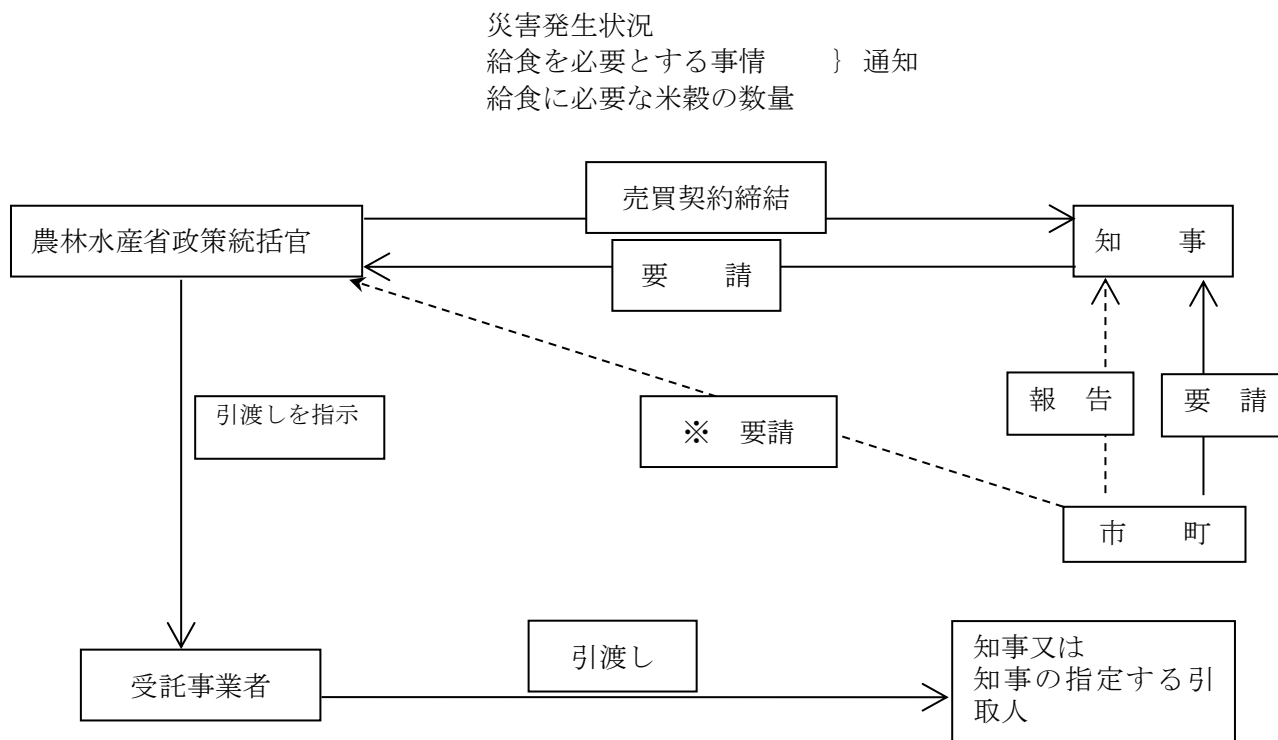
(1) 知事は、地震、大火災、風水害、雪害等非常災害が発生した場合、又はそのおそれがある場合において、炊き出し等給食を行う必要があると認めるときは、速やかに災害発生状況又は給食を必要とする事情、及びこれに伴う給食に必要な米穀（以下「応急用米穀」という。）の数量等を農林水産省に要請するものとする。なお、市町長が直接、農産局長に対し要請を行った場合は、必ず市町担当者から報告及び申請書の写しを受ける。

(2) 農林水産省は、(1)の要請を受けたときは、受託事業者に対し知事又は、知事の指定する

引取人に災害救助用米穀を引き渡すように指示する。

なお、災害救助法（昭和22年法律第118号）が発動された場合における、政府所有米穀の知事への緊急引渡手続については、別に定めるところによるものとする。

災害時における応急用米穀の処理図



※ 市町長は、通信、交通が途絶し知事に応急配給申請ができないときは、直接、農林水産省農産局長に要請することができる。

「米穀の買入れ・販売等に関する基本要領」（第4章I第11抜粋）

（平成21年5月29日付け21総食第113号総合食料局長通知）

（最終改正 令和4年3月2日付け2政統第3096号農産局長通知）

第4章 政府所有米穀の販売

第11 災害救助法及び国民保護法が発動させられた場合の特例

1 災害救助用米穀の引渡しの体制整備

(1) 農産局長は、次に掲げる法律が発動された場合に、被災地等を管轄する都道府県知事(以下「知事」という。)又は市町村長(特別区の区長を含む。以下同じ。)からの政府所有米穀の緊急の引渡要請を踏まえ対応する。

ア 災害救助法(昭和22年法律第118号)が発動され、救助を行う場合

イ 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律(平成16年法律第112号)が発動され、救援を行う場合

(2) (1)の具体的な内容は、次のとおりとする。

ア 農産局長が、知事又は市町村長の要請に応じて引き渡す米穀(以下「災害救助用米穀」という。)は、国内産米穀とする

イ 知事は、災害救助用米穀を農産局長から全量買い受ける

ウ イの米穀を販売する価格は、農産局長が別途定める。

エ 代金の納付期間は次のとおりとし、担保及び金利を徴しない

(ア) (1)のアの場合は、30日以内(次に掲げる要件をすべて満たす場合は、3か月以内)であって農産局長と知事が協議して決定した期間とする。

a 大規模な災害が発生し、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)に基づき政府が緊急災害対策本部又は非常災害対策本部を設置したこと。

b 自衛隊の派遣が行われていること。

c 知事から30日を超える延納措置を必要とする旨の要請があり、農産局長がやむを得ないと認めること。

(イ) (1)のイの場合は、3か月以内であって農産局長と知事が協議し決定した期間とする。

2 災害救助用米穀の引渡方法

農産局長は、知事からの要請に応じて災害救助用米穀を知事に販売するときは、以下により販売手続を行う。

(1) 農産局長は、災害救助用米穀を知事又は市町村長の要請に応じて引き渡す場合は、知事と売買契約書(案)様式4-23)により契約を締結する。

(2) 農産局長は、契約の締結を受け受託事業者に対して、知事又は知事が指定する取引人に災害救助用米穀を引き渡すよう指示する

(3) 農産局長は、災害救助用米穀の供給を迅速に行う必要がある場合であって、被災地の状況その他の事情により知事と契約を締結するいとまがないと認める場合は、(1)及び(2)の規

定に契約の締結前であっても、受託事業体に対し、知事又は知事が指定する取引人に災害救助用米穀を引き渡すよう指示することができる。この場合において、農産局長は、当該米穀の引き渡し後遅滞なく知事と売買契約書（案）（様式 4-24）により契約を締結するものとする。

27 災害時の応援等協定書

連番	名 称	締 結 日	相 手 方
1	災害時における飲料等の提供協力に関する協定	H21. 10. 7	朝日カルピスビバレッジ株式会社
2	雲仙市道路損傷情報提供事業協定	H22. 2. 15	郵政事業株式会社諫早支店
3	災害時における支援活動に関する協定	H22. 5. 17	雲仙市災害連絡協議会
4	大規模災害時の応援に関する協定	H23. 6. 28	国土交通省九州整備局
5	長崎県水防倉庫管理運営協定	H23. 9. 22	島原地方水防本部長 (島原振興局長)
6	災害時の相互応援協定	H23. 10. 14	諫早市、島原市、南島原市
7	災害時における救援物資供給等の協力に関する協定	H23. 10. 14	雲仙市商工会
8	災害時における相互応援協定	H24. 2. 14	栃木県高根沢町
9	災害時におけるLPガス供給に関する協定	H24. 5. 21	長崎県LPガス協会島原支部
10	災害時におけるタクシー無線通信等の協力に関する協定	H25. 8. 1	一般社団法人 島原半島タクシー協会
11	災害時における非常通信の協力時間する協定	H25. 8. 1	日本赤十字無線奉仕団雲仙分団
12	災害時の医療救護に関する協定	H25. 8. 8	一般社団法人南高医師会
13	災害時における資機材の調達に関する協定	H26. 9. 11	吾妻建設協会
14	災害時における地図製品等の供給に関する協定	H27. 1. 14	株式会社ゼンリン
15	災害時における救援物資供給に関する協定	H27. 5. 1	ワールドサンフーズ株式会社
16	災害時における福祉避難所の設置運営に関する協定	H27. 5. 26	島原地区老人福祉施設協議会
17	災害発生時における雲仙市と雲仙市内郵便局の協力に関する協定	H27. 7. 1	雲仙市郵便局
18	大規模災害時における宿泊施設の協力に関する協定	H27. 9. 25	雲仙旅館ホテル組合
19	大規模災害時における宿泊施設の協力に関する協定	H27. 9. 25	小浜温泉旅館組合
20	災害時における物資等の緊急輸送に関する協定	H28. 4. 1	佐川急便株式会社北九州支店
21	災害時における物資供給に関する協定	H28. 10. 3	NPO 法人コメリ災害対策センター
22	災害時の相互応援に関する協定	H29. 2. 17	熊本県長洲町
23	災害時における特設公衆電話の設置・利用に関する協定	H30. 2. 16	西日本電信電話(株)長崎支店

連番	名 称	締 結 日	相 手 方
24	災害時における無人航空機による強力に関する協定	H31. 3. 14	(株)NBCソシア
25	災害時における協力に関する協定	H31. 3. 28	一般社団法人全日本冠婚葬祭互助協会
26	災害時に係る情報発信等に関する協定	H31. 4. 15	株式会社 ヤフー
27	災害時の歯科医療救護活動に関する協定書	R 1. 7. 10	一般財団法人島原南高歯科医師会
28	災害時における物資供給に関する協定書	R 1.11. 7	株式会社 ナフコ
29	災害ボランティアセンター設置及び運営に関する協定書	R 2. 3. 25	社会福祉法人 雲仙市社会福祉協議会
30	災害時における放送要請に関する協定書	R 2. 3. 25	(株)ひまわりテレビ
31	災害時における避難所生活に関する協定	R 2. 7. 1	長崎段ボール株式会社
32	災害時における天幕等資機材の給に関する協定	R 2. 8. 5	太陽工業株式会社
33	災害時における災害廃棄物処理等の協力に関する協定	R 2.11. 2	一般社団法人長崎県産業資源循環協会
34	災害時における避難所生活に関する協定	R 2.12. 28	王子コンテナ株式会社九州北工場
35	防災パートナーシップに関する協定	R3. 3. 25	九州文化放送株式会社
36	災害時における物資供給に関する協定	R3. 3. 25	生活協同組合ララコープ
37	電気自動車等を活用した災害連携協定	R4. 2. 14	長崎県オールトヨタ
38	大規模災害時における復旧支援に関する協定	R4. 8. 17	長崎県土地家屋調査士会
39	災害時における相互協力に関する協定	R5. 5. 10	九州ガス株式会社

28 災害危険区域一覧表等

(島原振興局作成 島原半島の災害危険区域より抜粋)

令和5年度

島原半島の災害危険区域

長崎県島原振興局

(1) 危険区域（管理区分別）

災害発生危険区域総括表（管理区分別）

	河川			海岸			砂防			急傾斜			地すべり			道路			溜池			耕地			林務			その他			計			
	県	市	県・市	県	市	県・市	県	市	県・市	県	市	県・市	県	市	県・市	県	市	県・市	県	市	県・市	県	市	県・市	県	市	県・市	県	市	県・市	県	市	県・市	合計
国見町	8	3		5			7	12		3	2						13						5	1						28	18		46	
瑞穂町	4			6			17	4		10							2						4	1						41	5		46	
吾妻町	6			1			13			14	9						2						6	2						40	13		53	
愛野町	3	3		1	1		5			10	5	4					3										2			19	20	4	43	
千々石町	3			1			33	2		15	9		2		1	2						3		6						59	18		77	
小浜町	1	2		4	1		38	4		55	4				1	4					3		9	7	1					108	25	1	135	
南串山町	3	1		2	3		6	1	1	5	19	10			1	13					5		2	5						19	47	11	77	
豊仙市計	28	9		20	5		119	23	1	112	48	14	2		3	22					13		6		32	16	1	2	314	146	16	476		

※管理区分が国の箇所は県に含めている。

(2) 危険区域一覧表

① 雲仙市国見町

種別	整理番号	名称	特に危険な区域		過去に発生の有無	予想される事態	対策工法	予想される被害	危険度	管理区分	備考
			区域	延長(m)							
河川	1	多比良川	右岸 金山名字金山 ～字鬼塚馬場 ～海 左岸 右岸に同じ	右岸 2,000 左岸 2,000	S60 H11	溢水	積土俵	A100 B2 C3 D1,500 E50 F20 H120,000	B	県	H17 完成(河口～220m)
	2	土黒川	小ヶ倉～海	右岸 6,500 左岸 6,500	S 32	決壊 溢水	積土俵	A130 D600 F45	B	県	
	3	土黒西川	上篠原橋～土黒川	右岸 900 左岸 900	S 32	決壊 溢水	積土俵	A30 D900 F13	C	県	
	4	神代川	寺田～海 樋渡～海	右岸 4,341 左岸 4,341	S 32	決壊 溢水	積土俵	A40 B1 C13 D3,400 E150 F11	B	県	S32 災害復旧
	5	みのつる川	中尾～神代川 中牟田～神代川	右岸 1,310 左岸 1,310		決壊 溢水	積土俵	A40 B1 C7 D500 F0.2	B	県	S45 完成 H24 護岸完成
	6	倉地川	温泉神社～海	右岸 1,400 左岸 1,400		決壊 溢水	積土俵	A70 C12 D1,200 F8	C	県	S62 完成
	7	後牟田川	神代庚～倉地川	右岸 300 左岸 300		決壊 溢水	積土俵	C1 D300 F1	C	県	S60 完成
	8	釜蓋川	西里	右岸 450 左岸 450	有	決壊 溢水	河川拡幅	A20 C2 F0.5	B	市	
	9	西田川	向町	右岸 450 左岸 450	有	決壊 溢水	土留工 積土俵	A5 C2 E50 G1,200	C	市	
	10	みのつる川	中牟田		60		溢水	転倒堰	A82 B4 C4 D1,570 F1 H6,000	A	市
37	栗谷川	須崎～島鉄橋	左岸 800	S 55	決壊	積土俵	A1 C2 D100 F1	C	県	右岸は島原市	
海岸	1	浜田	東里	806	有	高潮	積土俵	A10 D260	C	県	農地海岸 H26年度 自然災害防止事業実施
	2	神代	神代	1,079	有	決壊 浸水	積土俵	A43 B7 D430 H48,000 F0.1	B	県	港湾局海岸
	16	多比良	今出	556		溢水 決壊	積み土のう 工	F0.7	C	県	
	17	多比良	多比良	1,281		決壊 浸水	積み土のう 工	F1.6	C	県	
	18	多比良	港町	750		決壊 浸水	積み土のう 工	F3.7	C	県	
砂防	1	神代川	河内川	160		山崩れ	砂防えん堤 工	A1 D9 F0.03	A	市	
	2	神代川	三岳川	120		山崩れ	砂防 えん堤工	A1 D120 F0.54	C	市	
	3	土黒西川	居位川	90		山崩れ	砂防 えん堤工	A1 D110 F0.58	A	市	
	4	土黒西川	大徳川	660		山崩れ	砂防 えん堤工	A3 D60 F0.58	A	市	
	5	土黒西川	西河内川	330		山崩れ	砂防 えん堤工	A10 D50 F0.43	A	市	
	6	土黒西川	辻の間川(イ)	450		土石流	砂防 えん堤工	A2 D40 F0.36	B	市	

「予想される被害」欄の区分 A=民家(戸) B=公共建物(棟) C=橋梁(ヶ所) D=道路(m) F=耕地(ha) G=山林(m²) H=宅地(m²)
「危険度」欄の区分 A…災害発生の可能性が極めて高い。 B…災害発生の可能性が高い。 C=災害発生の可能性がある。

種別	整理番号	名称	特に危険な区域		過去に発生の有無	予想される事態	対策工法	予想される被害	危険度	管理区分	備考	
			区域	延長(m)								
防	7	土黒西川	辻の間川(口)	340		土石流	砂防 えん堤工	A1 D40 F0.28	A	市		
	8	土黒西川	下の平川(イ)	440		土石流	砂防 えん堤工	A4 D70 F0.48	A	市		
	9	土黒西川	下の平川(口)	390		土石流	砂防 えん堤工	A2 D30 F0.53	A	市		
	10	土黒西川	山の上川(イ)	410		土石流	砂防 えん堤工	A1 D30 F0.13	A	市		
	11	土黒西川	山の上川(口)	1,600	有	土石流	砂防 えん堤工	A5 D60 F0.85	A	市		
	12	土黒西川	藤原川	680		土石流	砂防 えん堤工	A1 D10 F1.98	A	市		
	13	多比良川	国見町小ヶ倉	600		土石流	ダム工 流路工	A9 C3 D200 F1 H4,000	C	県	ダム工 S43 完成 流路工 S48 完成	
	14	土黒川	国見町魚洗川	1,000		土石流	ダム工	A16 C5 D500 F10 H5,000	C	県	H3 迄 5 基完成	
	15	土黒西川	国見町西河内	1,000		土石流	ダム工 流路工	A3 C7 D400 F10 H2,500	C	県	ダム工 S41 完成 流路工 S42 完成	
	16	下の平川 (2)	国見町西河内	600		土石流	ダム工	A5 C2 D200 F3 H1,500	B	県		
	17	有無川	国見町八斗木	1,000		土石流	ダム工流路 工	A7 C2 D300 F0.6 H2,000	C	県	ダム工 H9 完成 流路工 H10 完成	
	18	神代川	国見町山ノ上	800		土石流	沈砂池	D100 F5	C	県	H13 完成	
	19	茅場川	国見町六条	1,000		土石流	ダム工	C2 D300 F2	C	県	S47 完成	
	急 傾 斜	1	東本町(1)	国見町東本町	100		崩壊	土留工	A9	B	県	
		2	東本町(2)	国見町東本町	70		崩壊	土留工	A20	B	県	
		3	小路	国見町小路	400		崩壊	土留工	A5	B	県	
		173	小路	国見町小路	40	有	崩壊	土留工	A3	B	市	
		174	向町	国見町向町	200		崩壊	土留工	A5	B	市	
	防 務	1	八斗木 奥上原	魚洗川	100	有	山崩れ	土留工	C1 F1 G600	C	市	
2		上古賀	みのつる川	200	有	土石流	治山ダム工	A70 D670 E650 F30 G2 溜池 1	C	県	S42~S43 年度 床固工・山腹工施工 H8~9 年度治山ダム工実 施	
3		河内	神代川	1,000	有	土石流	治山ダム工	F10 G2	C	県	H43~57 年度 及び H6~10 年度 治山ダム工実施 H20 年度に治山ダム工実 施	
4		土黒川	土黒川	1,000	有	土石流	治山ダム工	A128 B1 D11,000 F77	A	県	H6~8 年度治山ダム工実 施	
5		六条	みのつる川	570		土石流	治山ダム工	A41 D860 E500 F17	C	県	H9~10 年度治山ダム工実 施	
6		泥谷	栗谷川	400	有	土石流	治山ダム工	A115 D2,100 E200 F23	B	県	H10 年度治山ダム工実施 H18~H19 年度流路工実施	

「予想される被害」欄の区分 A=民家(戸) B=公共建物(棟) C=橋梁(ヶ所) D=道路(m) F=耕地(ha) G=山林(m²) H=宅地(m²)
「危険度」欄の区分 A…災害発生の可能性が極めて高い。 B…災害発生の可能性が高い。 C=災害発生の可能性がある。

② 雲仙市瑞穂町

種別	整理番号	名称	特に危険な区域		過去に発生の有無	予想される事態	対策工法	予想される被害	危険度	管理区分	備考
			区域	延長(m)							
河川	11	西郷川	八龍橋上流～海	右岸 1,800 左岸 1,800	S 32	決壊 溢水	積土俵	A24 D300 F30	C	県	S32 災害復旧
	12	船津川	古部下夏峰橋上流～国道橋	右岸 400 左岸 400	S 32	決壊 溢水	積土俵	A11 D500 E20 F4H600	C	県	S32 災害復旧
	13	松江川	伊福国道橋上流～海	右岸 500 左岸 500	S 32	決壊 溢水	積土俵	A22 D450 E10 F2 H4,000	C	県	S32 災害復旧
	14	権現川	熊野神社～海	右岸 200 左岸 200	S 32	決壊 溢水	積土俵	A10 D100 E100 F1 H2,000	C	県	S32 災害復旧
海岸	3	大正	大正	1,546		決壊 浸水	積土俵	A10 D1063 E1063 F0.6	B	県	水管理・国土保全局
	4	道祖崎	道祖尾	865		決壊 溢水	積土俵	E100 F4.8 D867 E1182	C	県	水管理・国土保全局
	5	道祖崎	瑞穂町道祖崎	434		決壊 溢水	積土俵	A10 E200 F1.13 H1,000	C	県	水管理・国土保全局
	6	西郷	栗林	1,200		決壊 溢水	積土俵工	A4 D150 E200	C	県	水管理・国土保全局
	19	西郷	西郷	469		決壊 浸水	積み土のう 工	F5.0	C	県	
	20	西郷	西郷	2,930		決壊 浸水	積み土のう 工	D357 E273 F3.1	C	県	
砂防	20	西郷川	岩戸	3,450		土石流	積土俵	A10 D100	B	市	
	21	上木場川	岩戸	300	有	土石流	積土俵	A7 D100	B	市	
	22	岩戸川	岩戸	3,800	有	土石流	積土俵	A11 D400 F1	B	市	
	23	岩戸川	岩戸	1,000	有	土石流	積土俵	A5 D200 F1	B	市	
	24	向平川	瑞穂町岩戸	1,000		土石流	ダム工	A3 D100 F0.5 H800	B	県	
	25	岩戸	瑞穂町岩戸	1,000		土石流	ダム工	A5 D200 F0.5 H1,000	B	県	
	26	岩戸川	瑞穂町岩戸	1,000		土石流	ダム工	A5 D200 F0.5H1,000	B	県	
	27	尾崎川(1)	瑞穂町西郷	500		土石流	ダム工	A3 D100 F0.5 H800	B	県	
	28	尾崎川(2)	瑞穂町西郷	1,000		土石流	ダム工	A4 D100 F1 H1,000	C	県	治山ダム 1 基
	29	尾崎川(3)	瑞穂町西郷	1,000		土石流	ダム工	A5 D100 F1 H1,500	C	県	治山ダム 1 基
	30	上木場川	瑞穂町西郷	1,000		土石流	ダム工	A6 D200 F1 H1,500	C	県	砂防ダム 1 治山ダム 4 基
	31	石原川(1)	瑞穂町西郷	500		土石流	ダム工	A3 D100 F0.5 H800	C	県	治山ダム 1 基
	32	石原川(2)	瑞穂町西郷	500		土石流	ダム工	A1 D100 F0.5 H300	B	県	
	33	石原川(3)	瑞穂町西郷	500		土石流	ダム工	A1 D100 F0.5 H300	C	県	治山ダム 1 基
	34	畑記田川	瑞穂町西郷	500		土石流	ダム工	A2 D100 F0.5 H500	B	県	
	35	西東迫川(1)	瑞穂町西郷	500		土石流	ダム工	A1 D100 F0.5 H300	B	県	
36	西東迫川(2)	瑞穂町西郷	500		土石流	ダム工	A2 D100 F0.5 H500	B	県		

「予想される被害」欄の区分 A=民家(戸) B=公共建物(棟) C=橋梁(ヶ所) D=道路(m) E=耕地(ha) G=山林(m²) H=宅地(m²)

「危険度」欄の区分 A…災害発生の可能性が極めて高い。 B…災害発生の可能性が高い。 C…災害発生可能性がある。

種別	整理番号	名称	特に危険な区域		過去に発生の有無	予想される事態	対策工法	予想される被害	危険度	管理区分	備考
			区域	延長(m)							
砂防	37	東塔ノ道川	瑞穂町西郷	500		土石流	ダム工	A2 D100 F0.5 H500	B	県	
	38	甘久迫川	瑞穂町西郷	500		土石流	ダム工	A5 D100 F0.5 H1,000	B	県	
	39	松江川	瑞穂町高田、大川	1,000		土石流	ダム工	A10 D600 F20	C	県	S54 完成
	40	船津川	瑞穂町夏峰	800		土石流	ダム工	A3 D500 F10	C	県	S36 完成
急傾斜	4	河内	瑞穂町杉峰名	200		崩壊	土留工	A6	B	県	
	5	下横田	瑞穂町高田名	100		崩壊	土留工	A7	B	県	
	6	上横田	瑞穂町高田名	360		崩壊	土留工	A15	C	県	H11 完成
	7	下木場	瑞穂町木場名	100		崩壊	土留工	A3	B	県	
	8	前田	瑞穂町岡名	150		崩壊	土留工	A3	B	県	
	9	岩戸	瑞穂町木場名	70		崩壊	土留工	A3	C	県	H3 完成
	10	下木場(2)	瑞穂町木場名	180		崩壊	土留工	A7	B	県	
	11	上木場	瑞穂町木場名	200		崩壊	土留工	A8	C	県	H11 完成
	12	岩戸(2)	瑞穂町木場名	60		崩壊	土留工	A1	B	県	
	13	下木場(3)	瑞穂町木場名	100		崩壊	土留工	A8	B	県	
林務	7	上木場(1)	上木場川	500	有	崩壊	治山ダム工 流路工	A10 D100 F2 G3	C	県	S62 年度谷止工、流路施工済 H10 年度治山ダム工実施
	8	上木場(2)	上木場川	100	有	山腹崩壊	山腹工	A2 F0.5 G0.5	A	市	S60 年度山腹工施工済
	9	タケビ	西郷川上流		有	土石流	治山ダム工 流路工	A30 D1,500 E1,500 F15 G10	B	県	S63~H 元年度谷止工実施 H2 年度より流路工実施 H8~9 年度治山ダム工実施
	10	下重石	西郷川上流	1,300		土石流	治山ダム工	A25 D1,500 E1,500 F17	B	県	H9 年度治山ダム工実施
	11	本河内	船津川上流	700		土石流	治山ダム工	A15 D1,200 E500 F3	C	県	H9~10 年度治山ダム工実施

「予想される被害」欄の区分 A=民家(戸) B=公共建物(棟) C=橋梁(ヶ所) D=道路(m) F=耕地(ha) G=山林(m²) H=宅地(m²)
「危険度」欄の区分 A…災害発生の可能性が極めて高い。 B…災害発生の可能性が高い。 C=災害発生の可能性がある。

③ 雲仙市吾妻町

種別	整理番号	名称	特に危険な区域		過去に発生の有無	予想される事態	対策工法	予想される被害	危険度	管理区分	備考
			区域	延長(m)							
河川	15	田内川	西光寺～海	右岸 2,000 左岸 2,000	S 32	決壊	積土俵	A30 D300 E100 F15 H10,000	B	県	S32 災害復旧
	16	土井川	田平名永深～本明川 田平名番生田～本明川	右岸 1,700 左岸 1,700	S 32	決壊	積土俵	A20 C2 D1,000 E100 F30 H7,000	B	県	
	17	田川原川	御手橋～本明川	右岸 250 左岸 250	S 32	決壊	積土俵	A90 D300 E100 F5 H15,000	C	県	S32 災害復旧
	18	山田川	参宮橋～本明川	右岸 1,733 左岸 1,733	S 32	決壊 溢水	積土俵	A70 D500 E50 F20 H20,000	A	県	H15 年度より改修中
	19	長谷川	岩下～山田川 上林原～山田川	右岸 2,105 左岸 2,105		決壊 溢水	積土俵	A2 C6 D300 F6	C	県	S32 災害復旧
	20	黒仁田川	伊良林迫～長谷川 後雄山～長谷川	右岸 723 左岸 723		決壊 溢水	積土俵	C6 D150 F3	C	県	
海岸	7	平江	浜の田	1000		溢水	積土俵	A17 B1 C1 D450 E300 F1.1	A	県	水管理・国土保全局
防砂	41	下大木場川	吾妻町大木場名	300		土石流	ダム工	A2 D50 F0.5	B	県	
	42	西平手川	吾妻町川床名	500		土石流	ダム工	A5 D100 F1	B	県	
	43	長迫川	吾妻町川床名	500		土石流	ダム工	A4 D100 F1	B	県	
	44	下銭亀川	吾妻町川床名	800		土石流	ダム工	A7 D100 F1	B	県	
	45	下仁田川(1)	吾妻町川床名	800		土石流	ダム工	A7 D100 F1	B	県	
	46	下仁田川(2)	吾妻町川床名	800		土石流	ダム工	A5 D100 F1	B	県	
	47	黒仁田川(2)	吾妻町川床名	800		土石流	ダム工	A6 D100 F1	B	県	
	48	黒仁田川(1)	吾妻町川床名	800		土石流	ダム工	A4 C1 D100 F1	B	県	
	49	御手水洗川	吾妻町川床名	500		土石流	ダム工	A3 C1 D100 F0.5	B	県	
	50	牧の内川	吾妻町川床名	1000		土石流	ダム工	A3 C1 D50F5	C	県	H9 完成
	51	長谷川	吾妻町川床名長谷	1000		土石流	ダム工	A3 D80 F2	C	県	S47 完成
	52	湯田川	吾妻町阿母名	1000		土石流	ダム工	A3 D200 F2	C	県	S55 完成
	53	大久保川	吾妻町阿母名	800		土石流	沈砂池	A10 D200 F10	C	県	H8 完成
急傾斜	14	三室地区	本村名宇女田		有	山崩れ	土留工	A20	B	市	防災会議で現地踏査判定
	15	田ノ平地区	田ノ平名宇鷲ノ木			山崩れ	土留工	A10	B	市	防災会議で現地踏査判定
	16	馬場地区	馬場名・火泥			山崩れ	土留工	A6	A	市	防災会議で現地踏査判定 一部県工事 平成4年度着工 平成10年度完了
	17	黒仁田地区	川床名<<ぐり岩			山崩れ	土留工	A5	B	市	防災会議で現地踏査判定
	18	萩の本地区	古城名宇田中			山崩れ	土留工	A6	B	市	防災会議で現地踏査判定
	19	栗林地区	栗林		S63	山崩れ	土留工	A2	B	市	一部工事完了
	20	平木場地区	平江名 西光寺・平木場	H=7.0～5.0	S32 S60	山崩れ	土留工	A10 D500	B	市	西光寺区域 平成5年度着工 平成9年度完了 (町道改良と合わせて整備)
21	大木場地区	大木場名宇中屋敷	H=7.0～5.0		山崩れ	土留工	A10 D500	B	市		
22	長谷地区	川床名宇迫				山崩れ	土留工	A9	B	市	
23	横山	吾妻町平江名	140			崩壊	土留工	A2	B	県	

「予想される被害」欄の区分 A=民家(戸) B=公共建物(棟) C=橋梁(ヶ所) D=道路(m) F=耕地(ha) G=山林(m²) H=宅地(m²)
「危険度」欄の区分 A…災害発生時の被害が極めて高い。 B400…災害発生時の被害が大きい。土留工災害防止の可能性がある。

種別	整理番号	名称	特に危険な区域		過去に発生の有無	予想される事態	対策工法	予想される被害	危険度	管理区分	備考
			区域	延長(m)							
急傾斜	24	古城	吾妻町古城名	280		崩壊	土留工	A7	B	県	
	25	古庄(2)	吾妻町古城名	100		崩壊	土留工	A6	B	県	
	26	平江	吾妻町木場名	130		崩壊	土留工	A4	B	県	
	27	萩の本(2)	吾妻町古城名	200		崩壊	土留工	A6	B	県	
	28	萩の本(3)	吾妻町古城名	190		崩壊	土留工	A5	B	県	
	29	横田	吾妻町古城名	145		崩壊	土留工	A8	C	県	S62 完成
	30	火泥	吾妻町馬場名	130		崩壊	土留工	A14	C	県	H4 完成
	31	大木場(1)	吾妻町大木場名	90		崩壊	土留工	A3	B	県	
	32	馬場(2)	吾妻町馬場名	150		崩壊	土留工	A9	C	県	H10 完成
	33	黒仁田(3)	吾妻町黒仁田名	160	S32 S60	崩壊	土留工	A5	B	県	
	34	三室四	吾妻町木場名	170		崩壊	土留工	A5	B	県	
	35	田ノ平	吾妻町田ノ平名	60		崩壊	土留工	A1	B	県	
	36	床(1)	吾妻町古城名	190		崩壊	土留工	A5	B	県	
溜池	1	藤ヶ迫	藤ヶ迫	20		決壊 溢水	積土俵	A2 F5 G1	B	市	H2 流末工施工済
	2	阿母山	阿母山	50		決壊 溢水	浚渫工	D100 F7.2	A	市	H13 年度浚渫工施工済
林務	12	岩戸	岩戸	300	S 60	山腹 崩壊 土石流	土留工 治山ダム工	A10 C1 D300 E5 F1,000	C	県	S61 年度山腹工・谷止工施工済
	13	内口地区	内口	400		山腹 崩壊	山腹工	A1 D400	B	市	
	14	岩戸	上松頭	600	有	土石流	治山ダム 流路工	A25 C3 D2,000 F29	C	県	H9～11 年度 治山ダム及び流路工実施 H19 年度治山ダム工実施
	15	仁田	仁田	500		土石流	治山ダム工	A24 B1 D2,200F3.6	B	県	H10 年度治山ダム工実施
	16	上仁田	上仁田		有	土石流	治山ダム工	A24 C1 D2,200 F3.5	B	県	平成 10 年度火山地域防災 機能強化総合治山事業 谷止工 2 基施工済
	17	栗林	城		有	山腹崩 壊	土留工	B1 D100	C	県	平成 12 年度栗林地区県営 自然災害防止事業施工済
	18	阿母崎	白山		有	山腹 崩壊	土留工	A2 H300	B	市	
	19	黒仁田	川床名 御手水平、潜岩		有	土石流	治山ダム 流路工	A18 C1 D3,000 F20	B	県	H14～H15 治山ダム工流 路工実施 H17～H18 年度 治山ダム 工実施

「予想される被害」欄の区分 A=民家(戸) B=公共建物(棟) C=橋梁(ヶ所) D=道路(m) F=耕地(ha) G=山林(m²) H=宅地(m²)
「危険度」欄の区分 A…災害発生の可能性が極めて高い。 B…災害発生の可能性が高い。 C=災害発生の可能性がある。

④ 雲仙市愛野町

種別	整理番号	名称	特に危険な区域		過去に発生の有無	予想される事態	対策工法	予想される被害	危険度	管理区分	備考
			区域	延長(m)							
河川	21	有明川	山王～有明川樋門	右岸 2,974		決壊	積土俵	A50 D1,000 F5 C2 H13,000	B	県	左岸は諫早市
	22	今木場川	野井山尻～有明川	右岸 1,858 左岸 1,858	S32 S55	決壊	積土俵	A3 D300 F3	C	県	H2 完成
	23	千鳥川	桐木～ 国道から350m下流	右岸 1,600 左岸 1,600	S55	決壊 浸水	積土俵 羽工口	A50 D1,000 E30 F38 H9,000	B	県	
	24	桜山川	関	右岸 500 左岸 500	有	決壊 浸水	積土俵	A10 D460 F7	C	市	
	25	境ノ尾川	境ノ尾前 ～境ノ尾下	右岸 200 左岸 200	有	決壊 浸水	積土俵	A26 D200 F6	C	市	
	26	小無田川	八郎下～小無田下	右岸 1,300 左岸 1,300	有	決壊 浸水	積土俵	A26 D200 F6	B	市	
海岸	8	竹火	垣尻地区	200	有	浸水	護岸嵩上	A10 D200 H6,000	B	市	唐比漁港を含む
	21	愛津	愛野竹比	2217		浸水	積み土のう 工	D2,217	C	県	
砂防	54	桜山川		450		土石流	沈砂池	A10 D460 F7	C	県	H2 年度完了
	55	今木場川	山ノ口	600		土石流	ダム工 沈砂池	A2 D300 F1.0	C	県	H6 年度完了
	56	野平川	野平	550		土石流	ダム工	A8 D450 F1.2	C	県	H6 年度完了
	57	小無田川	割石頭	1500		土石流	ダム工 沈砂池	A14 D880 F9.7	B	県	H18 年度着工
	58	木場川	愛津	470		土石流	治山ダム 流路工	A30 D240 F5	C	県	H15 年度完了
急傾斜	37	新崎	愛野町 甲	310		崩壊	土留工	A17	C	県	S60 完成
	38	本下	愛野町 甲	400		崩壊	土留工	A21	C	市	H11 完成
	39	境ノ尾前	愛野町 乙	300		崩壊	土留工	A12	C	県・市	H2 完成 H20 完成
	40	境ノ尾(2)	愛野町 乙	260		崩壊	土留工	A10	B	県	
	41	境ノ尾(3)	愛野町 乙	170		崩壊	土留工	A5	B	県	H3 一部完成
	42	小牟田	愛野町 乙	300		崩壊	土留工	A13	C	県・市	H11 完成
	43	幸町	愛野町 乙	300		崩壊	土留工	A11	B	県	
	44	城ノ尾	愛野町 乙	170		崩壊	土留工	A7	B	県	S56 一部完成
	45	田端(3)	愛野町 乙	300		崩壊	土留工	A10	C	県	S55 完成
	46	浜	愛野町 乙	120		崩壊	土留工	A5	B	県	S56 一部完成
	47	順手	愛野町 甲	260		崩壊	土留工	A13	C	県・市	H4 完成
	48	田端(4)	愛野町 乙	80		崩壊	土留工	A5	B	県	
	49	中島(2)	愛野町 乙	100		崩壊	土留工	A5	C	県・市	S63 県完成 H18 市完成
	50	土居口	愛野町 乙	170		崩壊	土留工	A6	C	市	H4 完成
	51	山ノ口	愛野町 甲	160		崩壊	土留工	A5	C	市	H12 完成
52	野平	愛野町 甲	300		崩壊	土留工	A7	B	市	H17 完成	
53	中野	愛野町 乙	120		崩壊	土留工	A6	B	県		

「予想される被害」欄の区分 A=民家(戸) B=公共建物(棟) C=橋梁(ヶ所) D=道路(m) F=耕地(ha) G=山林(m²) H=宅地(m²)
「危険度」欄の区分 A…災害発生の可能性が極めて高い。 B…災害発生の可能性が高い。 C=災害発生の可能性がある。

種別	整理番号	名称	特に危険な区域		過去に発生の有無	予想される事態	対策工法	予想される被害	危険度	管理区分	備考
			区域	延長(m)							
急傾斜	54	新町	愛野町 乙	180		崩壊	土留工	A7	C	県	H9 完成
	55	重尾	重尾地区	0.370ha		法面崩壊	法枠工	A5	A	市	
道路	1	浜線	馬下路～割下	2400	S 63	高波ががけ崩れ	土留工(土砂止フェンス)	A4 D2,400 F10G188,000	A	市	H19 年度 一部完成
	2	山王線	城ノ尾	100	有	がけ崩れ	法枠工	D70 G50	C	市	H17 年度完了
	3	土居口中島線	田端	100	有	がけ崩れ	土留工(土砂止フェンス)	A2 D20 G50	B	市	H14 年度完了
溜池	3	矢櫃溜池	矢櫃～小無田下	800	有	決壊	積土俵杭打工	F4 A10 B2(九電変圧所、保育所)	B	市	老朽溜池(H7 年度改修完了)
	4	重尾溜池	東～川端	2800	有	決壊	積土俵杭打工	F112 A5	B	市	老朽溜池(H15 年度改修) H22、H25 年度浚渫
	5	善太溜池	寺ノ尾～幸町	1300	有	決壊	積土俵杭打工	F13	B	市	老朽溜池(H17 年度改修) H18、H22 年度浚渫
耕地	1	有明川樋門	下大江	1.9×9.0	有	決壊	積土俵杭打工	A50 D1,000 F5 H1,300 G2	B	市	S60 年度完了
	2	城ノ前樋門	城ノ前	2.25×2.52	有	決壊	積土俵杭打工	E500 F10	B	市	S61 年度完了
	3	宮ノ下樋門	宮ノ下	2.0×2.25	有	決壊	積土俵杭打工	D400 F37	B	市	S61 年度完了
その他	1	展望台地区(崖地)(駐車場一帯)	展望台	50×20	有	決壊	防護柵	H50 A4	A	市	観光地(崖地崩落の危険)
	2	三軒茶屋地区	三軒茶屋	80	有	がけ崩れ	防護柵	A5	A	市	H17 年度着工

「予想される被害」欄の区分 A=民家(戸) B=公共建物(棟) C=橋梁(ヶ所) D=道路(m) F=耕地(ha) G=山林(m²) H=宅地(m²)
「危険度」欄の区分 A…災害発生の可能性が極めて高い。 B…災害発生の可能性が高い。 C=災害発生の可能性がある。

⑤ 雲仙市千々石町

種別	整理番号	名称	特に危険な区域		過去に発生の有無	予想される事態	対策工法	予想される被害	危険度	管理区分	備考
			区域	延長(m)							
河川	27	千々石川	上清水～海	右岸 7,000 左岸 7,000	S 55	溢水洗掘	積土俵	A35 D600 F36 H10,000	B	県	
	28	上峰川	藤川千々石川前 ～千々石川	右岸 1,898 左岸 1,898		溢水洗掘	積土俵	D600 F10	B	県	
	29	清水川	上岳第5発電所 ～千々石川	右岸 800 左岸 800		溢水洗掘	積土俵	A2 D200 B1 F3 G5,000 H500	B	県	
海岸	9	塩屋	曲り	1121		溢水	積土俵	D1121 F0.5	C	県	水管理・国土保全局
砂防	59	島川	千々石町下峰	500		土石流	ダム工	A25 D500 F0.5	B	県	
	60	鬼穴川	千々石町下峰	500		土石流	ダム工	A13 D300 F1	C	県	治山ダム4基
	61	大迫川	千々石町下峰	700		土石流	ダム工	A19 D700 F1	B	県	
	62	峰川	千々石町上峰	600		土石流	ダム工	A9 D100 F1	B	県	
	63	中尾川	千々石町上峰	500		土石流	ダム工	A7 D200 F1	C	県	治山ダム2基
	64	水種川	千々石町上峰	600		土石流	ダム工	A6 D300 F1	C	県	治山ダム4基
	65	岡東川	千々石町上峰	700		土石流	ダム工	A6 D300 F1	B	県	
	66	中峰川	千々石町上峰	200		土石流	ダム工	A18 D200 F0.5	B	県	
	67	小倉川	千々石町小倉	700		土石流	ダム工	A70 D400 F2	B	県	
	68	立畑川	千々石町白津	700		土石流	ダム工	A5 D50 F3	B	県	
	69	白津川(1)	千々石町白津	700		土石流	ダム工	A60 D400 F1	B	県	
	70	白津川(2)	千々石町白津	700		土石流	ダム工	A5 D50 F3	B	県	
	71	白新田川(1)	千々石町白新田	500		土石流	ダム工	A8 D50 F0.5	B	県	
	72	羽山川	千々石町白新田	1000		土石流	ダム工	A8 D50 F1	B	県	
	73	宇津呂川	千々石町下岳	1000		土石流	ダム工	A24 D200 F2	B	県	
	74	一ツ辻川	千々石町上岳	1000		土石流	ダム工	A15 D200 F2	B	県	
	75	鳥屋平川	千々石町上岳	1000		土石流	ダム工	A15 D200 F2	C	県	砂防ダム1 治山ダム2
	76	千々石蔵川	千々石町上岳	1000		土石流	ダム工	A10 D300 F2	C	県	林野庁ダム1
	77	小玉川	千々石町上岳	1000		土石流	ダム工	A11 D300 F2	C	県	治山ダム2
	78	上岳川	千々石町上岳	1000		土石流	ダム工	A11 D300 F2	B	県	
	79	上清水川(1)	千々石町上岳	1000		土石流	ダム工	A8 D300 F2	B	県	
	80	上清水川(2)	千々石町上岳	1000		土石流	ダム工	A12 D300 F2	B	県	
	81	下清水川	千々石町上岳	1000		土石流	ダム工	A8 D300 F2	C	県	砂防ダム1 治山ダム2
	82	木場川(2)	千々石町上岳	1000		土石流	ダム工	A8 D100 F2	B	県	
	83	千々石嶽川	千々石町下岳	800		土石流	ダム工	A15 D100 F2	B	県	
	84	木場川(1)	千々石町下岳	600		土石流	ダム工	A8 D100 F1	B	県	
	85	上野田川(1)	千々石町上野田	1000		土石流	ダム工	A39 D300 F1	B	県	
	86	上野田川(2)	千々石町上野田	1000		土石流	ダム工	A39 D300 F1	B	県	
	87	上野田川(3)	千々石町上野田	800		土石流	ダム工	A39 D300 F1	B	県	
	88	上野田川(4)	千々石町上野田	600		土石流	ダム工	A39 D300 F1	B	県	
89	東迫川	千々石町南船津	200		土石流	ダム工	A20 D100 F0.3	B	県		
90	飯岳川	木場	330		土石流	ダム工	A30 D80 F0.6	C	県		
91	上峰川	上峰川	2810		土石流	ダム工	A60 B1 C1 D300 F20	A	県	H6年度着手 H10年度完成	
92	大迫川	大迫	610	有	決壊	積土俵	A2 F0.3	C	市		
93	下倉	下倉	600	有	決壊 土石流	補強嵩上	A5 B1 D50 F2	C	市		
急傾斜	56	桂ノ迫	桂ノ迫地区	250		山崩れ	土留工	A15 B1 D300 F1.5	A	市	
	57	釜	釜地区	200	有	山崩れ	土留工	A14 D200 F0.2	A	市	
	58	白新田	白新田地区	200		山崩れ	土留工	A21 D150 F0.5	A	市	

「予想される被害」欄の区分 A=民家(戸) B=公共建物(棟) C=橋梁(ヶ所) D=道路(m) F=耕地(ha) G=山林(m²) H=宅地(m²)
「危険度」欄の区分 A…災害発生の可能性が極めて高い。 B…災害発生の可能性が高い。 C=災害発生の可能性がある。

種別	整理番号	名称	特に危険な区域		過去に発生の有無	予想される事態	対策工法	予想される被害	危険度	管理区分	備考
			区域	延長(m)							
急傾斜	59	双股	双股地区	50	有	山崩れ	土留工	A1 B1 D50 発電所 1	A	市	
	60	下岳	立石	120		山崩れ	土留工	A6 D120 F0.1	A	市	
	61	下岳	杉峰	80		山崩れ	土留工	A8 D180 F0.5	A	市	
	62	上岳	上清水	130		山崩れ	土留工	A6 D150 F1.5	A	市	
	63	上岳	一ツ辻	80	有	山崩れ	土留工	A9 D100	A	市	
	64	平和	千々石町下峰	100		崩壊	土留工	A5	B	市	
	65	大迫(1)	千々石町下峰	120		崩壊	土留工	A5	B	県	
	66	岡東	千々石町上峰	250		崩壊	土留工	A11	B	県	
	67	河内	千々石町上峰	130		崩壊	土留工	A3	B	県	
	68	橋寺	千々石町南船津	200		崩壊	土留工	A3	B	県	
	69	釜	千々石町南船津	150		崩壊	土留工	A9	B	県	
	70	桂ノ迫	千々石町桂ノ迫	200		崩壊	土留工	A7	B	県	
	71	高野	千々石町木場	200		崩壊	土留工	A7	B	県	
	72	川端	千々石町白仁田	170		崩壊	土留工	A7	B	県	
	73	上岳(1)	千々石町木場	180		崩壊	土留工	A5	B	県	
	74	上岳(2)	千々石町木場	140		崩壊	土留工	A5	B	県	
	75	下岳(2)	千々石町木場	130		崩壊	土留工	A5	B	県	
	76	西中組(1)	千々石町木場	180		崩壊	土留工	A5	B	県	
	77	西中組(2)	千々石町木場	240		崩壊	土留工	A12	B	県	
78	上野田	千々石町上野田	80		崩壊	土留工	A1	B	県		
79	上岳(3)	千々石町木場	50		崩壊	土留工	A1	B	県		
地すべり	1	下倉(鬼山)	平和	200	有	決壊 土石流	積土俵	A20 B1 D50 F2	C	市	
	2	大迫	大迫	200	有	決壊土 石流	積土俵	A30 F0.3	C	市	
道路	4	嶽火線	嶽火	880	有	決壊		A880 F2.3 G5,200	A	市	建設省海岸保全事業背後
	5	上岳線	上岳	300		落石 崩土		D300	C	市	昭和 62 年度施工
	6	一般県道 平石千々石 線	小倉名 (野取名)	850	有	落石 崩土	モルタル 吹付工 コンクリート 擁壁工	D850 G8,500	B	県	平成元年度 モルタル吹付工 L=60.4m A=1,161.0 m ² 平成 2 年度 岩盤緑化 L=103m A=770 m ² 平成 5 年度 切取、岩盤緑化(野取)
耕地	4	松下地区	松下			決壊		F1 D40 A20 排水路 200	B	市	S62 年度施工
	5	板ノ迫地区	板ノ迫・塩屋		有	決壊		F0.5 排水路 50	B	市	S62 年度施工
	6	峰東地区	峰・中尾		有	決壊		F0.3 排水路 80	C	市	
林務	20	飯岳	飯岳	500		決壊	治山ダム工	A48 B1 D3,500 F26	A	県	H2 年度谷止工実施 H3 年度流路工実施 H5 年度谷止工実施 H9 年度治山ダム工実施 R3 緊急予防治山事業実施中
	21	清水	清水	500	有	決壊	治山ダム工	A10 D1,000 F20	A	県	
	22	鬼山	鬼山	300	有	土石流	治山ダム工	A20 D150 F1.1	B	県	S61 年度谷止工施工済 H4 年度谷止工施工
	43	高野	高野			山崩れ	山腹工	A12 B1 D300	B	県	H25～予防治山事業実施済
	46	大迫	大迫	300		土石流	治山ダム工 山腹工	A23 B1 D700 F1.5	A	県	H31～復旧治山事業実施中
	47	白新田	白新田	300		落石 崩土	山腹工	A20 B1 D300	A	県	R2～緊急予防治山事業実施中

「予想される被害」欄の区分 A=民家(戸) B=公共建物(棟) C=橋梁(ヶ所) D=道路(m) F=耕地(ha) G=山林(m²) H=宅地(m²)
「危険度」欄の区分 A…災害発生の可能性が極めて高い。 B…災害発生の可能性が高い。 C=災害発生の可能性がある。

⑥ 雲仙市小浜町

種別	整理番号	名称	特に危険な区域		過去に発生の有無	予想される事態	対策工法	予想される被害	危険度	管理区分	備考
			区域	延長(m)							
河川	30	境川	右岸 山畑～海 左岸 山畑 ～南串山町甲	右岸 3,000 左岸 1,700	S 57	溢水 決壊	積土俵	A1	B	県	S59 年度 河口～1,320m 完了 左岸の一部は南串山町
	31	金浜川	木場金浜	8100	有	溢水 決壊	積土俵	A60 B1 C7 D300 F30 H600	B	市	(災害復旧) S47 年度～S63 年度 L=564.5m H4 年度 L=48.5m H5 年度 L=20.5m
	32	小野河内川	小野河内	2300	有	溢水 決壊	積土俵	A20 C4 D150 F8 H2,000	B	市	(災害復旧) S47 年度～H 元年度 L=377.8m (改修) H2 年度 L=17.0m(右岸) S58 年度～H 元年度 L=410.0m(両岸) H2 年度 L=48.9m(右岸) L=62.7m(左岸) H3 年度 L=24m(左岸)
海岸	10	木指海岸	浜地区 ～小田崎地区	920	有	高潮 浸水	護岸工	A35 B1 D440 H1 F0.2	B	市	漁港海岸 H21 年度～H26 年度 漁港海岸保全事業 L=914.6m
	22	飛千	小浜竹比	1046		溢水 決壊	積み土のう 工	D792 F0.24	C	県	
	23	金浜	長戸平	638		溢水 決壊	積み土のう 工	D568 F0.63	C	県	
	24	小浜	小浜	163		決壊 浸水	積み土のう 工	F1.0	C	県	
	25	小浜	北野	1127		決壊 浸水	積み土のう 工	F1.0	C	県	
砂防	94	木津川(イ)	小浜町木津	300		土石流	ダム工	A6 D100	B	県	
	95	木津川(ロ)	小浜町木津	300		土石流	ダム工	A7 D100	B	県	
	96	浦川	小浜町富津	200		土石流	ダム工	A43 D100	B	県	H30 年度着手 9
	97	中岩川	小浜町富津	200		土石流	ダム工	A68 D100	C	県	治山ダム 1
	98	折切川	小浜町富津	300		土石流	ダム工	A69 D100	C	県	治山ダム 2
	99	古賀川(イ)	小浜町上山領	200		土石流	ダム工	A14 D100 F1	B	県	
	100	古賀川(ロ)	小浜町上山領	200		土石流	ダム工	A13 D100 F1	B	県	
	101	谷花川	小浜町上山領	500		土石流	沈砂池	A60 D200 F2	C	県	H10 完成
	102	鬼石川	小浜町北野	300		土石流	ダム工	A26 D100 F1	B	県	
	103	向平川	小浜町北野	400		土石流	ダム工	A26 B1 D330	B	県	H23 完成 砂防ダム 1
	104	石合川	小浜町北野	300		土石流	ダム工	A18 B1 D550	B	県	H30 完成 砂防ダム 1
105	魚見山川	小浜町石合	100		土石流	ダム工	A5 D60	B	県		
106	平松川	小浜町北本町	300		土石流	ダム工	A53 B1 D400	B	県	H29 完成 砂防ダム 1	
107	黒谷川	小浜町北本町	800		土石流	沈砂池	A200 D600 F2	C	県	沈砂池 H15 完成 治山ダム 1	
108	北村西台川	小浜町北本町	800		土石流	沈砂池	A140 D400 F2	B	県		
109	南大手川	小浜町道前	300		土石流	沈砂池	A11 D50 F0.5	B	県		
110	鬻串川	小浜町南本町	1000		土石流	沈砂池	A65 D100 F2	C	県	砂防ダム 1 治山ダム 1	
111	轟川	小浜町南本町	500		土石流	沈砂池	A51 D200 F2	C	県	治山ダム 5	

「予想される被害」欄の区分 A=民家(戸) B=公共建物(棟) C=橋梁(ヶ所) D=道路(m) F=耕地(ha) G=山林(m²) H=宅地(m²)
「危険度」欄の区分 A…災害発生の可能性が極めて高い。 B…災害発生の可能性が高い。 C…災害発生の可能性がある。

種別	整理番号	名称	特に危険な区域		過去に発生の有無	予想される事態	対策工法	予想される被害	危険度	管理区分	備考
			区域	延長(m)							
砂防	112	脇の谷川	小浜町南本町	200		土石流	沈砂池	A30 D50	B	県	H29着手
	113	木指川(イ)	小浜町木指	800		土石流	沈砂池	A4 D100 F5	B	県	
	114	木指川(ロ)	小浜町木指	200		土石流	沈砂池	A35 D50	B	県	
	115	木指川(ハ)	小浜町木指	300		土石流	沈砂池	A50 D100	B	県	
	116	山彦川	小浜町小田山	100		土石流	沈砂池	A6 D20	B	県	
	117	西郷小屋川	小浜町小田山	300		土石流	沈砂池	A6 D20	B	県	
	118	原川(イ)	小浜町小田山	300		土石流	沈砂池	A6 D20	B	県	
	119	原川(ロ)	小浜町小田山	300		土石流	沈砂池	A6 D20	B	県	
	120	大木場川(イ)	小浜町大木場	200		土石流	沈砂池	A11 D50	B	県	
	121	大木場川(ロ)	小浜町大木場	200		土石流	沈砂池	A11 D50	B	県	
	122	木場川	小浜町下木場	200		土石流	沈砂池	A6 D50	B	県	
	123	瀬川(イ)	小浜町下木場	200		土石流	沈砂池	A7 D50	B	県	
	124	鍛冶屋敷川(イ)	小浜町鍛冶屋敷	200		土石流	沈砂池	A11 D50	B	県	
	125	鍛冶屋敷川(ロ)	小浜町鍛冶屋敷	200		土石流	沈砂池	A6 D50	B	県	
	126	山畑川	小浜町金浜	200		土石流	沈砂池	A22 D100	B	県	
	127	長戸川	小浜町長戸	200		土石流	沈砂池	A11 D80	B	県	
	128	大亀川	小浜町大亀	300		土石流	沈砂池	A16 D100	B	県	
	129	絹川	小浜町雲仙	100		土石流	沈砂池	A14 D50	B	県	
	130	芳原川	小浜町雲仙	100		土石流	沈砂池	A29 D50	B	県	
	131	小地獄川(イ)	小浜町雲仙	200		土石流	沈砂池	A13 D50	C	県	治山ダム 1
132	木指川	木指(両岸)	650		土石流		A111 D100	C	市	(災害復旧) S46年度～S63年度 L=416.3m H4年度 L=6.0m H6年度 L=15.0m (改修) S54年度～S61年度 L=270.3m(両岸)	
133	宮の丁川	宮の丁(両岸)	700		土石流		A32 D320	B	市		
134	山領川	山領(両岸)	1100		土石流		A51 D200	B	市	(災害復旧) S47年度～S61年度 L=359.5m	
135	富津川	富津(両岸)	950		土石流		A11 D100	B	市	(災害復旧) S50年度～S61年度 L=29.5m (改修) S50年度～S61年度 L=595m(両岸)	
急傾	80	木津(1)	小浜町木津	400		崩壊	土留工	A10	B	県	
	81	加美(1)	小浜町富津	150		崩壊	土留工	A27	B	県	
	82	加美(2)	小浜町富津	400		崩壊	土留工	A40	B	県	
	83	東小浦	小浜町富津	100		崩壊	土留工	A24	B	県	
	84	弁天	小浜町富津	70		崩壊	土留工	A5	B	県	
	85	上山峰	小浜町北野	100		崩壊	土留工	A8	B	県	
	86	古湯	小浜町雲仙	150		崩壊	土留工	A2	B	県	
	87	石合(1)	小浜町北野	280		崩壊	土留工	A22	C	県	H14 完成

「予想される被害」欄の区分 A=民家(戸) B=公共建物(棟) C=橋梁(ヶ所) D=道路(m) F=耕地(ha) G=山林(m²) H=宅地(m²)
「危険度」欄の区分 A…災害発生の可能性が極めて高い。 B…災害発生の可能性が高い。 C=災害発生の可能性がある。

種別	整理番号	名称	特に危険な区域		過去に発生の有無	予想される事態	対策工法	予想される被害	危険度	管理区分	備考
			区域	延長(m)							
急傾斜	88	新湯(1)	小浜町雲仙	180		崩壊	土留工	A2	B	県	
	89	平松(1)	小浜町北本町	130		崩壊	土留工	A6	B	県	
	90	新湯(2)	小浜町雲仙	500		崩壊	土留工	A14	B	県	
	91	平松(2)	小浜町北本町	130		崩壊	土留工	A2	B	県	
	92	小地獄	小浜町雲仙	500		崩壊	土留工	A42	B	県	
	93	札の原(1)	小浜町雲仙	100		崩壊	土留工	A14	B	県	
	94	刈水	小浜町北本町	300		崩壊	土留工	A34	B	県	
	95	札の原(2)	小浜町北本町	260		崩壊	土留工	A14	B	県	
	96	湯之崎	小浜町北本町	400		崩壊	土留工	A40	C	県	H8 完成 治山対策含む
	97	道前(1)	小浜町北本町	150		崩壊	土留工	A9	B	県	
	98	道前(2)	小浜町北本町	180		崩壊	土留工	A6	B	県	
	99	脇浜(1)	小浜町南本町	140		崩壊	土留工	A6	B	県	
	100	鬢串	小浜町南本町	160		崩壊	土留工	A6	B	県	
	101	上脇(2)	小浜町南本町	120		崩壊	土留工	A8	B	県	
	102	島ノ屋敷	小浜町南本町	100		崩壊	土留工	A40	C	県	H11 完成
	103	上須賀	小浜町木指	500		崩壊	土留工	A14	B	県	
	104	小田崎	小浜町木指	90		崩壊	土留工	A14	B	県	
	105	林之内(1)	小浜町木指	30		崩壊	土留工	A9	B	県	
	106	林之内(2)	小浜町木指	150		崩壊	土留工	A6	B	県	
	107	笠山	小浜町小田山	150		崩壊	土留工	A6	B	県	
	108	中通り	小浜町小田山	140		崩壊	土留工	A10	B	県	
	109	下屋敷	小浜町小田山	190		崩壊	土留工	A5	B	県	
	110	目附石	小浜町南木指	290		崩壊	土留工	A16	B	県	
	111	中野(1)	小浜町金浜	140		崩壊	土留工	A11	B	県	
	112	金浜	小浜町金浜	200		崩壊	土留工	A13	B	県	H10 一部完成
	113	中野(2)	小浜町金浜	140		崩壊	土留工	A11	B	県	
	114	長戸	小浜町金浜	170		崩壊	土留工	A10	B	県	
	115	吉之迫	小浜町上木場	170		崩壊	土留工	A9	B	県	
	116	菜切	小浜町金浜	200		崩壊	土留工	A5	B	県	
	117	清水	小浜町飛子	400		崩壊	土留工	A20	B	県	
	118	浜方	小浜町飛子	350		崩壊	土留工	A29	B	県	H3 一部完成
	119	小野河内	小浜町木指	180		崩壊	土留工	A5	B	県	
	120	原	小浜町山畑	210		崩壊	土留工	A13	B	県	
	121	飛子	小浜町飛子	480		崩壊	土留工	A68	C	県	H15 完成
	122	木津(2)	小浜町木津	210		崩壊	土留工	A7	B	県	
123	東中	小浜町北本町	200		崩壊	土留工	A16	B	県		
124	林之内(3)	小浜町木指	250		崩壊	土留工	A21	B	県		
125	陰平	小浜町木指	220		崩壊	土留工	A17	B	県		
126	北呂	小浜町南木指	190		崩壊	土留工	A10	B	県		
127	寺之馬場	小浜町雲仙	260		崩壊	土留工	A20	B	県		
128	新湯(3)	小浜町雲仙	200		崩壊	土留工	A1	B	県		
129	木津駅跡(1)	小浜町木津	120		崩壊	土留工	A19	B	県		
130	木津駅跡(2)	小浜町木津	110		崩壊	土留工	A8	B	県		
131	小路	小浜町北本町	170		崩壊	土留工	A6	B	県		
132	札の原(3)	小浜町雲仙	150		崩壊	土留工	A5	B	県		
133	新湯ノ崎	小浜町北本町	200		崩壊	土留工	A20	B	県		
134	飛子下光手	小浜町飛子	120		崩壊	土留工	A5	B	県		
135	金浜地区		60	有	がけ崩れ	擁壁工	A5 D60	B	市	平成 12 年度完成	

「予想される被害」欄の区分 A=民家(戸) B=公共建物(棟) C=橋梁(ヶ所) D=道路(m) F=耕地(ha) G=山林(m²) H=宅地(m²)
「危険度」欄の区分 A…災害発生の可能性が極めて高い。 B…災害発生の可能性が高い。 C=災害発生の可能性がある。

種別	整理番号	名称	特に危険な区域		過去に発生の有無	予想される事態	対策工法	予想される被害	危険度	管理区分	備考
			区域	延長(m)							
急傾斜	136	下光手地区		145	有	がけ崩れ	法砕工	A5 D100	B	市	平成18年度完成
	137	飛子影平地区		45	有	がけ崩れ	法砕工	A30 B1 D100	B	市	
	138	清水地区	清水	100	有	落石崩土	張コンクリート	A6	B	市	
道路	7	一般県道北野千々石線	地内	2500	有	落石崩土	ロックネット法砕工	D2,500	C	県	S54～62年度施工済(公共事業) H3(県単)ネットL=120m H20(県単)ネット・落下防止柵L=280m H23 落下防止柵L=600m
	8	飛子～山畑線	下光手	20	有	落石崩土	ロックネット法砕工	A15 D50	C	市	平成8年度完成
	9	木津西浜線	木津西浜	119	有	法面崩壊	擁壁工	A5 D119	B	市	平成10年度完成
	10	猿葉線	富津字北向平	40	有	法面崩壊	擁壁工	D50 F0.2	B	市	
	11	山畑・木場線	山畑字下笹原		有	落石崩土	落石防護柵	D70 F0.1	B	市	
留地	6	諏訪の池			有	決壊	積土俵	A10 D100	C	市	
	7	小野河内池			有	決壊	積土俵	A10 D100	C	市	
	8	びん串池			有	決壊	積土俵	A10 D100	C	市	
林務	23	座頭坂	富津			土石流	治山ダム工	A150 B2 D600	A	県	S59～60年度施工済 H10年度施工
	24	古湯	古湯	100	有	地すべり	治山ダム工	A15 D200	A	県	R3～災害関連緊急治山
	25	南向平	南向坂			山崩れ		A50 D300	B	市	
	26	立石	山領			山崩れ		A15 B1 D300	B	市	
	27	大迫	北野			山崩れ		A30 B2	B	市	
	28	石合	北野		有	山崩れ		A6 D200	B	市	
	29	小地獄	小地獄		有	土石流	治山ダム工	A12 D200	B	市	S47年度谷止工施工済 R3～災害関連緊急治山
	30	北湯ノ崎	北湯ノ崎		有	山崩れ	山腹工	D80 D800	C	市	
	31	上檜山	小田山			山崩れ	山腹工	A3 D300	C	市	
	32	善蔵山	飛子		有	山崩れ	山腹工	A12 B1 D100	C	市	平成2年度法砕工施工済 H31～R3 災害関連緊急治山
	33	吉野迫	木場			山崩れ	山腹工	A16 D700	C	市	
	34	平山	平山		有	土石流	治山ダム工	A50 B3 C1D2,000	A	県	S50.52.54 治山堰堤施工済 H5 谷止工施工済 H6 治山堰堤施工済 H31～R3 緊急予防治山事業実施済
	35	南本町	南本町		有	山崩れ	山腹工	A22 D500	A	県	H20年度から復旧治山事業 土留工・補強土工実施済
	36	湯の崎	湯の崎		有	山崩れ	山腹工	A25 D100	A	県	H21～H23年度 地山補強 土木工施工済
44	木津	木津			山崩れ	山腹工	A11 B1 D100	A	県	H25～R2 予防治山事業実施中	
48	刈水	刈水			落石崩土	山腹工	A15 D500	A	県	R2～予防治山事業実施中	
49	目附石	目附石			落石崩土	山腹工		A	県	R2～緊急予防治山事業実施中	

「予想される被害」欄の区分 A=民家(戸) B=公共建物(棟) C=橋梁(ヶ所) D=道路(m) F=耕地(ha) G=山林(m²) H=宅地(m²)
「危険度」欄の区分 A…災害発生の可能性が極めて高い。 B…災害発生の可能性が高い。 C=災害発生可能性がある。

⑦ 雲仙市南串山町

種別	整理番号	名称	特に危険な区域		過去に発生の有無	予想される事態	対策工法	予想される被害	危険度	管理区分	備考
			区域	延長(m)							
河川	33	白頭川	山頭溜田(池下溜田)	220	有	溢水 決壊	浚渫 三角張 コンクリート	A5 F3 D100	A	市	
	34	境川	甲川～海	左岸 1,300	S 57	決壊 溢水	積土俵	A5 F2	B	県	河口～1,320m S59 完成 右岸は小浜町
	35	川内川	友屋敷谷～海 下用佐衛谷～海	右岸 2,000 左岸 2,000	S 46	決壊 溢水	積土俵	A7 C3 D500 F6	C	県	河口～1,017m S50 完成 地図なし
	36	小津波見川	国道橋上流	右岸 700 左岸 700		決壊 溢水	積土俵	A18 C4 D1000 F22	C	県	
海岸	12	京泊	小津波見	1969		溢水 決壊	積土俵	A10 D1164	B	県	水管理・国土保全局海岸
	13	白頭	白頭	483	有	浸水	消波工	A2	B	市	H8 年度漁港海岸保全事業 一部完了
	14	倉越	倉越	490	有	浸水	消波工	B2	B	市	
	15	赤間	赤間	630	有	浸水	消波工	A15 D730 F15	B	市	H14 年度漁港海岸保全事業 一部完了(350m) H26 年度漁港海岸保全事業 着手
	26	荒牧	後平	740		溢水 決壊	積み土のう 工	D511 F0.4	C	県	
砂防	136	上大王平川	南串山町上大良	500		土石流	ダム工	A8 D200	B	県	
	137	八瀬間川	南串山町妙見	300		土石流	ダム工	A6 D50	B	県	
	138	東倉越川	南串山町倉越	500		土石流	ダム工	A15 D200	B	県・市	
	139	水ノ浦川	南串山町水ノ浦	700		土石流	ダム工	A24 D100	B	県	
	140	奥の谷川	南串山町小津波見	100		土石流	ダム工	A5 D50	B	県	
	141	小津波見川	南串山町小津波見	100		土石流	ダム工	A5 D50	B	県	
	142	川内川	尾登名	2000	有	決壊 土石流	積土俵	A17 B1 C4 D1,240 F20 H10,000	B	県	S61 年度沈砂地完成
143	西浜	西浜	300	有	決壊 土石流	コンクリート打 壁	A20 D200H500	B	市		
急傾斜	139	後山	南串山町後山	200		崩壊	土留工	A10	C	県	H5 完成
	140	白頭	南串山町白頭	150		崩壊	土留工	A9	B	県・市	
	141	板引	南串山町板引	150		崩壊	土留工	A15	C	県・市	H1 完成
	142	中ノ場 B	南串山町中ノ場	130		崩壊	土留工	A10	C	県・市	H4 完成
	143	中ノ場 A	南串山町中ノ場	300		崩壊	土留工	A12	C	県・市	S59 完成
144	椎の木川	南串山町椎木川	110		崩壊	土留工	A5	C	県・市	S60 完成	

「予想される被害」欄の区分 A=民家(戸) B=公共建物(棟) C=橋梁(ヶ所) D=道路(m) F=耕地(ha) G=山林(m²) H=宅地(m²)
「危険度」欄の区分 A…災害発生の可能性が極めて高い。 B…災害発生の可能性が高い。 C=災害発生の可能性がある。

種別	整理番号	名称	特に危険な区域		過去に発生の有無	予想される事態	対策工法	予想される被害	危険度	管理区分	備考
			区域	延長(m)							
急傾斜	145	中ノ場(3)	南串山町中ノ場	300	有	崩壊	土留工	A10	B	県	H30 完成
	146	平	南串山町平	250		崩壊	土留工	A10	B	県・市	完成
	147	田の平波戸	南串山町田の平	400		崩壊	土留工	A12	B	県	H23 完成
	148	西浜	南串山町西浜	180		崩壊	土留工	A6	C	県	H8 完成
	149	西平	南串山町西平	350		崩壊	土留工	A55	C	県・市	S60 完成
	150	射場	南串山町射場	110		崩壊	土留工	A7	B	県・市	
	151	小津波見(1)	南串山町小津波見	150		崩壊	土留工	A6	B	県・市	
	152	小津波見(3)	南串山町小津波見	110		崩壊	土留工	A7	B	県・市	
	153	谷間川	南串山町谷間川	80		崩壊	土留工	A9	B	県・市	
	154	田ノ浦内	南串山町谷間川	93		崩壊	土留工	A5	B	県・市	H5 完成
	155	白頭	池下	80	有	山崩れ	土留工	A7 D50	A	市	
	156	板引(B)	遠見塚	40		山崩れ	土留工	A2 D50	A	市	
	157	大王平	大王平	60		山崩れ	土留工	A6 D80	A	市	
	158	上方	上方	80		山崩れ	土留工	A6 D150	A	市	
	159	大良	平	110		山崩れ	土留工	A6 D140	A	市	
	160	射場	射場	140		山崩れ	土留工	A10 D200	A	市	
	161	妙見(A)	川内	60		山崩れ	土留工	A12 D100	A	市	
	162	妙見(B)	妙見	250		山崩れ	土留工	A19 D300	A	市	
	163	内平	内平	150		山崩れ	土留工	A16 D300 内平ふれあいセンター1	A	市	
	164	水の浦(A)	水の浦	300		山崩れ	土留工	A14 D300	A	市	
	165	水の浦(B)	椿坂	200		山崩れ	土留工	A6 D200	B	市	
	166	田ノ平(C)	下方	110	有	山崩れ	土留工	A13 D100	A	市	
	167	塚の山中の場	松星	60	有	山崩れ	土留工	A5 D50	A	市	
	168	奥	奥	100		山崩れ	土留工	A7 D100	B	市	H5 完成
169	小津波見	小津波見	150		山崩れ	土留工	A30 D150	A	市		
170	辺木	辺木	200	有	山崩れ	土留工	A16 D200	A	市		
171	打越北	打越北	100	有	山崩れ	土留工	A2 D40	B	市		
172	田ノ平長田	田ノ平長田	180	有	山崩れ	土留工	D50	B	市		

「予想される被害」欄の区分 A=民家(戸) B=公共建物(棟) C=橋梁(ヶ所) D=道路(m) F=耕地(ha) G=山林(m²) H=宅地(m²)
「危険度」欄の区分 A…災害発生の可能性が極めて高い。 B…災害発生の可能性が高い。 C=災害発生可能性がある。

種別	整理番号	名称	特に危険な区域		過去に発生の有無	予想される事態	対策工法	予想される被害	危険度	管理区分	備考
			区域	延長(m)							
道路	12	一般国道251号	小津波見	1800	有	落石 崩土	洞門工 法面工	D1,800 F3.2 G65,000	A	県	I 期工事(S58~H5) ロックシェッド 13 箇所完了 II 期工事(H6~) 抗口対策 12 箇所 H11 まで 3 箇所完了 H12~13 事業中断 H14 事業再開 H22 から斜面監視システム検討 H26 年度までに7基設置完了
	13	池下鬼池線	池下 ~池崎線分岐点	70	有	崩土	張 ブロック	D70	A	市	S54.55 災害復旧にて一部 施工
	14	椎木川 溜水線	川内	340	有	崩土	コンクリート 擁壁張 ブロック	D340	A	市	S46.47 災害復旧にて一部 施工
	15	後山尾登線	後山~池崎	300	有	崩土 路肩 崩壊	コンクリート 擁壁張 ブロック	D300	A	市	
	16	水ノ浦 小津波見線	竹比	(60) (70)	有	落石 崩土	土留工	D30	B	市	
	17	赤間線	赤間波止上	20	有	落石 崩土	土留工	D20	B	市	
	18	京泊打越線	墓ノ平	30	有	落石 崩土	土留工	A4 D30	B	市	
	19	椎木川 溜水線	丸山	20	有	落石 崩土	土留工	D20 F0.5	B	市	
	20	尾登内平線	射場	40	有	落石 崩土	土留工	D40	C	市	
	21	尾登内平線	松尾山	50	有	落石 崩土	土留工	D50	C	市	
	22	檉峰線	平田	15	有	落石 崩土	土留工	A1 D15	A	市	
	23	板引諏訪線	下木場陽平	20	有	崩土 路肩 崩壊	コンクリート 打壁	G0.2	B	市	
	24	後山尾登線	後平	50	有	落石 崩土	土留工	D30 F0.2	B	市	
	道路	25	椎木川 溜水線	鼻崎	30	有	崩土 路肩 崩壊	法枠工	A3 タクシー会社 1	A	市
溜池	9	谷向池	谷向	86		決壊	積土俵 杭打工	A13 C1 D250 F22 保育所 1 社会福祉工場 1 市営住宅 17	B	市	
	10	加例川池 (上)	加例川	60		決壊	堤体補強	A10 C1 D300 F20	B	市	
	11	加例川池 (下)	加例川	63.5		決壊	堤体補強	A10 C1 D300 F20	B	市	H23 浚渫
	12	門山池	門山	68		決壊	堤体補強	A20 C2 D500 F4 地区公民館 1 小学校 1、保育 所 1	B	市	H18~H19 村づくり交付金
	13	鬼塚池	鬼池	30		決壊	堤体補強	A30 C2 D600 F2	B	市	

種別	整理番号	名称	特に危険な区域		過去に発生の有無	予想される事態	対策工法	予想される被害	危険度	管理区分	備考
			区域	延長(m)							
林	37	日切辻	日切辻			山崩れ	土留工	A25 D50	A	市	
	38	板引	板引		有	がけ崩れ	土留工	A23 D200 地区公民館 1	A	市	
	39	後山	後山		有	がけ崩れ	土留工	A11 D50	A	市	S62 年度山腹工施工済
	40	水の浦	水の浦		有	がけ崩れ	土留工	A15 D400	A	市	
	41	中の場	中の場		有	がけ崩れ	土留工	A14 D100	A	市	
務	42	京泊	志自岐	150	有	山腹崩壊	法枠工 土留工	D150 F10 G3,000 B1 H3,000	A	県	H11 災害関連緊急治山事業実施 H12~H16 法枠工、土留工実施
	45	中ノ場	中ノ場			山腹崩壊	山腹工	A14 B1 D100 F0.1	A	県	H27~R2 復旧治山事業実施済

「予想される被害」欄の区分 A=民家(戸) B=公共建物(棟) C=橋梁(ヶ所) D=道路(m) F=耕地(ha) G=山林(m²) H=宅地(m²)
「危険度」欄の区分 A…災害発生の可能性が極めて高い。 B…災害発生の可能性が高い。 C=災害発生の可能性がある。

(3) 災害危険区域位置図

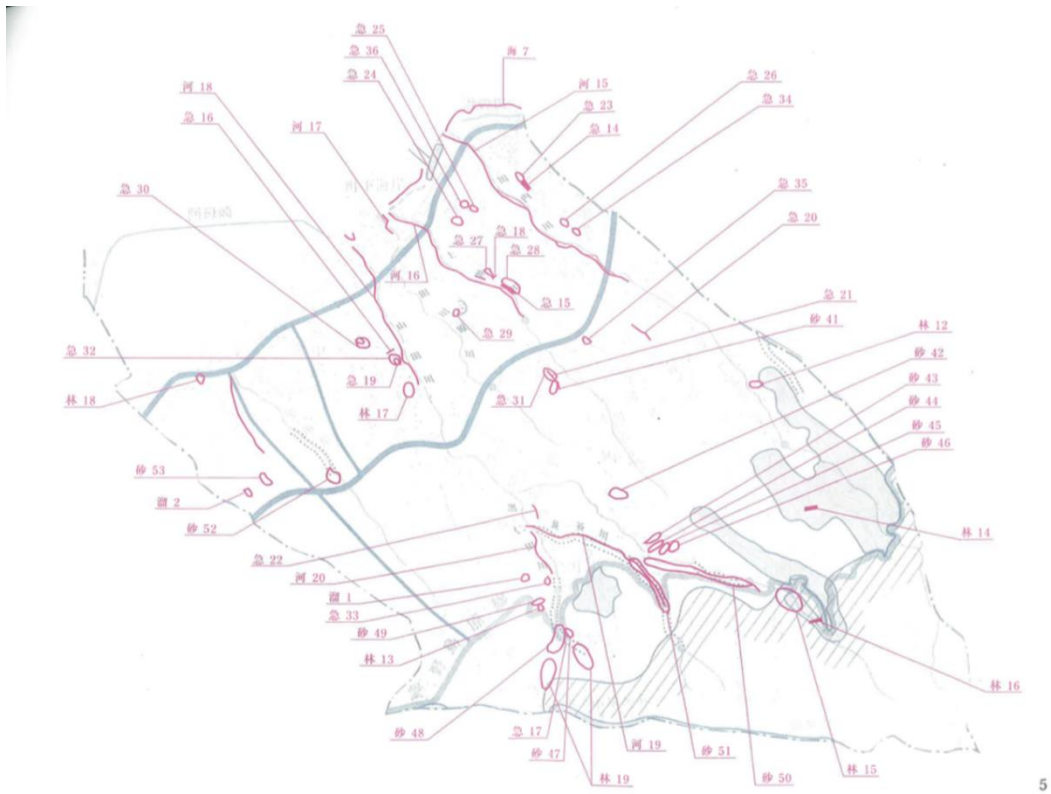
① 国見地区



② 瑞穂地区

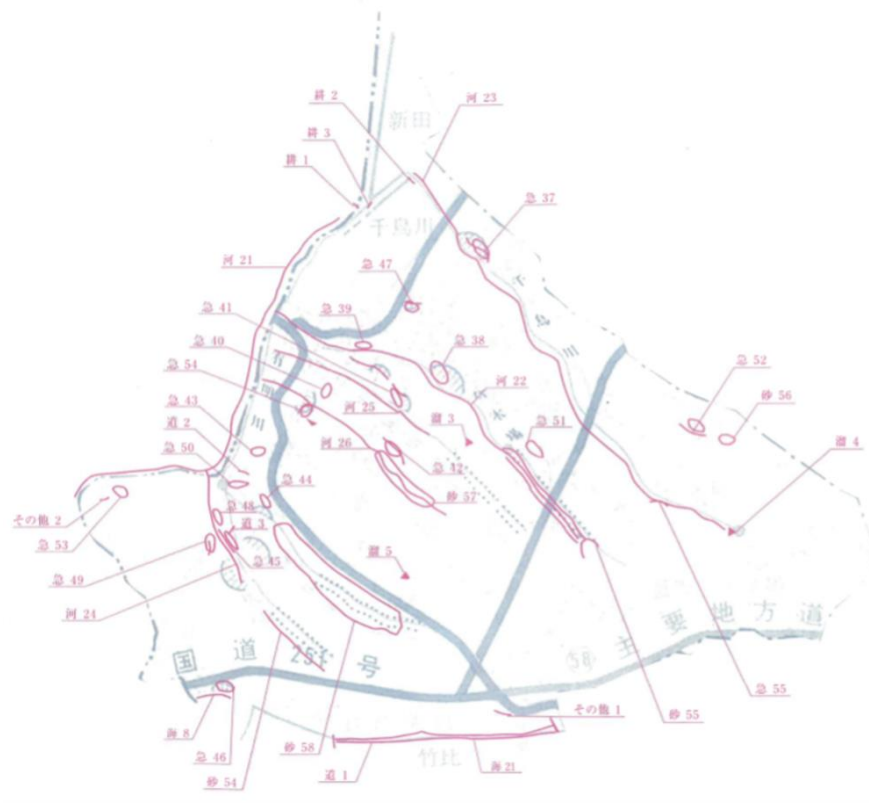


③ 吾妻地区



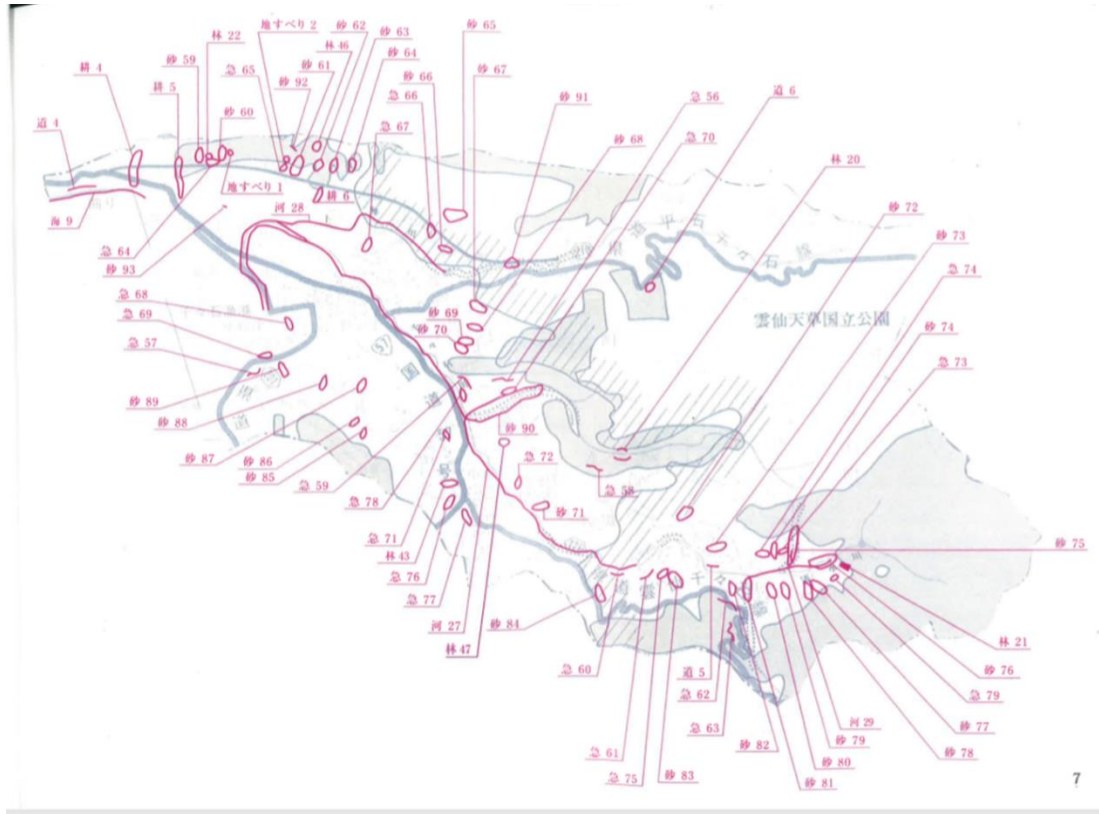
5

④ 愛野地区



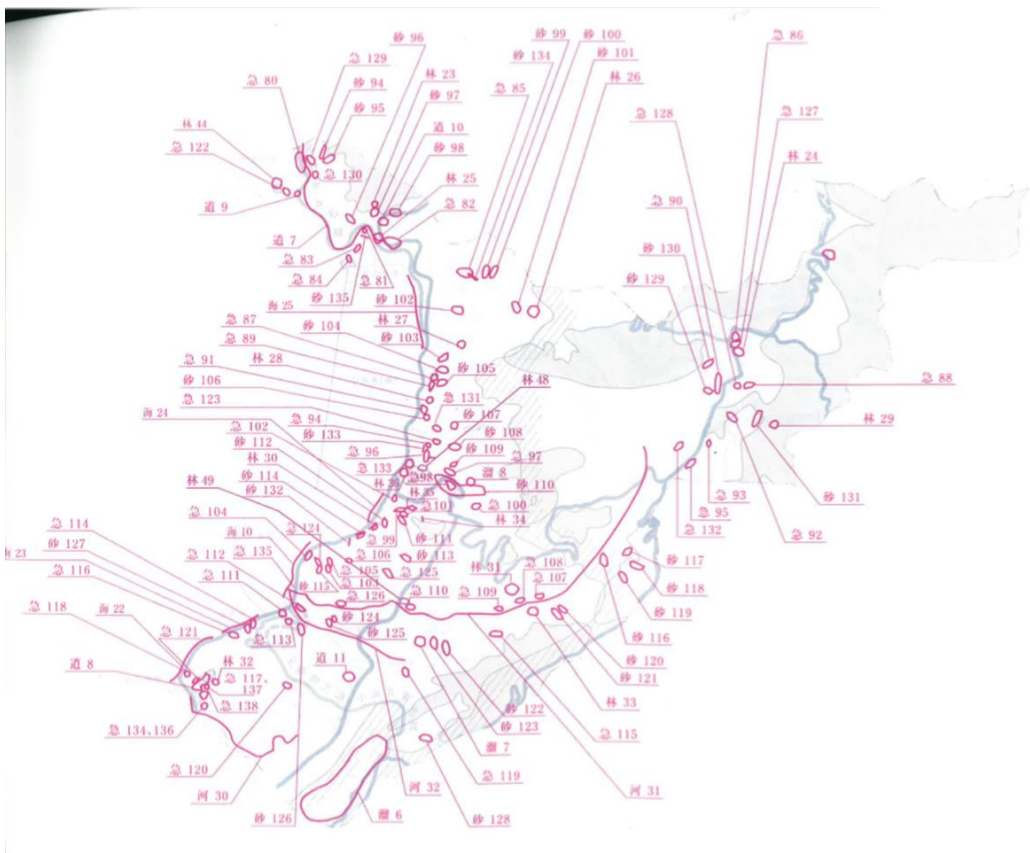
6

⑤ 千々石地区



7

⑥ 小浜地区



雲仙岳の噴火警戒レベル

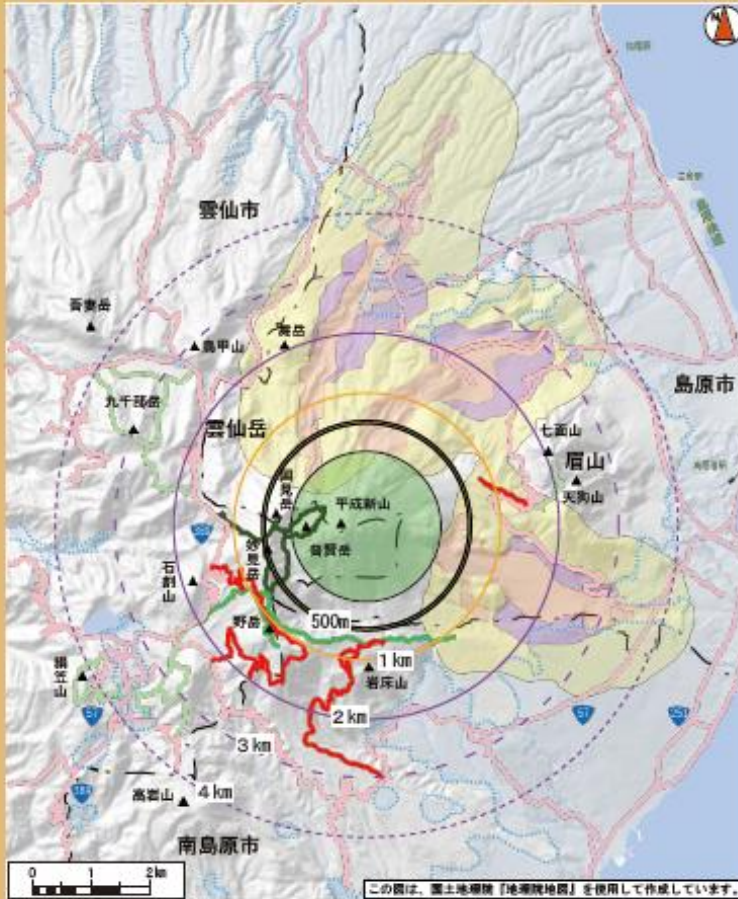
— 火山災害から身を守るために —

- 噴火警戒レベルとは、噴火時などに危険な範囲や必要な防災対応を、レベル1から5の5段階に区分したものです。
- 各レベルには、火山の周辺住民、観光客、登山者等のとるべき防災行動が一目で分かるキーワードを設定しています（レベル5は「避難」、レベル4は「高齢者等避難」、レベル3は「入山規制」、レベル2は「火口周辺規制」、レベル1は「活火山であることに留意」）。
- 対象となる火山が噴火警戒レベルのどの段階にあるかは、噴火警報等でお伝えします。



九州地方気象局提供

■雲仙岳 噴火警戒レベルに応じた防災対応



●噴火警戒レベルに応じて下記のような防災対応が住民、観光客、登山者・入山者及び自治体等の防災機関に求められます。

- レベル5（避難）：
危険な居住地域からの避難等
- レベル4（高齢者等避難）：
警戒が必要な居住地域での高齢者等の要配慮者の避難、住民の避難の準備等
- レベル3（入山規制）：
想定火口域の縁から概ね1km以内の立入規制
○の範囲内
- レベル2（火口周辺規制）：
想定火口域の縁から概ね500m以内の立入規制
◎の範囲内
- レベル1（活火山であることに留意）：
状況に応じて火口内への立入規制

大きな噴石に警戒が必要な範囲は、火山活動の状況により、想定火口域の縁から概ね500m◎、概ね1km○、概ね2km◇、概ね3km△、概ね4km▲となります。

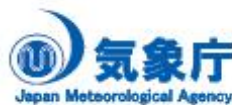
- ：想定火口域
- ：一般道
- ◎：居住地域
- ◇：一般道（レベル3規制）
- △：溶岩流
- ▲：登山道
- ◇：火砕流
- △：登山道（レベル3規制）
- ▲：火砕サージ
- ▲：登山道（レベル2規制）

※噴火警戒レベルが対象とする火山現象は、大きな噴石、溶岩流及び火砕流です。溶岩ドームの崩落や土石流などについては、自治体等が発表する情報に留意してください。

■この図は、噴火シナリオに基づき、雲仙岳火山防災協議会と調整して作成しています。
■各レベルにおける具体的な規制範囲等については、地域防災計画等で定められていますので、詳細については長崎県、島原市、雲仙市及び南島原市にお問い合わせください。



本冊子は、植物性インクを使用しています。



福岡管区気象台 地域火山監視・警報センター
TEL:092-725-3806 <https://www.data.jma.go.jp/fukuoka/>
■長崎地方気象台
TEL:095-811-4861 <https://www.data.jma.go.jp/nagasaki-c/>
■雲仙岳火山防災協議会事務局:長崎県
TEL:095-824-1111 <https://www.pref.nagasaki.jp/>



平成19年12月1日運用開始
平成31年3月14日改定

雲仙岳の噴火警戒レベル

種別	名称	対象範囲	レベル (1~5)	火山活動の状況	住民等の行動及び登山者・入山者等への対応	想定される現象等
特別警報	噴火警報(居住地)又は噴火警報	居住地及びそれより火口側	5 (避難)	居住地に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは切迫している状態にある。	(住民等) 危険な居住地域からの避難等。	<ul style="list-style-type: none"> ●大きな噴石や火砕流、溶岩流が居住地に到達するような噴火の発生が切迫している。 1992年噴火の事例 溶岩流(新成溶岩)が火口から約2.7kmまで流下 1990年～1996年噴火の事例 1991年5月26日:火砕流が火口から約2.5kmまで流下 ●噴火が発生し、大きな噴石や火砕流、溶岩流が居住地に到達。 1990年～1996年噴火の事例 1991年6月3日:火砕流が火口から約4.3kmまで流下 1993年7月19日:火砕流が火口から約5.6kmまで流下
			4 (高齢者等)	居住地に重大な被害を及ぼす噴火が発生すると予想される(可能性が高まっている)。	(住民等) 警戒が必要な居住地域での高齢者等の要配慮者の避難、住民の避難の準備等。	<ul style="list-style-type: none"> ●大きな噴石や火砕流、溶岩流が居住地に到達するような噴火の発生が予想される。 1990年～1996年噴火の事例 1991年5月24日:火砕流の発生
警報	噴火警報(火口周辺)又は火口周辺警報	火口から居住地近くまで	3 (入山規制)	居住地の近くまで重大な影響を及ぼす(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	(登山者等) 登山禁止・入山規制等、危険な地域への立入規制等。 (住民等) 住民は通常の生活。状況に応じて高齢者等の要配慮者の避難の準備等。	<ul style="list-style-type: none"> ●想定火口域の縁から概ね1km以内に大きな噴石の飛散や火砕流、溶岩流の流下が予想される。 1990年～1996年噴火の事例 1991年5月12日頃:山体浅部を震源とする火山性地震の多発 1991年5月12日:火山性微動の急増 1991年5月13日:山体浅部の膨張を示す明確な地殻変動 ●噴火が発生し、想定火口域の縁から概ね1km以内に大きな噴石の飛散や火砕流、溶岩流の流下。 1993年噴火の事例 溶岩流(古成溶岩)が火口から約1kmまで流下
			2 (火口周辺規制)	火口周辺に影響を及ぼす(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	(登山者等) 火口周辺への立入規制等。 (住民等) 住民は通常の生活。	<ul style="list-style-type: none"> ●想定火口域の縁から概ね500m以内に大きな噴石の飛散や火砕流、溶岩流の流下が予想される。 1990年～1996年噴火の事例 1990年10月23日、10月31日:火山性地震の増加 1990年10月:火山性微動の増大 ●噴火が発生し、想定火口域の縁から概ね500m以内に大きな噴石の飛散や火砕流、溶岩流の流下。 1990年～1996年噴火の事例 1990年11月17日:噴火の発生
予報	噴火予報	火口内等	1 (活火山であることに留意)	火山活動は静穏。火山活動の状態によって、火口内で火山灰の噴出等が見られる(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)。	(登山者等) 状況に応じて火口内への立入規制。	<ul style="list-style-type: none"> ●火山活動は静穏。状況により想定火口域の範囲内に影響する程度の噴出の可能性あり。

注1) ここでいう「大きな噴石」とは、主として風の影響を受けずに降道を隔てて飛散する大きさのものとする。

注2) 各レベルにおける警戒が必要な範囲は、想定火口域の縁からの距離としている。火口の位置が固定された場合には、その火口縁を起点とした警戒が必要な範囲を設定する。

注3) 想定火口域の範囲外で噴火が発生した場合は、噴火した場所や大きな噴石等の影響範囲を記述した噴火警報を発表する。

■各レベルにおける具体的な規制範囲等については、地域防災計画等で定められていますので、詳細については

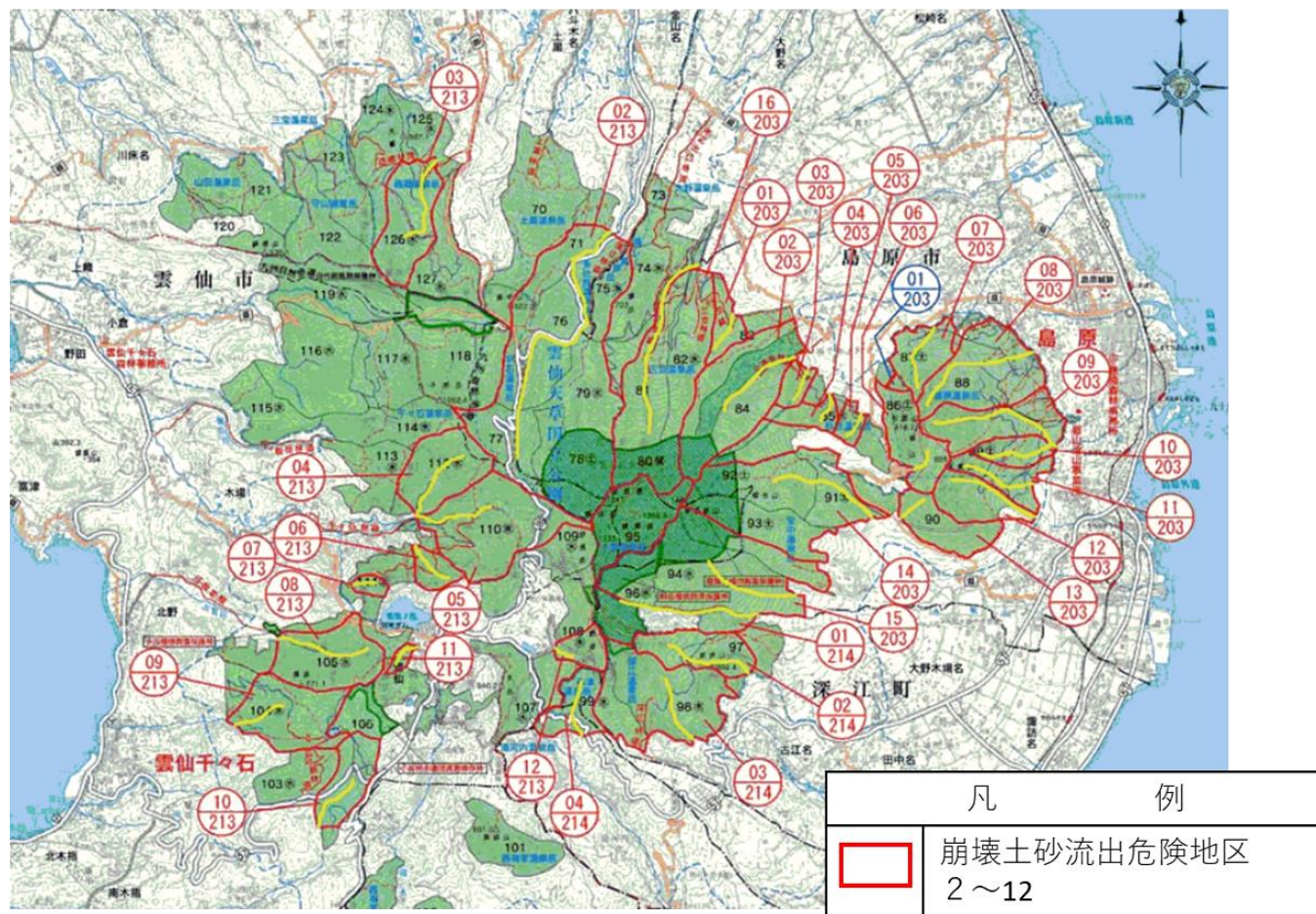
長崎県、島根県、雲仙市及び南島原市にお問い合わせください。



30 山地災害危険地区

(1) 位置図

雲仙市山地災害危険地区位置図



(2) 崩壊土砂流出危険地区一覧表(雲仙市)

番 号			位 置			保安林等	他の法令等の指定	危険度	面積(ha)	備考
市町村	地区	市町村	大字	字						
1	213	2	雲仙市	国見町庚	奥上原ほか	水かん		A	18.00	
2	213	3	雲仙市	瑞穂町西郷		水かん		A	4.68	
3	213	4	雲仙市	千々石町庚	千々石岳	水かん		A	1.05	
4	213	5	雲仙市	千々石町庚	千々石岳	水かん		A	2.70	
5	213	6	雲仙市	千々石町庚	千々石岳	水かん		A	1.20	
6	213	7	雲仙市	千々石町庚	千々石岳	水かん		A	0.84	
7	213	8	雲仙市	小浜町北本町	水ノ出	水かん		A	5.40	
8	213	9	雲仙市	小浜町北本町		水かん		A	1.32	
9	213	10	雲仙市	小浜町南本町		水かん		A	2.28	
10	213	11	雲仙市	小浜町雲仙		水かん		A	0.48	
11	213	12	雲仙市	小浜町雲仙	絹笠	水かん		C	0.45	
計			11箇所							

※ 213-1 は欠番

31 要配慮者利用施設

要配慮者利用施設(土砂災害)一覽表

令和5年4月1日現在

町名	要配慮者利用施設名	住 所	分 類
南 串 山 町	南串保育園	南串山町丙 1176	急傾斜地
	島原特別支援学校南串山分教室	南串山町丙 9736-2	急傾斜地
	南串中学校	南串山町丙 9705	土石流
	社会福祉法人八幡会あけぼの学園	南串山町丙 9716	土石流
	ケアホームゆうかぜ	南串山町丙 9679-2	土石流
	ケアホームあさかぜ	南串山町丙 9679-2	土石流
	南串第一小学校	南串山町甲 2480	土石流
	皮膚科・泌尿器科 菅医院	南串山町甲 2232	地すべり
	菅耳鼻咽喉科	南串山町甲 2232-3	地すべり
	広田歯科	南串山町甲 2232-3	地すべり
小 浜 町	社会福祉法人コスモス会ウェルカム社おばま	小浜町富津 846	急傾斜地
	ひらゆ医院	小浜町北野 1069	急傾斜地
	特別養護老人ホーム「湯楽苑」	小浜町北本町 217	急傾斜地
	養護老人ホーム「湯の里荘」	小浜町北本町 217	急傾斜地
	あすなる保育園	小浜町南本町 794	急傾斜地
	菅医院	小浜町北本指 3035-3	急傾斜地
	木戸眼科	小浜町北本町 1682-52	急傾斜地
	ケアハウス桜花苑	小浜町北本町 1056-3	急傾斜地
	小浜中学校	小浜町南本町 290	急傾斜地
	社会福祉法人いずみ会よろこびの里	小浜町南本町 518	急傾斜地
	グループホーム クベレ	小浜町金浜 422-2	急傾斜地
	小浜小学校	小浜町北本町 550	土石流
	津田歯科	小浜町北本町 102-8	土石流
	恵燈保育園	小浜町北本町 21	土石流
	松藤整形外科	小浜町北本町 35	土石流
	副島内科クリニック	小浜町北本町 11-5	土石流
小浜みやもと歯科医院	小浜町南本町 14-1	土石流	
千 々 石 町	千々石中学校	千々石町乙 305	地すべり
愛 野 町	小さき花の幼稚園	愛野町乙 771	急傾斜地
	愛野保育園	愛野町乙 830-1	急傾斜地
	愛野ありあけ病院	愛野町甲 370	急傾斜地

町名	要配慮者利用施設名	住 所	分 類
瑞穂町	岩戸保育園	瑞穂町西郷丁 505	急傾斜
	グループホーム いなほ	瑞穂町西郷戊 772-5	急傾斜

要配慮者避難施設(洪水浸水区域)一覧表

令和5年4月1日現在

町名	避難促進施設名	住 所	備 考
吾妻町	和光幼稚園	吾妻町大木場名 38-5	

32 避難促進施設

○ 津波災害

令和5年4月1日現在

町名	避難促進施設名	住 所	備 考
南串山町	菅耳鼻咽喉科	南串山町甲 2232	
	広田歯科	南串山町甲 2232-3	

○ 火山噴火災害

令和5年4月1日現在

町名	避難促進施設名	住 所	備 考
小浜町	雲仙ロープウェイ株式会社	小浜町雲仙 551	
	仁田峠インフォメーションセンター	小浜町雲仙 551	

雲仙市地域防災計画の改正

平成30年 3月改正	雲仙市防災会議
令和 2年 12月改正	雲仙市防災会議
令和 3年 7月改正	雲仙市防災会議
令和 4年 6月改正	雲仙市防災会議
令和 5年 5月改正	雲仙市防災会議

雲仙市地域防災計画

—資料編—

(令和5年5月)

編集・発行 雲仙市防災会議

事務局 雲仙市危機管理課

〒859-1107

長崎県雲仙市吾妻町牛口名7-1-4番地

TEL 0957-47-7769

FAX 0957-38-3109